

3
戦時中
軍の行動と損害の関係

RB'-0573

0230

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

戦時中の軍の行動と損害関係

- ・ウエストミ側 陸海工... 1956.9.18
- ・ウエストミ側 戦争被害状況資料の件
- ・ウエストミ側 爆撃に於ける損害状況
- ・ウエストミ側の戦争被害
- ・明作戦時における印に於ける軍管理下の被害状況
- ・仏印処理諸方針
- ・日軍に於ける南越国民の被害について
- ・ウエストミ側 戦況に際する被害の調査
- ・日・仏印間の軍事関係資料目録
- ・戦争被害と賠償額の関係
- ・兵站基地の被害
- ・ウエストミ側 被害の被害
- ・ウエストミ側 戦況とそれに伴う損害
- ・ウエストミ側の主として戦争被害及び苦痛
- ・外務省南洋局第二課昭和15年度執務報告表
- ・最高戦争被害委員会決定 対仏印武力的破壊関係
- ・仏印平和進駐前後以降1945年8月15日までの日・仏印関係の軍事関係事項及び年表

- ・ウエストミ側の被害及び被害の被害に関する損害資料の件 1944年9月~1945年8月の被害及び被害の被害の被害
- ・ウエストミ側の戦争被害資料 34.10.20 印海軍
- ・仏領印度支那共同防衛に關する日軍フランス当局間現地軍協定
- ・在「ハノイ」南支那遣日陸海軍最高指揮官代表と印度支那軍最高指揮官との間、軍事協定成立の基礎事項
- ・仏領印度支那共同防衛に關する日軍フランス当局間協定書
- ・松岡・アチノ協定 = 「アチノ」在日仏国大使率翰談
- ・昭和20年9月20日付在「ハノイ」西村事務所宛宛東光外務大臣宛電報抄本
- ・戦況及び者数 2,30万の概算 34.11.21 印軍
- ・インドシナに於ける日軍の行動(仏印補作戦記録) 3-3
- ・日本フランス(仏領)間の戦争の初期等に関する若干の問題について 1942.1.28 第三
- ・連合国との戦争開始の日一覽 (24.11.8)

RB'-0573

0231

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

。在外に於て日本軍の利益に
 對する調査の期及る回答等、5.27.2.9に

GA-6

外務省

④
 ヴィエトナム側提出

エード・メモアール(仮訳)

1956年9月18日

サイゴン

1956年8月30日、外務長官との会談に
 おいて、小長谷大使閣下は、日本政府としては、
 ダニム水力発電所建設のため、ヴィエトナム政
 府に協力する方針であり、その経費は約3千万
 米ドルに達する旨述べられた。すなわち、1千
 万米ドルのローカル・エクスペンスはヴィエト
 ナム政府が提供し得るものとして、日本政府は、
 残りの2千万米ドルにつき、その一部を賠償と
 して、他は借款として、すべて役務及び資本財
 によつて負担するであろう。

右の2千万米ドルのうち8百万米ドルは、日
 本人の役務の提供及び日本国の資本材の供給に
 より5年間に支払われるであろう。

日本国政府は、他方、同様の借款につき、国
 際金融市場で現在行われている利率及び条件に

RB'-0573

0232

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

による商業ベースの借款をもつて、5年間にわたり1千2百万米ドルまで、日本人の役務の提供及び日本国の資本財の供給を行うことを容易ならしめる用易がある。最後に、日本政府は、来る日仏交渉においては横浜正金銀行の債務、すなわち同銀行の保有する帳簿中の借方から生じた債務の清算によつて得るインドシナ銀行の資産に対するヴィエトナム政府の権利に関して同政府の行つた留保を考慮に入れるよう最善をつくすであろう。

これらの反対提案を受領し、ヴィエトナム共和国政府は、これらがヴィエトナムの受けた損害に比して余りにも僅少なものであることを遺憾とする。1956年1月6日の外務長官と日本国大使間の会談中に提示された損害額、すなわち2億5千万米ドルは、全くシンボリックな数字たることに注意を喚起したい。

「略奪」という損害項目に加えて、そのほかに二つの損害項目がある。その一つは生産及び

貿易に対する損害であり、他は戦斗行為及びその結果による人的損害であつて、ヴィエトナムのうけた損害総額は少くとも20億米ドルに達するものである。

ヴィエトナム共和国政府は、日本国政府が、2億5千万米ドルのシンボリックな数字をヴィエトナムの戦争賠償の総額として採用されんことを主張する。

日本の占領によりヴェトナム
の受けた損害及び苦痛

日本の占領によつてヴェトナムの受けた損害と苦痛を詳かにすることは明かに不可能なことである。この覚書においては、入手可能な数少ない統計に表れているところにより、損害の重要性について一つの概念を与えることだけに止めよう。

以下、次の観点について順次ふれることとする。

- 生産
- 貿易
- 通貨
- 住民

(1) 生産

(A) インドネシアの統計年鑑(1943年-1946年、第280頁)に示された鉱業生産に関する統計は、不完全なものではあるが、しかし、極めて正確なものである。統計によればとくに1943年以来鉱業生産

は著しく低下したことが分る。この低下は、一つには、爆撃によるものであるが、他方では日本官憲による輸出禁止によるものである。1939年を基準として比較すれば、この生産低下によるわが経済の損失を評価することができる。

石 炭

年	生産量(メトリックトン)	1939年に比へた損害
1939	2,615,000	
1940	2,300,000	(-) 1,150,000
1941	2,329,000	(-) 286,000
1942	1,243,000	(-) 1,372,000
1943	1,020,000	(-) 1,395,000
1944	337,000	(-) 2,078,000
1945	231,000	(-) 2,384,000

損失計 7,830,000
トン

亜 鉛

年	生産量(メトリックトン)	1939年に比へた損失
1939	1,3360	

7

1940	15.340	(+)	1.980
1941	18.170	(+)	4.810
1942	16.100	(+)	2.740
1943	12.900	(-)	4.60
1944	3.087	(-)	10.273
1945	876	(-)	12.484
損失計			13.687 トン

年	生産量 (メトリック・トン)	1939年に比べた損失
1939	3.037	
1940	2.869	(-) 1.68
1941	2.527	(-) 5.10
1942	1.967	(-) 1.070
1943	1.102	(-) 1.935
1944	647	(-) 2.390
1945	160	(-) 2.877
損失計		8.950 トン

8

鉄 鉱 年	生産量 (メトリック・トン)	1939年に比べ た損失
1939	138.200	
1940	33.100	(-) 105.100
1941	53.300	(-) 84.900
1942	64.500	(-) 73.700
1943	82.000	(-) 56.200
1944	29.700	(-) 108.500
1945	7.900	(-) 130.300
損失計		558.700 トン

鉱業生産の低下の結果、労働数も著しく低下した。

鉱山雇用労働者数総計は次の如く推定される。

1939	55,200人
1940	49,400
1941	49,600
1942	44,300
1943	35,000

1944	25000
1945	4000

かくして1939年と1945年との間に
51,200の労働者家族がその生活の糧を
失つたが、これは鉱山開発部門においてだ
けである。

(B) 製造業の損失もまた甚大であつた。こ
こでは若干の例を挙げるに止める。(インド
シナ統計年間1940年~1946年)

(例1) サイゴン、シヨロン地区の精米
業の操業精米所数及び1カ月当り
作業延日数は次のとおり

年	精米所数	1カ月当り 作業延日数	1943年に比べた 損失(作業延日数)
1943	24	465	
1944	16	240	2.25×1.2=2700
1945	3	34	4.31×1.2=5172
損失計(作業延日数)			7872

この損失は爆撃による。

(例2) マッチ製造業

年	生産量(百万箱)	1939年に比べた損失
1939	324	
1940	277	(-) 47
1941	523	(+) 199
1942	193	(-) 131
1943	134	(-) 190

1944	91	(-) 233
1945	28	(-) 296
	損失計	698百万箱

この損失は爆撃による。

(例3) セメント製造業

年	生産量(トン)	1939年に比べた損失
1939	306,000	
1940	378,000	(-) 28,000
1941	270,000	(-) 36,000
1942	153,000	(-) 153,000
1943	149,000	(-) 157,000
1944	0	(-) 306,000
1945	5,000	(-) 301,000
	損失計	981,000トン

この損失は爆撃による。

(C) 農業生産の損失を見積ることは、生産統計の欠如及び不正確さのために困難なことである。しかし、農産品の輸出統計を検討すれば、農民の収入の相当程度の損失は、これを正確に知り得ることである。

一例として、最も重要な2品目たる米及びゴムをとり上げよう。

米

年	輸出(視換算トン)	1939年に比べた損失
1939	135,000 2,210,000	
1940	152,000 2,260,000	(+) 50,000
1941	94,400 1,400,000	(-) 810,000
1942	97,600 1,450,000	(-) 760,000
1943	102,500 1,510,000	(-) 700,000
1944	47,700 740,000	(-) 1,470,000
1945	25,800 68,000	(-) 2,142,000
	損失計	5,832,000トン

年	輸出(トン)	1939年に比した損失
1939	68,000	
1940	64,600	(-) 4,300
1941	50,300	(-) 18,600
1942	37,800	(-) 31,100
1943	36,100	(-) 32,800
1944	200	(-) 68,700
1945	100	(-) 68,800

損失計 224,300トン

貿易

日本の占領の結果、ヴェトナムの外国貿易量は相当減少した。インドシナ統計年鑑1943年-1946年から抜萃した次の数字は、これを十分に示している。(この数字はインドシナ全域に関するものであるが、インドシナ貿易の少くとも80%がヴェトナムたることは、関係方面の認めるところである。)

外国貿易量指数

年	輸出(1939年 年=100)比損失	輸入(1939年 年=100)比損失	1939年比損失
1939	163	162	
1940	151 (-) 12	108 (-) 54	
1941	106 (-) 57	78 (-) 84	
1942	73 (-) 90	42 (-) 120	
1943	74 (-) 89	37 (-) 125	
1944	24 (-) 139	11 (-) 151	
1945	3 (-) 160	3 (-) 159	
損失計 (-) 547		(-) 693	

1925年には、インドシナの輸出額は、1913年の金フランで600,000,000であり、輸入額は同じく440,000,000であつた。

従つて輸出の減少による収入減は次のとおりである。

$$600,000,000 \times \frac{547}{100} = 3,282,000,000 \text{ francs - or 1913}$$

(1,073,214,000 \$ 1956 年価格)

右の額中ヴェトナムの占める額は

$$0.80 \times 1,073,214,000 = 858,000,000 \$$$

この収入減に対して、さらに輸入量の減少に基く関税収入の削減によるものを加えねばならない。この関税収入を輸入額の15%と見積れば、インドシナの予算に及ぼした損失は次のとおりとなる。

$$440,000,000 \times \frac{693}{100} \times 0.15 = 457,380,000 \text{ francs - or 1913}$$

(約 150,000,000 \$)

この損失中ヴェトナムの占める額は

$$0.80 \times 150,000,000 = 120,000,000 \$$$

かくて1940年、1941年、1945年にわたる外国貿易の減少によるヴェトナムのうけた損害の総額は次のとおりとなる。

$$858 + 120 = 978 \text{ (単位 百万米ドル)}$$

(3) 通貨

日本の占領は、インドシナにおいて、危険なインフレをひきおこした。1939年～1945年のインドシナ銀行発行通貨量は次の如く見積られる。

インドシナ銀行(インドシナ統計年鑑 1943～1946年による)

年	流通量(弗)	当座勘定(弗)	計(弗)
1939	216,300,000	53,200,000	269,500,000
1940	280,400,000	122,300,000	402,700,000
1941	346,700,000	158,900,000	505,600,000
1942	494,200,000	195,800,000	690,000,000
1943	740,400,000	215,500,000	955,900,000
1944	1,052,300,000	252,100,000	1,304,400,000
1945	1,988,300,000	376,800,000	2,365,100,000

かくして6年の間にインドシナ銀行発行通貨量は800%に増加した。

この増加は、一つには、日本の占領軍に対して行われた貸付により他は日本向インドシ

ナ輸出の対価たる円ブロックによるものである。

「横浜正金銀行」が、依然インドシナ政府に1.315百万円(1.360百万ピアストルの対価)及び480,000米ドルを返済しなければならぬということは、1954年10月13日、パリ経済通貨会議においてフランス代表団が、ヴィエトナム、カンボディア及びラオスの代表団に送ったノートから結果するものである。

1945年以来の円価値の下落を考慮すれば、日本はインドシナ政府に対して追加金を支払い、もつて支払遅延から来る損失を補填しなければならないであろう。

いずれにしても、1940年-1945年のインフレはピアストルの購買力を相当弱めたのである。

サイゴンにおけるインドシナ労働階級の生計費指数(1925年を100とする)は、

1939年の110から、1945年には506となつた。

ハノイにおいては、この指数は1939年の118から1945年には2866となつた。(インドシナ統計年鑑1943年-1946年参照)

(4) 住民

日本の占領と、その後の軍事上の出来事は、物的損害(工場、住宅、橋梁、道路、船舶等の破壊)のみならず、人的損害をひきおこしたのであるが、これについては不幸にして何の統計もない。

最もいたましい事実についてのみふれよう。それは1945年の飢饉であつて、ヴィエトナムの北部と中部においては百万以上の人が死亡したのである。

この飢饉の原因は、連合軍の上陸を予想して日本軍が1943年、1944年及び1945年におこなつた米の徴発によるものである。

かくして収穫高は悪くはなかつたのであるが(北ヴィエトナムにおいては17620000キントル-平時においては17百万キントルと見積られた需要を充するに充分であつた)、飢饉は、1944年11月からはじま

つた。

従つて飢饉は人為的に引きおこされた飢饉であつたわけである。

ヴェトナムには、人為損失についての賠償を要求する権利がある。犠牲者1人当り千ドルと計算して(全くりデイキュラスな賠償であらう。)日本の支払うべき額は

$$\$1,000 \times 1,000,000 = \$1,000,000,000$$

に達する。

結 論

結論として、日本の占領によるヴェトナムのうけた損害と苦痛は極めて甚大であり、少くとも20億米ドルと見積ることができよう。わが政府が2億5千万ドルを主張しているのは実際よりもはるかに下廻つているのである。

1956年9月18日サイゴンにおいて
ヴェトナム側提出にかかるエード・メモ
アール中の統計数字等

生 産

鉱業生産

年	石 炭 生産量 (メトリック・トン)	1939年に比べた損害
1939	2,615,000	
1940	2,500,000	(-) 115,000
1941	2,329,000	(-) 286,000
1942	1,243,000	(-) 1,372,000
1943	1,020,000	(-) 1,595,000
1944	537,000	(-) 2,078,000
1945	231,000	(-) 2,384,000
損失計		7,830,000 トン

亜鉛

年	生産量 (メトリック・トン)	1939年に比へた損失
1939	13.360	
1940	15.340	(+) 1.980
1941	18.170	(+) 4.810
1942	16.100	(+) 2.740
1943	12.900	(-) 460
1944	3.087	(-) 10.273
1945	876	(-) 12.484
損失計		13.687 トン

錫

年	生産量 (メトリック・トン)	1939年に比へた損失
1939	3.037	
1940	2.869	(-) 168
1941	2.527	(-) 510
1942	1.967	(-) 1.070
1943	1.102	(-) 1.935
1944	647	(-) 2.390
1945	160	(-) 2.877
損失計		8.950 トン

鉄 鉱

年	生産量 (メトリック・トン)	1939年に比へた損失
1939	138.200	
1940	33.110	(-) 105.100
1941	53.300	(-) 84.900
1942	64.500	(-) 73.700
1943	82.000	(-) 56.200
1944	29.700	(-) 108.500
1945	7.900	(-) 130.300
損失計		558.700 トン

鉄山雇用労働者数総計

1939	55,200人
1940	49,400
1941	49,600
1942	44,300
1943	35,000
1944	25,000
1945	4,000

製造業

サイゴン、シヨロン地区の精米業の操業精

米所数及び1カ月当り作業延日数

年	精米所数	1カ月当り 作業延日数	1943年に比べた 損失(作業延日数)
1943	24	465	
1944	16	240	$225 \times 12 = 2700$
1945	3	34	$431 \times 12 = 5172$
損失計(作業延日数)			7872

マッチ製造業

年 生産量(百万箱) 1939年に比べた損失

1939	324	
1940	277	(-) 47
1941	523	(+) 199
1942	193	(-) 131
1943	134	(-) 190
1944	91	(-) 233
1945	28	(-) 296
損失計		698百万箱

セメント製造業

年	生産量(トン)	1939年に比べた損失
1939	306000	
1940	278000	(-) 28000
1941	270000	(-) 36000
1942	153000	(-) 153000
1943	149000	(-) 157000
1944	0	(-) 306000
1945	5000	(-) 301000
損失計		981000トン

農業生産

米

年	輸出(穀換算トン)	1939年に比べた損失
1939	2210000	
1940	2260000	(+) 50000
1941	1400000	(-) 810000
1942	1450000	(-) 760000

1943	1,510,000	(←)	700,000
1944	740,000	(←)	1,470,000
1945	68,000	(←)	2,142,000
	損失計		5,832,000トン

ゴム年	輸出(トン)		1939年に比へた損失
1939	68,000		
1940	64,600	(←)	4,300
1941	50,300	(←)	18,600
1942	37,800	(←)	31,100
1943	36,100	(←)	32,800
1944	200	(←)	68,700
1945	100	(←)	68,800
	損失計		224,300トン

インドシナ銀行通貨発行高

年	流通量 (ピアストル)	当座勘定 (ピアストル)	計 (ピアストル)
1939	216,300,000	532,000,000	269,500,000
1940	280,400,000	1,223,000,000	402,700,000
1941	346,700,000	1,589,000,000	505,600,000
1942	494,200,000	1,958,000,000	690,000,000
1943	740,400,000	2,155,000,000	955,900,000
1944	1,052,300,000	2,521,000,000	1,304,400,000
1945	1,988,300,000	3,768,000,000	2,365,100,000

(注) (インドシナ統計年鑑1943~1946年による)

住 民

日本の占領及びこれに伴う軍事上の出来事は、物的損害（工場、住宅、橋梁、道路、船舶等の破壊）のみならず、人的損害をひきおこしたのであるが、これについては、不幸にして何の統計もない。

最もいたましい事実の一についてのみ、ふれよう。それは、1945年の飢餓であつて、ヴェトナムの北部と中部においては、百万以上の人が死亡したのである。

この飢餓は、連合軍の上陸を予想して日本軍が1943年、1944年及び1945年に行つた米の調達に起因するものである。

かくして、収穫高は、悪くはなかつた（北ヴェトナムにおいては、1,762万キントルの収穫があつた。この収穫高は、平時において1,700万キントルと見積られた需要を充足するに充分であつた筈である。）にも拘らず、飢餓は、1944年11月から始まつた。

従つて、飢餓は、人為的にひきおこされた飢餓であつたわけである。

ヴェトナムには、人為損失についての賠償を要求する権利がある。犠牲者1人当り1,000ドルと計算して（全くりディキュラスな賠償であらう。）日本の支払うべき額は

$\$1,000 \times 1,000,000 = \$1,000,000,000$
に達する。

極秘

第497号公信写(昭和34/0.6付)

藤山外務大臣あて 在ヴェトナム久保田大使発

ヴェトナム国における戦争
被害状況査報の件

本件に関しては当国外務省に対し、1956年9月18日付エイド・メモアールによる統計資料(昭和31年9月20日付往信第749号御参照ありたく、念のためメモアール写ノ部再送する)によつては実際の被害状況を詳らかにすることが出来ないから事実を即した裏付のある資料を作成送付願いたい旨を申し入れたが、外務省担当官は本件に関する具体的資料の提供は甚しく困難と思われるが、一応外務大臣と相談して回答したいと述べた。

当国現政府当局者で戦争当時の状況に詳しい者は殆んど存在しないと見て大過なく、従つて当国外務省よりの回答に多くを期待することは無理であると考えられるので、一方において当

2

地在留邦人側よりも出来るだけ資料を集めるよう努力しているが、当時からの残留者で軍属及び軍関係の仕事に従事した者の話を聞いても、当時軍司令部は終戦と同時に記録全部を焼棄した模様であり、又個人の記憶はこれを書物にする段になると案外はつきりした確信のあるものが出来ないためか、或いは他人の迷惑になるようなことはなるべく書き出したくないという心理からか、今までのところ十分に資料が揃わない状況である。

しかし乍ら時日も切迫していることであるから、とりあえず在留邦人側の談話、メモ的資料等を当館において整理し不本意ながら下記報告書を作成送付するにつき右御査閲相成りたい。

なお今後とも適切な資料入手出来れば引き続き送付する心算である。

記

1. 総説

当国が日本軍の北部及び南部仏印進駐より

RB'-0573

0247

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

終戦にいたる5年間南方総軍の戦略基地並びに兵站基地として日本軍の占領下に置かれたためヴィエトナム人民が凡ゆる被害を蒙つたことは否定し難い事実であり、殊に戦争後期において米空軍の爆撃が熾烈となつてから後道路、橋梁、陸海上運送手段等の破壊が徹底的に行われたため南北の交通路遮断による国内生産の低下、物資交流の杜絶によつて国内経済は完全な混乱状態に陥り、国民生活は荒廃の極に達した。特に1945年3月所謂明号作戦によつて仏印軍(多数のヴィエトナム人を含む)の武装解除を行う前後から終戦にいたるまでの間の混乱時においてヴィエトナム人民に与えた損害については詳細を明かす記録資料がないが、その被害は甚大なものがあつたことは想像に難くない。のみならず当国が南方総軍の兵站基地であつた関係上米穀を始めとする軍需物資の調達により国内経済破壊の拍車をかけその結果国民を塗炭の

苦しみに追込み遂に北部においては2、30万を下らない餓死者(当国政府側は百万と称している)を出したことは、適正価格で調達物資に対する補償を行つたという理由で(この理由についても資材調達が物資の需給に大きなアンバランスを生じ、日常生活物資の価格騰貴をもたらし一般民衆に多大の損失を与えている点を見逃していることを指摘出来る)割り切つた解釈をするには余りにもその影響が深刻である。

仮に、ヴィエトナム国が二分されているという事実及び戦後の内乱に基く被害の事実を考慮するとしても、終戦後十数年を経過する現在、南北ヴィエトナムともいまだに経済的立直りが出来ず米、中、ソの莫大なる援助によつて辛うじてそれぞれ国家財政を維持している実情を見ても戦争中の痛手が如何に深刻であつたかが解ると思う。(戦後の復旧の日もまた足りない状況で経済復興の手が廻らな

いことを示す事実として、戦前相当の輸出超過を示していた当国の対外貿易が引続き連年逆調で輸出の輸入カバー率が依然として2割から2割5分前後に止つてゐることを挙げればその一斑がうかがえると思う)。

日本軍が平和進駐を行つた後、戦争が後期に移りその影響が旧仏印に顕著に及ぶにいたつた時期から終戦にいたる期限に限定して、当国の戦争による被害状況を推定し得る事実を以下列挙するが、その場合においても前述のごとく当国が南方作戦における戦略基地と兵站基地とを兼ねていたという基本的事実とその事実が戦後長く且つ甚大な影響力を及ぼしたという事実を考慮しないで当国の賠償問題を取り扱うことが出来ないことを強調いたしたく特に当国の場合には日本の戦争遂行に無理矢理に協力させられその結果今日までその痛手が回復しない状態に追い込まれている点が考慮せられてしかるべく、その意味にお

いて当国に対する賠償額はいわば慰謝料として決して多額のものとはいえないことを附言いたしたい。

2 戦争被害状況

(1) 人的被害(無形の精神的被害を含む)

(イ) 独立運動の志士、革命家

日本軍の仏印進駐以来南ヴェトナムの独立闘争は極めて大規模なものであり、当時日本軍に協力して有利な情勢を作り上げたにも拘らず、平和進駐時代においては仏植民地政權と妥協して逆にヴェトナム民族運動を弾圧した。そのためヴェトナム革命家達はフランス官憲と日本憲兵隊の双方より追求され逮捕、投獄虐待の厄に遇つた者が数多く、当時サイゴン市内の日本憲兵隊本部の屋内からは絶えず彼等の号泣の声が聞えたといわれている。

然るに1945年3月の仏印軍武装解除後は最も親日的且つ最も強力な独立運動の中心勢力であつたコンデー公一派の革命家を弾圧したためヴェトナム民衆

の非常な不満をもたらし、その結果この国の独立運動は極端に左傾するにいたつた。

日本軍の敗退後フランス軍が再来して従来の親日的独立運動家は厳しく摘発され逮捕、投獄の憂目を見るにいたり、この時期に刑死、暗殺等の悲運に陥つた革命家の数は数百に上つたものと推定される。

(ロ) 対日協力者

一般的にヴェトナム国民は日本に対して友好的でありアジアの解放を叫んで戦つた日本軍に対して殆んど無条件に協力したが(この点北部においては稍事情を異にし、戦争末期の抗日ゲリラのため日本人の死傷者が出たが南部においては反日的事件も起らず無事に日本人引揚が完了した)これら対日協力者は戦争末期以来フランス軍から対日協力を理由に殺

害、逮捕、虐待、財産没収等の悲惨な目に
 遇い物心両面にわたつて多大の損害を蒙り、
 その多くは今日にいたるも不遇の生活にあ
 る。

(2) 強制使役

各地の日本軍駐屯地における軍用人夫、
 飛行場(サイゴン、ビエン・ホア、ツード
 モット、ニヤトラン、ツーラン・フエ)港
 湾(サイゴン、バンゴイ、ツーラン)等の
 基地労務者、軍管理工場及び事業場(北部
 においてはホンゲイ炭鉱、タイグエン鉄鉱、
 ラオカイ燐灰石鉱等、又南部においてはビ
 エン・ホア、ロクニン、ダラット木材工場、
 バンゴイ 砂鉄区等を挙げることが出来る)
 等の作業員等の徴用使役者に対する給料は
 一般労働賃銀よりも遙かに低く労働時間は
 一定せず作戦の名によつて超過勤務手当な
 しに長時間の激務を強制されたことが多く、
 殊に戦争末期においてこの傾向が激化した

ことは疑う余地がない。

これらの強制労働使役者は恐らく戦争期
 間を通じ十数万に上り、延人員にすれば莫
 な数字に上る。しかもその作業地が軍駐屯
 地、或は軍事基地乃至は軍需生産地であつ
 たため空襲の目標となり死傷者も相当数に
 上つた。例えばサイゴン郊外にあつた木造
 船製作所の如きは一回の爆撃で数十名の死
 傷者を出したことがあつた。

(一) 兵補及び青年隊

戦争末期日本軍兵力補充の不足を補うため、ある程度強制的にヴィエトナム青年を兵補として採用し、主として後方の輜重勤務に従事させたが、1945年3月のフランス軍武装解除作戦には進んで勇敢にフランス軍と戦い相当数の戦死者を出している。当時サイゴン南方のミトー及びカントー地区の戦闘においてこれら兵補及び日本軍の作戦目的に協力奉仕した青年隊員の犠牲者の数は500名を下らなかつたと推定される。フランス軍側においてもヴィエトナム人が参加していたから、それらの死傷者数も略々同数と見れば双方のヴィエトナム人死傷者の数を合すれば千名に近い犠牲者を出したことになる。

(二) 餓死者及び浮浪者病人

戦争末期において特に北部トンキンデ

ルタ地方に前述のごとく2、30万を下らない餓死者が出たことは推定に難らからず、その原因は南北交通遮断による食糧輸送杜絶、日本軍による徴発、大風水害等の災厄が重なったことにあるようであるが、南北を問わずこの時期にいたると失業浮浪者(乞食)、病人が続出し、途上いたるところに見受けられたようであり、その正確な数字は算定するよしもないが当時サイゴン市(シヨロンを含み)に流民がなだれ込んだため同市の人口が戦前約50万と称せられたものが戦後200万に人口が激増したこと(北部避難民を計算に入れることにしても激増振りは著しい)を見れば思い半ばに過ぎるものがあり、地方都市においても同様の現象が見られることは明かである。

(2) 物的被害(経済的損失)

(1) 現地調達の強行

日本軍が戦争の全期間を通じて全土にわたって米穀を主とする各種物資を強制的且つ無秩序に調達した結果、各地に地域的な食糧不足を生じると共に一方輸送機関の微発と相俟って全土にわたり非常な混乱を惹起したのみならず、労働力徴用と労働意欲低下に基づく生産力激減の状況はヴィエトナム政府提供の諸統計資料を見ても明瞭に推測出来るところであり、このことがヴィエトナム民衆に与えた困窮は測り得ないものがある。米穀に関する限りにおいても当時破壊された生産ならびに流通機構の秩序回復が現在にいたるまで十分に行われていない事実を見ても当時の状況は察するに余りがある。

(注) 米の減産(南部のみ)を年間内輪に見積つて100万トンにすれば1kg2ピアストルとして20億ピアストルに上り、米弗に換算す

れば時価約3,000万弗となる。1944年及び45年の2カ年をとつて見ても米の減産による損失は約6,000万弗に近いと推定される。同様の現象は家畜類についても云えることであり、日本軍の容赦なき強制買上げによつて農家の耕作用牛馬や種付用牛馬豚等も全く欠乏し、地方農村の貧困を激化させ戦後極端な家畜類と卵類の不足状態が続き、現在もなお牛、馬、豚、鶏を多数外国から輸入している実状である。

その他の物資についても大体同様であるが、就中森林の乱伐は著しい例で国有林だけでも数万ヘクタールに及ぶ無計画な伐採が行われ、戦争末期においてはサイゴン市内外の街路樹までも伐り倒す仕

末であつた。

(ロ) 輸送機関の徴発

鉄道貨車、船舶舟艇、陸運車輛等が作戦目的のために随時徴発されたため、南北にわたる物資の交流が杜絶し国内経済の大混乱を招いたことは前述のとおりであるが、このため闇取引による物価の高騰、物資の偏在が著しくインフレの増大となり一般民衆の困窮は急速に激化した。

(リ) 工場施設の接收

3月9日の作戦以後日本軍の名において一切の工場施設を無償で押収管理したため工場経営者の被害は勿論、生産の停屯乃至は生産低下による経済的損失は多大に上つた。

(注)このことから類推して3月9日以後においては全般的に物資調達の適正補償が実行せられたかどうか疑問であり、現に当地在住の一邦人(軍

司令部付をしていた)の言によれば終戦間際に司令部は資金涸渇のため遂に当時の金額にして約500万ピアストルの未払金が決済されずに了つた事実があつた由である。又宿舎軍設管地等接收についても戦況の悪化に伴い評価も一方的となり、補償も不十分であり、被接收者が泣寝入りした事実も相当あつた模様である。

(ハ) 個人財産の没収

同じく3月9日の作戦時以後日本軍は個人の所有する全ての銃砲刀剣類からラジオ、双眼鏡等まで押収し、中には個人の所有する貴金属、高級品等をも没収し混乱に乗じて各種の物資を持ち去つた例も多かつたと伝えられている。

(3) 戦争惨虐行為

他の戦争地域において見られた所謂アトローシティ事件の如きものは当方面におい

ては見られなかつた模様であるが、当地在住邦人の中には1944年末頃から1945年にかけて光兵団が北部から南下して一部はビルマ戦線に向つたことがあり、その途中において相当の暴威を振つて行つたと称するものがあるがどの程度の暴虐行為を行つたか当地においては詳かにし得ない。

極秘

昭和34年10月23日

アジア局

ヴェトナムにおける米軍
爆撃による損害状況

RB'-0573

0255

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(1) 総説

第2次大戦勃発後、連合軍、特に米華混成空軍は昭和17年4月ごろより、昆明、桂林を基地として北部国境地帯より侵入し、仏印における日本軍基地、飛行場、交通路の破壊を主たる目的として爆撃を行つた。また、米軍のフィリピン進攻作戦の行われた19年ごろより艦載機による中部海岸線都市及び軍施設、橋梁等を目標に爆撃が行われた。さらに20年に入つてはフィリピンが失陥し、同地を基地としてユエ以南の海岸地区に対し連日数十機の編隊をもつて大爆撃をかん行した。

これがため南北縦貫鉄道は寸断され、南北物資の輸送は全く杜絶し民生は極度に困難となつた。特に北部にあつては例年の南部余剰米を北部に輸送していたのが不可能となり、トンキンデルタ地帯においては2、30万に及ぶ餓死者を出したほどである。その反面、南部の火力発電所においては北部の石炭が得られず、余つた糠を焼して電力源としていた。

(2) 爆撃による人的損害

米軍の爆撃はおおむね日本軍軍事施設に向けられたが、時として高度より爆撃を行つたため目標をはずれ、一般民家に命中し、住民に対して相当数の死傷者を出した。右損害の実態について数字的に明確な資料はないが当時の状況からして以下は最少限の損害だと考えられる。(日本軍が受けた被害を除く)

(4) (北部) (以下の数字は、推定によるもの)
期間：昭和17年中ごろから終戦時まで

	爆撃回数	民家爆破	人的損害 (負傷者を含む)
ハノイ市 (ジャラム飛行場) を含む	30	300	2000
ハイフォン市	10	130	1000
バクニン	数回	80	200
ソントイ	"	50	200
フウランジョン	"	50	200
ヴィンエン	"	50	100
カオバン	"	30	100
ランソン	"	30	100
ラオカイ	"	20	100

①

極秘

(参考資料)

昭 34 / 0.30
ア ジ ア 局

ベトナムの戦争損害

— 1944~1945におけるベトナムの生産、貿易額の減少による損害について —

1956年9月18日付ベトナム共和国政府エード・メモワール所載の「日本の占領によりベトナムの受けた損害及び苦痛」は、生産、貿易、通貨、住民の四点に触れているがその中、生産、貿易については、インドシナ統計年鑑 (Annuaire statistique de l'Indochine)

(1943~1946) 所載の諸統計に基づいて、主要品目別の1939年より1945年に至るまでの期間の生産量、貿易量の減少を計算し、戦争損害の根拠としている。

1944年8月25日から1945年8月15日に至る期間の減少額の算定は月別統計は入手不可能であるので前掲年鑑に示された1944年度の数字と1945年度の数字との差額を

2

近似値として推定した。

(1) 生産

品目(単位)	1944年	1945年	差 額
(A) 鉱 業			
石 炭 (メトリック・トン)	537,000	231,000	(-) 306,000
亜 鉛 (メトリック・トン)	3,087	876	(-) 2,211
錫(メトリック・トン)	647	160	(-) 487
鉄 鉱 (メトリック・トン)	29,700	7,900	(-) 21,800
鉱山雇用労働者 数(人)	25,000	4,000	(-) 21,000
(B) 製造業			
マッチ(百万箱)	91	28	(-) 63
セメント(トン)	0	5,000	(+) 5,000
サイゴン、シヨロン地区精米所数	16	3	(-) 13
1カ月当り作業延長日数	240	34	(-) 206
1年当り作業延長日数	2,880	408	(-) 2,472

(1) 農業 (生産統計の欠如及び不正確により輸出統計を検討)

輸出量

品目 (単位)	1944年	1945年	差 額
米 (粍換算トン)	740,000	680,000 (-)	67,200
ゴム (トン)	200	100 (-)	100

(2) 貿易

インドシナ全域外国貿易量指数

(前記エード・メモワールによれば、この数字はインドシナ全域に関するものであるが、インドシナ貿易の少くとも80%がヴィエトナムたることは、関係方面の認めるところである由。)

	1944年	1945年	差 額
輸出 (1925年=100)	24	3 (-)	21
輸入 (1925年=100)	11	3 (-)	8

1925年には、インドシナの輸出額は1913年の金フランで600,000,000フランであり、輸入額は同じく440,000,000フランであつた。

従つて、輸出の44年から45年にかけての貿易の減少による収入減は次のとおりである。

$$600,000,000 \times \frac{21}{100} = 126,000,000 \text{ francs-or } 1913$$

$$= 1956年ドル仙格換算 41,202,000 円$$

右の額中、ヴェトナムの占める額は

$$41,202,000 \times 0.80 = 32,961,600 \text{ ドル}$$

さらにこの輸入量の減少に基づく関税収入
(輸入額の15%と見積る)の削減は次のと
おり。

$$44,000,000 \times \frac{8}{100} \times 0.15 = 5,280,000 \text{ francs-or 1913}$$
$$= 1,726,560 \text{ ドル}$$

この損失中、ヴェトナムの占める額は、

$$1,726,560 \times 0.80 = 1,381,248 \text{ ドル}$$

かくて1944年より1945年にわたる外
国貿易の減少によるヴェトナムのうけた損
害の総額は、次のとおりとなる。

$$32,961,600 + 1,381,248 = 34,342,848 \text{ ドル}$$

(3) 通貨

インドシナ銀行発行通貨量

年	種別	流通量(弗)	当座勘定(弗)	計(弗)
1944年		1,052,300,000	252,100,000	1,304,400,000
1945年		1,988,300,000	376,800,000	2,365,100,000

ヴェトナムの主張する戦争
損害及び苦痛

昭34/1/4
南東アジア課

わが軍の平和進駐並びにその後の軍事占領及
びこの期間中における作戦、ゲリラ戦、わが軍
によるぼう大な物資の調達、交通輸送機関の毀
滅、主として米軍の爆撃による港湾埠頭施設の
破壊、鉄道路線の寸断等が相錯綜した原因とな
つて、ヴェトナムは、損害及び苦痛、すなわ
ち、工場、住宅、橋梁、道路、港湾等の破壊を
始めとする多くの物的損害、戦闘行為による死
傷者、餓死者等をこうむつた。

ヴェトナム側は、かかる損害及び苦痛その
ものの全貌を明確に評価することは資料も不足
し不可能であるので、生産及び貿易の減少並び
にインフレーションというようにこれをその結
果の面で捉えて、次のように主張している。

(1) 人的な面

1945年の飢餓により、100万人以上の餓死
者を生じた。1人当り1,000ドルを要求して10億ドル
となる。

(2) 物的な面

(1) 生産

(a) 鉱業生産

石炭 1939年より1945年までの生産減少額 7.83万トン

亜鉛 " 1万3,687トン

錫 " 8,950トン

鉄鋼 " 55万8,700トン

鉾山雇傭労働者総数の減少 (1939~1945) 5万1,200人

(b) 製造業 1939年より1945年までの生産減少額

マッチ 6億9,800万箱

セメント 98万1,000トン

サイゴン、ショロン地区精米所数 1943年より45年までの減少数 21

1年当り作業延日数の減少 7,872

(c) 農業 (生産統計の欠如及び不正確により輸出統計を
検討)

米 1939年より1945年までの輸出減少量 583万2,000 (粳換算トン)

ゴム " 22万4,300トン

(1) 貿易

1940年~1945年にわたる外国貿易の減少によるヴェトナムの受けた損害の総額 \$9億7,800万

(2) 通貨

1939年~1945年のインドシナ銀行発行通貨量は、\$2億6,950万から\$23億6,510万と約800%に増加した。

サイゴンにおける生計費指数 (1925=100)

1939 110

1945 506

ハノイにおける生計費指数

1939 118

1945 2866

ヴェトナムの主張する戦争
損害及び苦痛

わが軍の平和進駐並びにその後の軍事占領及びこの期間中における作戦、ゲリラ戦、わが軍によるほり大な物資の調達、交通輸送機関の徴発、主として米軍の爆撃による港湾埠頭施設の破壊、鉄道路線の寸断等が相錯綜した原因となつて、ヴェトナムは、損害及び苦痛、すなわち、工場、住宅、橋梁、道路、港湾等の破壊を始めとする多くの物的損害、戦闘行為による死傷者、餓死者等をこりむつた。

ヴェトナム側は、かかる損害及び苦痛そのものの全貌を明確に評価することは資料も不足し不可能であるので、生産及び貿易の減少並びにインフレーションというようにこれをその結果の面で捉えて、次のように主張している。

(1) 人的な面

1945年の飢饉により、100万人以上の餓死者を生じた。1人当り1,000ドルを要求して10億ドルとなる。

(2) 物的な面

(1) 生産

(a) 鉱業生産

石炭 1939年より1945年までの生産減少額

7.83万トン

亜鉛 " 1万3,687トン

錫 " 8,950トン

鉄鋼 " 55万8,700トン

鉱山雇傭労働者総数の減少(1939~1945)

5万1,200人

(b) 製造業 1939年より1945年までの生産減少額

マッチ 6億9,800万箱

セメント 98万1,000トン

サイゴン、ショロン地区精米所数

1943年より45年までの減少数 21

1年当り作業延日数の減少 7,872

(c) 農業 (生産統計の欠如及び不正確によ

り輸出統計を検討)

米 1939年より1945年まで
の輸出減少量

583万2000 (概換算トン)

ゴム 22万4300トン

(ロ) 貿易

1940年~1945年にわたる外国貿易の減少による
ヴェトナムの受けた損害

の総額 \$9億7800万

(ハ) 通貨

1939年~1945年のインドナ銀行発行通貨量は、
\$2億6950万から\$23億6510万と約800%に増加した。

サイゴンにおける生計費指数 (1925=100)

1939 110

1945 506

ハノイにおける生計費指数

1939 118

1945 2866

十六年五月十二日河内郊外「バクマイ」飛行場ニ於テ関係各官
列席ノ上盛大ニ行ハレタリ

尙代用機ノ引渡式ハ昭和

其後十一月四日仏印総督ハ在河内総領事ヲ通シ仏側ニ於テ前記
撃墜機ト同様ノ「サーピス」ヲ行ヒ得ル飛行機ヲ我方ヨリ廉価
ニテ購入スルノ用意アル旨通報越セルヲ以テ海軍当局ニ移牒シ
置ケル処海軍側ヨリ本件ノ特殊事情及日仏友好關係ヲ考慮シ今
回ハ特ニ好意的措置トシテ中島双発輸送機一機ヲ無償供与スル
コトニ決定セル旨回答アリタルヲ以テ此旨直チニ先方ニ通報シ
ヤレリ

乃チ十二月九日在河内佐藤総領事ハ総督ニ対シ甲慰金十九万円
ノ手交ヲ了シ之ニ対シ総督ハ本件我方ノ措置ニ対シ深甚ノ謝意
ヲ表明シ茲ニ本件ハ円満解決ヲ見

然ルニ我方トシテハ前記十九萬円スラ甲慰金トシテハ稍々高額
ニ過クルト認メタルモ本件ノ特殊事情ヲ考慮シテ要求通りノ支
払ヲ特ニ受諾セル次第ニシテ機体ノ損失ニ付テハ人命ノ犠牲ノ
場合ト異ル事情アリ仏国機カ我軍ノ為要求セラレタル任務ニ依
リ飛行シタルコトト禁止区域上空ヲ飛行シタルコトトハ自ラ別
個ノ問題ニ属シ且ツ主タル責任カ日仏何レノ側ニ在リタルヤヲ
論議スルコトハ本件発生ノ事情ニ照シ困難且ツ好マシカラサル
ヲ以テ我方決定ハ変更シ難キ旨回答シヤリ先方申出ヲ拒絶セリ

慰金トシテハ稍々高額ニ過クルセ本件犠牲者ノ大部分カ當時我方ノ為ニ任務遂行中ナリシモノナル特殊ノ事情ヲ考慮シ特ニ今回ハ先方ノ要求通り総計十九萬円ヲ支払フコト妥当ナルヘキモ機体ノ賠償ニ付テハ元來本事件ハ禁止区域上ノ飛行ニ起因スルモノナルヲ以テ何等賠償ヲ為シ得ストノ決定ヲ見タルヲ以テ右ノ趣旨ヲ先方ニ回答スル様河内鈴木總領事ニ対シ訓令スルト共ニ東京ニ於テモ亦在京仏大使ニ対シ同様申入ヲ行ヒタリ

然ルニ十八日在京仏大使ヨリ右飛行機ハ日本ノ為ニ命セラレタル任務遂行中ニ墜セラレタルモノナルニ付機体ノ損失ニ対シテモ貨幣若クハ現物ヲ以テ賠償アリタキ旨重ネテ申越アリタリ

右我方ノ申出ニ対シ七月十四日總督ヨリ根木中佐ノ死ヲ悼ミ「クロア・ド・ラ・レヂヨン・ド・ノール」勲章ヲ贈呈スヘク又仏人犠牲者「ブーゴン」大尉ニ対シ五萬円、其ノ他乗組員三名ニ対シ各三萬円宛慰金トシテ贈ラレ度キ旨竝ニ「エール・フランス」会社ニ対シ墜機ノ代償トシテ「ダラス」D・C機ノ供与方希望スル旨回答越セリ
遭難者一行ノ棺ハ七月十五日河内飛行場ニ到着十六日同地ニ於テ葬儀盛大ニ行ハレタルカ十八日總督ヨリ西原少将ニ対シ「ブーゴン」大尉ニ対スル弔慰金ハ同人遺家族ノ事情モアリ前記五萬円ノ倍額タル十萬円ニ増額アリ度キ旨希望越セリ

右要求ニ付我關係当局ニ於テ検討セル結果十萬円ハ弔

大使ニ対シテモ同様ノ趣旨申入レタリ

七月十日鈴木総領事ハ西原少将及柳

沢大佐ト共ニ仏印總督ヲ往訪ノ上右ヲ申入ルルト共ニ暹州島附近ニ於ケル飛行禁止及制限ノ周知方及無電連絡ノ為ノ艦艇派遣ノ承認方要望セリ

然ルニ一方仏印当局ヨリ同日午前八時半仏印監視員根木中佐ハ河内發仏飛行機ニテ仏連絡將校一名ヲ伴ヒ廣州灣ニ向ヒタルカ午前十時以後同飛行機ノ通信連絡途絶シ消息不明トナリタル趣ヲ以テ右搜索ニ付可然便宜供与アリタキ旨ノ依頼アリ依ツテ同機ハ本件墮落機ニ該当スルコト略々確實ト認メラルルニ至レリ

本件ハ当時河内ト暹州島等トノ間ニ直接無線連絡無ク前記仏國機ノ廣州灣向出發ニ関スル通報モ内地ヲ經由セサルヲ得サリシ爲事
前ニ暹州島ノ我部隊ニ到達セサリシ結果發生セル事件ナリシヲ以テ我方トシテハ地方的解決ヲ計ル方針ノ下ニ在河内鈴木總領事ヲシテ本件ノ發生ヲ深く遺憾トシ遭難者ニ対シ深厚ナル意ヲ表スルト共ニ弔慰金ヲ支払フト用意アル旨仏印当局ニ申入レシメ在京仏

RB'-0573

0265

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省 参考資料

外務省南洋局第二課
昭和十五年度執務報告

(五) 瀾州島附近ニ於ケル仏印機墮事件

東京湾 瀾州島（我軍飛行区域ナルニ依リ其ノ周囲十五哩以内ニ於ケル一切ノ外國機ノ飛行禁止）ノ我部隊ハ七月七日午後零時五分国籍不明ノ一飛行機カ南西南方ヨリ飛来シ来ルヲ認メ軍用機ヲシテ之ヲ同島ニ連行スヘク誘導ニ導メタルモ急速力ニテ脱走ヲ図リタルヲ以テ我機ハ之ニ対シ警告射撃ヲ行ヒ更ニ其ノ発動機及機体ニ射撃ヲ加ヘタル処右飛行機ハ火ヲ発シ瀾州島東方二十五哩ノ海中ニ沈没セルカ我軍用機ハ右飛行機ノ墮落中ニ初メテ其尾部ニ仏国標識アルヲ認メタル旨同日午後現地部隊ヨリ我海軍当局ニ電報アリタリ



印度支那總督宛通報シ置キタル処同總督ヨリ總額十七万五千三十比弗（仏人被害者五名ノ十二万比弗、印度支那人被害者四十六名ノ五万五千三十比弗）ノ賠償金ノ請求アリタルガ右算定ニハ被害者ノ數会的地位ヲ考慮シ且ツ完全ナル調査ノ為長日時ヲ要シタル次第ヲ述ブルト共ニ之ガ説明書ヲ添付越セリ
我方ニ於テハ右金額ノ妥當ナリヤ否ヤニ関シ關係當局ニ移牒之ガ査定ニ當ラシメ一方本件ヲ仏領「ニユー・カレドニア」ニ於ケル邦人漁夫不法射撃事件ニ対スル仏側態度ト関連セシメ考究中ナリシ処十月二十八日「アンリ」大使ヨリ重ネテ右賠償金ハ犠牲者ノ緊急必要トスルモノナルニ付至急支払ハレンコトヲ要求越セリ

RB'-0573

0255

ニ対スル保障ヲ要求スルノ要アリト論シ又河内ニ於テ五名ノ仏人死者ノ為盛大ニ舉行セラレタル葬儀式場ニ於テ雲南鉄道会社總裁カ右ト同趣旨ヲ述ベタルコトアルモ一般ニハ特ニ過激的論調モナク当局ノ本件ニ対スル自重的態度ヲ反映シ居レルモノノ如シ
本件ニ関シ沢田大使ハ「レヂエ」次官ヲ往訪シ軍需品ノ輸送行ハルル限リ爆撃ハ已ムヲ得サル所ナルヲ説明スルト共ニ仏モ英ト同様日支間戦争状態存在ノ現実ヲ認メ少クトモ前記谷次官指摘ノ品目ノ輸送停止方希望ニ堪エサル旨述ヘタルニ「レ」次官ハ仏側ニ於テハ既ニ自発的ニ武器輸送ヲ停止シ居ルニ拘ラス此ノ上鉄道運行停止ニモ等シキコトヲ要求セララルハ余リニ無理ナル注文ナリトテ從來ノ議論ヲ繰返スノミナリシニ依リ大使ヨリ更ニ今日ハ最早法律論ニ拘泥シ居ルヘキ時ニ非ス仏側ニ於テ政治的解決ノ決心ヲ為スノ要アルコトヲ強調セルニ「レ」次官ハ從來如何ニ隱忍スルモ日本側ヨリ頭ヲ叩カルルノミナリシニ鑑ミ国内輿論ニ対スル手前モアリ此ノ上斯ル決

心ヲナスコトハ困難ナリ何レ過日ノ仏側申入ニ対スル日本政府ノ正式回答ヲ待ツテ更ニ考フルコトトスヘシト言ヘリ
二月二十日谷次官ヨリ「アンリー」在京仏大使ノ來訪ヲ求メ二月一日ノ爆撃ハ第七番鉄橋ヲ主要目標トシテ行ハレタルモノニシテ列車ノ爆撃ハ我方ノ最初ヨリ企圖セシ所ニ非ス右爆撃ハ悪気流ヲ冒シ敵機ノ來襲及敵防空砲火ヲ避ケツシ極メテ困難ナル情況ノ下ニ三千八百米ノ高度ヨリ行ハレタルモノニシテ當時右鉄橋ニ停車中ナリシ本件列車ハ鉄橋其ノ他ノ構造物及其ノ蔭影等ノ為機上乘組員中何人モ之ヲ識別シ得ザリシ趣ニテ帝國軍用機ノ投下セル爆弾カ右列車上ニ落下セルハ全ク偶然ノ出来事ナリ然レトモ帝國政府ニ於テハ右ニ伴ヒ仏國人及安南人ノ死傷者ヲ生シタルコトヲ深ク遺憾トシ右仏國民ニ対シテハ合理的ナル金額ノ弔慰金ヲ支払フノ用意アル旨ノ覚書ヲ手交シタリ
右ニ対シ五月七日「アンリー」大使ヨリ書翰ヲ以テ義ニ我方決定ヲ

④ 仏側ニシテ右我方要求ニ対シ有効適切ナル措置ヲ採ルニ於テハ雲南鉄道懸撃停止方ニ付軍ト協議スヘク又支那ノ新政權及我軍ノ權力ノ及ブ地域ニ於ケル仏權益ノ維持ノミナラズ其ノ増進ニ付テモ考慮ノ余地アルヘキコト。

右ニ対シ「アンタント」大使ハ日本政府ハ軍人ノ遺ルコトヲ後カテ後カテ容認シ行ク傾向アル如ク見ラルル処新ノ如キハ特ニ米國ノ輿論ニ対シ悪影響ヲ及ボスヘキ旨及日本側ハ仏政府ノ否定ニ拘ラス仏側カ蔣政權ニ対シ軍需品ヲ輸送シ居ル如ク主張シ居ラルモ其ノ既成ヲ積極的ニ示サレサルハ遺憾ナリト述ヘタルヲ以テ谷次官ヨリ前段ニ関シテハ斯ル事實ナキ旨又後段ニ関シテハ我方ノ情報ハ信頼スヘキモノニシテ我方ニ於テハ各方面ヨリノ報告ニ基キ仏支間ニハ物資供給ニ関スル「アンタント」サへ存在スルコトヲ承知シ居レル旨應酬セリ

従来ノ雲南鉄道懸撃ハ鉄道自体ノ損害少ク且ツ仏人死傷者ナカリシ

ト仏国政府カ対日与論ノ悪化ヲ避クル方針ヲ維持セルトニ依リ仏本國ニ於テハ公然ノ問題トハナラサリシカ今次列車懸撃ニ対シテハ仏人殊ニ婦女子ニ死者ヲ出タセル為遂ニ公然言論ヲ許スニ至レリ但シ本件取扱ニ付テハ新聞社等ニ対シ「仏印ノミナラス本國モ日本当局ト雲南鉄道問題ニ付話合中ナリシニ懸撃カ繰返サレタルハ驚クヘキコト」東京ニ於テ得タル印象ニヨレハ懸撃ハ恐ラク出先軍限りニテ行ハレタルモノナルヘキコト「日仏間過去ノ親善關係ハ維持シ度キ意向ナルコトノ踏点ヲ内示セルモノノ如ク諸新聞ノ論評モ大体右ニ準拠シ特ニ過激的調子無ク「タン」紙ノ如キモ問題ハ重大ナルモ之ヲ悪化セサル様注意ヲ要ス蓋シ日本ノ与論ハ極メテ興奮シ易ク然モ之ヲ慰ツテ英仏ノ敵タラシメント策動スルモノアルヲ忘ルヘカラス仏國ハ外交手段ニ依リ大國ノ威敵ヲ傷ツケルコトナク公正ナル解決ヲ期待シ得ヘシト論シ仏印ニ於テハ「ホロント」紙カ今回ハ斷乎抗議セサルヲ得ス仏人安南人死傷者ニ対スル賠償要求ノミナラス將來

○ 仏國ハ宣戰布告無キコトニ拘泥シ居ルカ如キモ現ニ英國ハ日本ト
蔣政権トノ間ニ大規模ノ戰鬪行為行ハレ居ルコトヲ正式ニ認メ居
リ又日仏關係打開ノ為ニハ次々ニ發生スル個々ノ問題(広西盧獲
品ノ共同調査ノ如キモノモ其一ツ)ニ付論議スルモ大局ニ資スル
所ナシ故ニ仏モ亦英國ト同様日支間戰鬪ノ事實ヲ有ノ儘ニ認識シ
右ヨリ出發シテ凡テノ問題ヲ考慮スルヲ必要トス而シテ今日ハ既
ニ右ノ如ク大局的見地ヨリ兩國國交ヲ調整スヘキ時期ニ到達シ居
レリト信ス

○ 從來仏側ハ支那事變ニ對シ中立的態度ヲ採リ居レリト主張スルモ
我國民ハ連盟其他ニ於ケル仏當局公式ノ言動、對支「タレデット」
供与支那ノ鐵道敷設ニ對スル援助、仏印經由蔣向物資輸送等ニ鑑
ミ仏カ援蔣政策ヲ採リ居ルモノト信シ居レリ我方トシテハ仏ノ對
三國關係、國內關係等ニ對スル考慮ヲ無視スル次第ニハ非サ

ルニ依リ援蔣行為停止ノ公表等ヲ要求スルモノニ非ス事實上仏ノ
援蔣行為カ一切停止セラルルニ到ラハ満足スルモノナリ、一例ヲ
云ヘハ鐵道爆破箇所ヲ修理セス蔣介石或ハ第三國ニ對シテハ右ハ
修理不可能ナルニ依ルト言ヒ置クカ知シ

○ 本來一切ノ蔣向物資輸送ノ停止ヲ希望スルモノナルモ右カ困難ナ
ルニ於テハ少クとも既ニ仏側ニ於テモ戰時禁制品トセラレ居ル左
記品目ノ輸送停止方を希望ス

- ① 武器及彈藥類
- ② 飛行機及同部分品
- ③ 「トラック」、其ノ他ノ自動車及同部分品
- ④ 「ガソリン」、其ノ他ノ油類
- ⑤ 金屬類及機械其ノ他ノ金屬製品
- ⑥ 機關車、貨車及鐵道材料
- ⑦ 化學藥品類

尚仏側ニ於テハ雲南鉄道爆撃ハ当初ヨリ出先軍ガ中央ノ命ニ基カス
行ヒ居ルモノナリト宣伝シ右ニ関スル記事上海方面外字紙ニモ現レ
出先軍側ノ感情ヲ刺戟セルニ依リ沢田大使ニ対シ雲南鉄道ノ爆撃ハ
既ニ屢々説明ノ通り決~~シ~~テ出先軍限りノ行動ニ非サルコト及我軍ニ
於テハ從來爆撃目標ヲ原則トシテ鉄道及鉄橋ニ限り列車ハ軍事目的
ニ使用セラレサル限り爆撃セサル方針ニ決シ居リ出先軍ニ於テモ右
方針ヲ遵守シ来レル処今次列車爆撃ハ敵戦闘機及付近防空砲台ノ熾
烈ナル防禦砲火ト對抗シツツ極メテ困難ナル状況ニ於テ爆撃ヲ行ヘ
ル結果生シタル錯誤ニ依ルモノニシテ機上乗組員ハ何レモ爆撃目的
付近ニ列車等ノ存在ヲ認メタルモノ無ク唯其ノ後ニ至リ当時ノ空中
写真ヲ拡大鏡ニ依リ仔細ニ検討シテ始メテ鉄橋中央部付近ヨリ北側
「トンネル」方向ニ停止中ノ列車ヲシキモノヲ認メタル次第ナルヲ
仏側ニ説明方訓令セリ

二月五日在京仏大使ハ谷次官ヲ来訪

(一) 仏国政府ハ今回ノ雲南鉄道爆撃ニ依リ仏蘭西國財産ニ加ヘラレタ
ル損害行為ニ対シ抗議ス

(二) 右爆撃ニ依ル犠牲者ハ現在迄ニ判明セルモノハ死者四十名(内仏
人五名)安南人、支那人負傷者数八十四名ニ達ス

(三) 被害状況判明次第損害賠償ヲ要求スルノ権利ヲ留保ス

トノ趣旨ノ抗議文ヲ手交スルト共ニ本件カ米國ノ対日輿論ニ非常ナ
ル悪影響ヲ及ホスヘキ旨及仏國輿論ハ極度ニ憤激シ居ル旨ヲ述ヘタ
ルニ依リ右ニ対シ谷次官ヨリ詳細未タ判明シ居ラサルニ付調査ノ上
公正妥当ナル措置ヲ執ル用意アルモ我方ノ入手セル情報ニ依レハ本
件列車ハ軍事目的ニ利用セラレ居タル形跡アリトコトナリト応酬
シ更ニ左記諸点ヲ挙ケ大使ノ注意ヲ喚起セリ
(一) 軍需品其ノ他ノ輸送行ハルル限り雲南鉄道爆撃ハ作戰上已ムヲ得
ザルコト

極秘

明号作戦時(昭和20.3.9)の仏印における軍管理下の被接收工場

昭和34/1/4
南東アジア課

(1) 昭和27年1月16日付半公信をもつて戦時中仏印(下記仏印とあるはヴィエトナム地域のみを指す)において活動していた各商社の責任者52名に対し、接收工場の状況につき照会したところ、主要商社の25名より回答があつた。本調査は上記報告書に基いて作成したものである。但し、下記は接收された工場はその一部に過ぎず、他にも多数の被接收工場があることは想像に難くない。

(2) ヴィエトナムにおける接收工場

(1) 南ヴィエトナム

△ Saigon 及び Cholon 地区(26件)

接收工場名	管理者
1 仏印冷凍製氷会社	軍管理
2 Mic Cotab Bastos	各煙草会社 三井物産

外務省南洋局第二課昭和十五年度執務報告抜萃

(四) 雲南鉄道旅客列車爆撃ニ関スル件

前年度ニ引続キ行ハレタル日仏国交調整交渉ニ関シテハ我方ニ於テモ之カ対策ヲ考究中ナリシ処二月一日我海軍機ノ第二次雲南鉄道爆撃ニ際シ偶々同鉄道上ニ在リタル一列車ニ爆弾命中シ仏人死亡者五名(内婦人二名、小児二名)及多数ノ安南人、支那人死傷者ヲ出セル事件発生シ仏国首相ハ在仏沢田大使ニ対シ仏国政府トシテハ一九三七年以来其ノ名譽ニ掛ケテ断シテ武器ヲ輸送セルコト無シ然ルニ日本側ニ於テハ右輸送ノ証拠ヲ挙ゲスシテ斯クノ如ク屢々爆撃ヲ行ヒ然モ婦人ノ生命ニ迄損傷ヲ加ヘザルニ至ルコトハ兩國々交上誠ニ遺憾ナリトテ我方ノ満足ナル証明ヲ要求セルニ依リ同大使ヨリ未タ事件ノ公報ナキニ付説明ノ由ナキ旨ヲ前提シテ雲南鉄道爆撃ニ関スル我方ノ建前ヲ重ネテ説明シ今回ノ如キ不詳事ヲ避ケル意味ニ於テ自発的ニ雲南鉄道ニ依ル一切ノ蔭向物資輸送ヲ停止スルコトナル旨応酬セリ

REC'D 34.12.5 要

外務省内部資料

RB'-0573

0271

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3	Compagnie Asiatique et de Africane	
	製材工場	安宅産業担当
4	永茂製材廠	接収はしなかつ たが軍専用とす
5	林芳製革工場	" (三井物産支援)
6	アルコール工場	
	1. Franco Asiatic Pétroleum Co.	軍管理
	2. Société Distillèrie de l'Indochine	"
	3. Société Distillèrie du Mazet.	"
7	精米所及び倉庫	邦人各商社
8	エッフエル橋梁会社 工場	鉄道部隊管理
9	Sicora Dock Co.	安宅産業担当

10	Société Radou d'Indochine	
	(造船修理工場)	日南海
11	シヨロン・ヒマシ油 工場	安宅
12	フーラム、ゴム被覆 電線工場	田嶋商店
13	シヨロン・綿被覆電 線工場	"
14	メトロポール製薬工場	武田製薬
15	Pharmacie Normale (製薬工場)	塩野義製薬
16	フーシイ鉄工所 (機械工作、鑄造造船)	三井物産
17	機械工場2カ所 (名称不明)	高島屋
18	電気工場 (名称不明)	"
19	石鹼工場 (名称不明)	三井物産

RB'-0573

0272

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

20	サイゴン火力発電所	軍管理
21	スカマ・ガレーヂ	三井物産
22	極東酸素社	"

△ サイゴン以外の地域 (11件)

1.	カナ塩田会社	三井物産 (接收はしなか つたが軍専用 として使用)
2.	ビエンホア製材所	"
3.	赤土護謨会社	軍管理 (三井 物産担当)
4.	Société Sucrierie et Raffinerie de l'Indochine ビエツプホア工場 タイニン工場	兼松
5.	ユエ、キノン及び ダラットに所在する インドンナ銀行支店	横浜正金
6.	スヌノルゴム園及 びゴム精製工場	東洋綿花
7.	レアンドラー、ゴ ム園及び工場	高島屋
8.	ファンティエツト 水産工場 (塩乾魚製造)	三井物産

(b) 北ヴェトナム

△ ハノイ地区 (7件)

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1. インドシナビール製氷会社 | 安宅産業担当 |
| 2. 苛性曹達工場 | " |
| 3. インドシナ煉火工場 | " |
| 4. Garage Aviat
(自動車修理工場) | 兼 松 |
| 5. インドシナ銀行ハノイ支店 | 横浜正金 |
| 6. ハノイ火力発電所 | 軍管理 |
| 7. 水道会社 | " |

△ ハノイ以外の地域 (6件)

- | | |
|---|------|
| 1. ハイフォン、ヴィン及びナムディン
に所在するインドシナ銀行各支店 | 横浜正金 |
| 2. Rizeries Indochinoise
(ハイフォン、精米工場) | 保田洋行 |
| 3. ナムデン織物工場
(S・F・A・T社) | 東洋綿花 |
| 4. Campagne Franco Asiatique
des Petroles, Hanoi | 互洋貿易 |

(3) 三井物産の報告によれば木材の伐採はダラッ
ト、ハムタン、サマフトの各山林で行われ、材
種は主にチーク材であつた。

明号作戦時 (昭和20年3月)
の仏印における軍管理下の被接
収工場

昭和34年11月

外務省で調査した接收工場の状況下記のとおり。但しこれは接收された工場の一部に過ぎず、他にも多数の被接收工場があることは想像に難くない。

(c) 南部地域

△ Saigon 及び Cholon 地区 (26件)

- | 接收工場名 | 管理者 |
|---|--------------------|
| 1. 仏印冷凍製氷会社 | 軍管理 |
| 2. Mic
Cotab
Bastos } 各煙草会社 | 三井物産 |
| 3. Compagnie Asiatique et Africaine
製材工場 | 安宅産業 |
| 4. 永茂製材廠 | 接收はしなかつ
たが軍専用とす |
| 5. 林芳製革工場 | "
(三井物産支援) |

- | | | |
|-----|---------------------------------------|--------|
| 6. | アルコール工場 | |
| (1) | Franco Asiatic Petroleum Co. | 軍管理 |
| (2) | Société Distillerie de
l'Indochine | " |
| (3) | Société Distillerie du Mazet. | " |
| 7. | 精米所及び倉庫 | 邦人各商社 |
| 8. | エッフェル橋梁会社工場 | 鉄道部隊管理 |
| 9. | Sicora Dock Co. | 安宅産業担当 |
| 10. | Société Radou d'Indochine
(造船修理工場) | 白南海 |
| 11. | シヨロン・ヒマシ油
工場 | 安宅産業 |

- | | | |
|-----|-----------------------------|-------|
| 12. | フーラム、ゴム被覆
電線工場 | 田嶋商店 |
| 13. | シヨロン・綿被覆電
線工場 | " |
| 14. | メトロポール製薬工場 | 武田製薬 |
| 15. | Pharmacie Normale
(製薬工場) | 塩野義製薬 |
| 16. | フーシイ鉄工所
(機械工作、鋳造造船) | 三井物産 |
| 17. | 機械工場2カ所
(名称不明) | 飯田高島屋 |
| 18. | 電気工場
(名称不明) | " |
| 19. | 石炭工場
(名称不明) | 三井物産 |
| 20. | サイゴン火力発電所 | 軍管理 |
| 21. | スカマ・ガレーヂ | 三井物産 |
| 22. | 樞東酸素社 | " |

RB'-0573

0275

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

△ サイゴン以外の地域（ノノ件）

- | | |
|---|-----------------------|
| 1. カナ塩田会社 | 三井物産 |
| | { 接收はしなかつたが軍専用として使用 } |
| 2. ビエンホア製材所 | " |
| 3. 赤土護謨会社 | 軍管理（三井物産担当） |
| 4. Société Sucrierie et Raffinerie de l'Indochine
ビエツプホア工場
タイニン工場 | 兼 松 |
| 5. ユエ、キノン及びダラットに所在するインドシナ銀行支店 | 横浜正金 |
| 6. スヌノルゴム園及びゴム精製工場 | 東洋綿花 |
| 7. レアンドラー・ゴム園及び工場 | 飯田高島屋 |
| 8. ファンティエツト水産工場（塩乾魚製造） | 三井物産 |

□ 北部地域

△ ハノイ地区（7件）

- | | |
|--------------------------|------|
| 1. インドシナビール製氷会社 | 安宅産業 |
| 2. 苛性曹達工場 | " |
| 3. インドシナ煉火工場 | " |
| 4. Garage Aviat（自動車修理工場） | 兼 松 |
| 5. インドシナ銀行ハノイ支店 | 横浜正金 |
| 6. ハノイ火力発電所 | 軍管理 |
| 7. 水道会社 | " |

△ ハノイ以外の地域（6件）

- | | |
|---|------|
| 1. ハイフォン、ウィン及びナムティンに所在するインドシナ銀行支店 | 横浜正金 |
| 2. Rizerie Indochinoise（ハイフォン、精米工場） | 保田洋行 |
| 3. ナムデン織物工場（S.F.A.T.社） | 東洋綿花 |
| 4. Compagnie Franco Asiatique des Pétroles, Hanoi | 互洋貿易 |

昭34/1.20

(一) 仏印処理方針の決定

1. 米国機動部隊は昭和20年1月12日サイゴン地区に最初の攻撃を実行してより、仏印方面への敵の上陸作戦の可能性が考慮される。
2. かかる情勢に対し、応急措置として兵力の手薄な北部仏印の兵力増強を行うため昭和20年1月以降支那方面より一部兵力を移す。
3. しかし応急^的措置のみに止まることを得ず、根本的対策を実施する要ありとして、1月18日の最高戦争指導会議の決定により、至急研究準備を進めた結果次の結論に達す。

- (1) ソ仏同盟及び相互援助条約は極東には無関係なる旨ソ側の言明をえているので、^印仏印^同処理が~~同~~条約の発動を招くものでない。
- (2) 他方日ソ中立条約の廃棄通告期たる昭和20年4月15日以後のソ側の態度を見極めた上仏印処理方針を決定することがのぞましいが、4月15日以降に延期することも大勢上許されない。
- (3) よつて日ソ関係上多少好ましくない点あるも仏印で所要措置をとるも止むをえない。
4. 仏印処理の態様については仏印側で共同防衛協定に基く共同防衛の誠意なきこと明かなる場合、わが方で単独防衛に当ること

RB'-0573

0277

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

に意見一致。

一旦武力行使を行う場合、外務省、大東
亜省は大東亜宣言の精神に基き民族問題を
とりあげ安南、カンボディア、ルアンプラ
バンの即時独立の実現をはかるため軍政を
行うことなく外交機関を通じて右三国との
関係の処理に当ることが適当なりとの意見
であつたが、陸軍側は民族問題を第二とし、
先ず仏印を確実に把握するため軍政におく
ことを主張。

その結果2月1日最高戦争指導会議にお
いて仏印で武力行使する場合は一応軍管理
(軍政をしかず)に^おやくと共に安南等の独
立実現に関する施策を進めることを決定
(昭和20.2.1最高戦争指導会議決定第1

6号「情勢の変化に応ずる仏印処理に関する
件」)。

RB'-0573

0278

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(二) 仏印処理に伴う政務処理要綱の決定 別添

1. しかるに現地軍は、前記の最高戦争指導会議の「決定」について具体的事項は一切現地軍に委ねられたものとし、武力行使後の仏印管理機構の立案を進めたが、この「決定」の解釈として軍管理は事実上軍政を意味するものなりとし、独立の達成は作戦上の見地から現地軍の判断により適宜援助するも戦局一段落を見るまでは到底問題ならずとの見解をとり、又最高戦争指導会議の意向が現地軍に徹底していないことが判明した。
2. よつて、現地軍に対し中央の意向を徹底せしめるとともに更に仏印処理にともない処理すべき事項は複雑多岐であり、国際関

係上考慮すべき点多々あり、且つ大東亜各地における措置の一貫性を保たしめる必要もあるにつき昭和20年2月26日最高戦争指導会議は、陸、海、外、大東亜が作成した「印度支那政務処理要綱」を報告として確定（最高戦争指導会議報告第11号）
(別添)

(三) 仏印処理発動の決定

軍の仏印処理発動に関する軍事的準備は昭和20.3.月上旬完了することとなつたので2月26日の最高戦争指導会議において、(1)3月上旬仏印処理を発動すること、(2)仏印側に申入れる場合先方に与える猶予時間は2時間とすること等を決定(昭20.2.16最高戦争指導会議決定第17号「対仏印武力処理発動に関する件」)

(四) 仏印処理に伴う大東亜地域の仏国官民権益取扱

仏印処理は武力行使の場合にも対仏戦争と認めざる方針なるをもつて仏国、仏国人、仏国財産を夫々敵国、敵国人、敵産として処理しないが、防諜上最少限度の措置はとること

とし、陸、海、外、大東亜各省協議の結果3月2日「仏印処理に伴う大東亜地域(内地を除く)における仏国官民権益取扱要領」を作成し、右4省より解として確定

RB'-0573

0280

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(五) 武力行使

- (1) 3月9日松本大使よりドク-総督に2時間の期限内に回答を要求。この期限内に回答なきときは拒絶を認める旨申入れ
- (2) ドク-は回答期限を23分遅れ、10時23分(日本時間)ロバン大佐が日本軍司令部に出頭しドク-の回答をもたらす。
「目下ハノイにいる仏印軍司令官エ-メ中將と協議せずしてドク-限りで決定すること困難に付2時間を以てはハノイと連絡しえず、、、」
- (3) これより先き、わが軍は、回答期限が経過していたので1時18分軍事行動開始を命令、仏印軍の武装解除を行う。
- (4) 安南国 3月11日 仏国との保護条約

廃棄、独立宣言

カンボディア 3月13日 同上
王国

ルアンプラバ 4月 8日 独立宣言
ン王国

RB'-0573

0201

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極秘

〔参考資料〕

日本軍による南越南国民の被害に
ついて

松下台南公司社長記

1941年7月に強行された、日本軍の南部
仏印進駐が、大東亜戦争の直接且つ最大の原因
となつたことは、今日世界的な通説として史実
に明らかである。

これは、南ヴィエトナムが、日本軍の南方ア
ジアにおける広汎な作戦に対する戦略的基地と
しては勿論、更に兵站基地として、米を主とす
る種々の軍需物資の補給によつて、甚だ重要な
軍事的価値を認められた故である。

1940年9月の日本軍の北部仏印進駐から、
1945年8月の終戦まで、第2次世界大戦の
全期間を通じて、ヴィエトナム国は事実上日本
軍の支配下に置かれ、民衆は満5カ年、全土に
わたつて、日本軍の戦争行為に対し、凡ゆる物
質的及び精神的犠牲と協力を課された。

2

この間ヴィエトナム国民が蒙つた、直接、間
接の人的及び物的被害は甚大なものがある。

(1) 人的被害 (無形の精神的被害を含む)

(I) 独立運動家

日本軍のインドシナ進駐時における南ヴ
ィエトナムの独立闘争は北部のそれよりも
大規模なものであつて、当時日本軍に有利
な情勢を作り出したことは否めない。しか
るに東亜諸国の解放を唱えた日本軍は、此
処では治安維持の名においてフランスの植
民地政權と協定し、逆にヴィエトナム民族
の独立運動を弾圧した。そのために、戦争
中、ヴィエトナムの革命家達は、左右何れを
問わず、フランス官憲と日本憲兵隊によつて追求
され、逮捕、投獄、虐待の厄に遇つた者が
数多い。現呉大統領もまたその1人で、戦
時中は終始流浪窮乏の苦難な潜行生活を送
つた。又例えばサイゴン市内の日本憲兵隊
本部の屋内からは、絶えずヴィエトナム人
の号泣の聲が聞えた。

RB'-0573

0282

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1945年3月9日の明号作戦によつて、日本軍はインドシナにおけるフランスの勢力を一掃し、ヴィエトナム、カンボディア、ラオスの3国に、形式的な独立を実現させたが、その時ですら日本軍はヴィエトナムにおいて、再び治安維持の名の下にかつてフランスの傀儡として、民族的不信を買っていた旧主バオダイ帝を主権者として温存し、却つて最も親日的な、且つ最も強力な、独立運動の中心勢力たりし、コンデー公一派の革命家を排除、弾圧したため、ヴィエトナム国民の非常な不満をもたらし、その後この国の独立運動は極端に左傾して、戦後ベトミンの共産勢力が著しく拡大される結果となつた。日本軍の敗退後、フランス軍が再来して以前の親日的独立運動家は、厳しく摘発され、逮捕、投獄の憂目を見て、その後も永く不遇の中に呻吟した。この時期に刑死・暗殺・亡命・下獄の悲運に陥つた革命家の数は数百に上つた。

(II) 対日協力者

一般的に見てベトナム国民は昔からアジアの友邦として日本に対しては甚だ友好的であり、アジアの解放を叫んで戦つた日本軍に対して、殆んど無条件な親日的感情をもつて歓迎したことは事実である。そのため戦争の全期間を通じて、南ベトナムにおける限り、日本軍の行動は治安の面でも、協力の面でも全く支障を来すことがなく、作戦上甚だ有利であつたと言える。

又一般日本人にとつても危険を感じしめる事がなく、戦後の反仏抗争による不穏な混乱期においてもベトナム人による報復的な反日的暴行又は殺傷事件も起らず極めて円満無事に日本人の引揚げが完了した。これは北ベトナムにおける戦争末期の抗日ゲリラ等による日本人の死傷に比して、特記されるべきものである。

右の如きベトナム国民の親日的傾向の中

にあつて特に日本軍・官・民の諸人士と親密な関係を持つたベトナム人達が、戦時中非常な個人的犠牲を払つて誠実に協力した事実は枚挙に暇がない。しかもこれら対日協力者の大半は、戦後日本人に協力したと云うことによつてフランス軍から殺害・捕縛・虐待されあるいはその財産を没収されるなど物心両面にわたつて大きな損失を蒙り、その多くは今日なお不遇の生活にある者が多い。

その他、戦時中日本軍によつて、直接の殺傷・暴行を蒙つた若干のベトナム人の人的被害とは別に、徴用・強制使役等を併せて対日協力のための間接的な個人的戦争被害は、相当広汎にわたり、その数は数十万に及ぶものである。

Ⅳ 強制使役人

各地の日本軍駐屯地における軍用人夫、飛行場・港湾などの基地労務者、軍管理の

下にある事業地の作業員など、その多くは日本軍所在地区の各部落から、軍の威力によつて割当てた員数を半強制的に徴用使役したもので、給料は一般労働賃銀の十分の一にも達せぬことがあり、労働時間は一定せず、作戦の名によつて超過手当なしに長時間の激務を強制された事が多い。

これら労働による被害人員は戦争期間を通じて十数万人に上り延人員にすれば莫大な数になる。

而もそれらの作業地が、日本軍の駐屯地、又は軍事基地或いは軍需生産地なりしたため、連合軍の攻撃目標となることが多く爆撃・銃撃・火災等のために死傷した数は千名を超える。

例えば、サイゴン郊外に在つた木造船製作所では連日危険にさらされたが、一回の爆撃で数十名の死傷者を出したことがある。

(Ⅲ) 兵補及青年隊

戦争末期、日本軍の兵力補充が不足し、志願とは云え、ある程度強制的に、ベトナム青年を兵補として採用し、主として後方の輜重勤務につけたが、3月9日のフランス軍武装解除の作戦には、これら兵補は愛国心に燃えて、勇敢にフランス軍と戦い、相当数の戦死者を出している。戦後これらの兵補出身者は、フランス軍から対日協力者の最たるものとして追求され、圧迫・虐待を受けて逆境に立ち現在にいたつてもなお物心両面の痛手が回復されていない。

上記の如き純然たる軍兵として雇傭された者の他、日本軍の作戦目的に協力し、3月9日の戦闘に生死を賭して活動したベトナム青年の組織が、相当数存在したが、これらも亦兵補の場合と同様な被害者である。

例えば当時サイゴンにおいて、日本軍によつて直接組織された奉仕隊のベトナム青年達

は、南部デルタ地帯の戦闘で、その功績を認められ、日本軍から感謝状を受けているが、その隊員の若い戦死者の数は千名に近いと云われている。

(2) 物的被害(算定される経済的損失)

(1) 現地調達の強行

日本軍の南方作戦に対する、糧秣補給地としての南ベトナムの役割から戦争の全期間を通じて全土にわたつて、米を主とする各種の物資の調達が日本軍の手によつて強制的、且つ無秩序に行われた結果ベトナム各地に、地域的な食糧不足その他の経済的混乱を生じ、一方輸送機関の激発と相俟つてベトナム民衆に非常な困窮をもたらした。

例えば軍用米の強制買上げによつて従来の地方の米作から都市の精米所にいたる秩序ある体制運営が全く破壊され、交通の乱脈とともに、忽ち地域的な貯米の不均衡が現出して、米の生産量は逐年激減し、戦争

動乱による労働力と労働意欲の低下とともに、その悪い結果が持続されて、今なお戦前への回復を遅らせている。

又家畜類の場合も、日本軍の容赦なき強制買付によつて農家の耕作牛馬や種牛・馬・豚なども全く欠乏し地方の貧困を激化させ戦後極端な家畜類と卵類の不足状態が続き現在も牛・馬・豚・鶏は多数外国から輸入している実状である。

その他凡ゆる原料物資についてその生産配給の正常な経営を乱して、経済的な被害をベトナム民衆に負わしめたことは否み得ない。中でも森林の乱伐は特に著しく、国有林の3・40万町歩に及ぶ無計画、無統制な伐採が行われた他、戦争末期にいたつては、サイゴン市内外の街路樹までも伐倒する始末であつた。

なお、これらの現地調達のために、日本軍で印刷した500ピアストルの高額紙幣

当時
現金
漢中
江蘇
蘇州
南京
上海
杭州
寧波
揚子江
長江
珠江
閩江
福建
廣東
廣西
雲南
貴州
四川
重慶
成都
昆明
蘭州
西安
鄭州
開封
徐州
濟南
青島
煙台
天津
北京
保定
石家莊
太原
瀋陽
長春
哈爾濱
大連
瀋陽
錦州
安東
延吉
琿春
敦化
蛟河
磐石
舒蘭
德惠
九台
農安
梨樹
懷德
乾安
通榆
洮安
洮南
通遼
開通
梨樹
懷德
乾安
通榆
洮安
洮南
通遼
開通

を濫発使用したが、これを受取つた一般民衆は戦後直ちに行われたフランス当局による500ピアストル紙幣の流通無効声明によつて、大半換金出来ず、相当な損失を蒙つた。

(II) 輸送機関の徴発

鉄道貨車、船舶舟艇・陸運車輛等すべてが日本軍の作戦目的のために随時徴発されたのでベトナム南北にわたる物資の交流が杜絶し国内経済の大混乱を招いて、一般民衆に大きな損失と困苦とをもたらした。

このため実際上、民間の自由な商行為は全く不可能な状態となり、闇交易による物価の高騰、物資の偏在が著しく、インフレの増大に拍車をかけ国民の困窮と被害は更に一層多大なものとなつた。

(III) 工場施設の接收

3月7日の作戦以後日本軍の名において公私一切の工場施設を無補償で押収管理し

電力
精米
製糖
製紙
製油
製塩
製炭
製鉄
製鋼
製銅
製鉛
製鋅
製錫
製鎳
製鉻
製鎢
製钨
製钼
製鉭
製铌
製铯
製銣
製銻
製鉛
製鋅
製錫
製鎳
製鉻
製鎢
製钨
製鉭
製铌
製铯
製銣
製銻

フランス紙幣はしり

たため、ベトナム人の工場経営者の被害は
 勿論生産の停屯、商品の不足などの経済的
 混乱によつて一般民衆の受けた損害もまた
 甚大なものがあつた。

(Ⅲ) 個人財産の没収

同じく3月9日の作戦時に日本軍はフラ
 ンス人とベトナム人とを問わず個人の所有
 する全ての銃砲・刀剣・凶器類から、ラジ
 オ双眼鏡まで押収したため、一般民衆は多
 大の損害を蒙つた。中には個人の所持する
 貴金屬・高級品をも無償で没収し、混乱に
 乗じて、関係外の各種物資を理由なく持去
 つた例も多く、ベトナム人の個人的損害に
 対しても考慮されねばならない場合が多い。

以上日本軍による被害の大要を列記したが、
 因より確実な数字による詳細な損失の算出は、
 当時の混乱せる国内事情、及びフランスの統
 治下にあつた行政的事実から至難のことであ

り個々の有形の直接被害とともに、無形の間
 接被害を国家的に注視する必要があるものと
 思われる。

5-16 : 5-20 生活費 4倍、徴税

米、年間米穀輸出量 120-150万トン

日本軍への最高徴税量 50万トン(年間) 軍支出 公定

北部、年に 17-18万トンを徴収する必要あり

年産 240万トン程度 { グラウト 7万トン程度 }

現在、輸出能力 年 17-18万トン

集荷能力、精米能力

建物の徴税 200人分の兵站基地

学校、病院、大建築物残さず徴税

住宅も、大工ものは残らない。

春に遊建物 月 20セントの徴税、当時 日額 5セント 当初は 50セント以下であった。

燃料としてゴムを徴収した。

対インコボール補給 生豚を満船で送り出す 5/19年を最盛期として
塩魚

1941年7月に強行された、日本軍の南部仏印進駐が、大東亜戦争の直接且つ最大の原因となつたことは、今日世界的な通説として史実に明らかである。

【参考資料】

日本軍による南越南国民の被害について

松下益南公司社長記

1941年7月に強行された、日本軍の南部仏印進駐が、大東亜戦争の直接且つ最大の原因となつたことは、今日世界的な通説として史実に明らかである。

これは、南ベトナムが、日本軍の南方アジアに於ける広汎な作戦に対する戦略的基地としては勿論、更に兵站基地として、米を主とする種々の軍需物資の補給によつて、甚だ重要な軍事的価値を認められた故である。

1940年9月の日本軍の北部仏印進駐から、1945年8月の終戦まで、才2次世界大戦の全期間を通じて、ベトナム国は事実上日本軍の支配下に置かれ、民衆は満5カ年、全土にわたつて、日本軍の戦争行為に対し、凡ゆる物質的及び精神的犠牲と協力を課された。

この間ベトナム国民が蒙つた、直接、間接の人的及び物的被害は甚大なものがある。

(1) 人的被害(無形の精神的被害を含む)

(I) 独立運動家

日本軍のインドシナ進駐時に於ける南ベトナムの独立闘争は北部のそれよりも大規模なものであつて、当時日本軍に有利な情勢を作り出したことは否めない。然るに東亜諸国の解放を唱えた日本軍は、此処では治安維持の名に於てフランスの植民地政權と協定し、逆にベトナム民族の独立運動を弾圧した。その

経済団体連合会

RB'-0573

0200

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ために、戦争中、ベトナムの革命家達は、左右何れを問わず、フランス官憲と日本憲兵隊によつて追求され、逮捕・投獄・虐待の厄に遇つた者が数多い。現呉大統領もまたその1人で、戦時中は終始流浪窮乏の苦難な潜行生活を送つた。又例えばサイゴン市内の日本憲兵隊本部の屋内からは、絶えずベトナム人の号泣の声が聞えた。

1945年3月9日の明号作戦によつて、日本軍はインドシナに於けるフランスの勢力を一掃し、ベトナム、カンボジア、ラオスの3国に、形式的な独立を実現させたが、その時ですら日本軍はベトナムに於て、再び治安維持の名の下にかつてフランスの傀儡として、民族的不信を買つていた旧主バオダイ帝を主権者として温存し、却つて最も親日的な、且つ最も強力な、独立運動の中心勢力たりし、コンデー公一派の革命家を排除、弾圧したため、ベトナム国民の非常な不満をもたらし、その後この国の独立運動は極端に左傾して、戦後ベトナムの共産勢力が著しく拡大される結果となつた。日本軍の敗退後、フランス軍が再来して以前の親日的独立運動家は、厳しく摘発され、逮捕、投獄の憂目を見て、その後も永く不遇の中に呻吟した。この時期に刑死・暗殺・亡命・下獄の悲運に陥つた革命家の数は数百に上つた。

④ 対日協力者

一般的に見てベトナム国民は昔からアジアの友邦として日本に対しては甚だ友好的であり、アジアの解放を叫んで戦つた日本軍に対して、殆んど無条件な親日的感情を以て歓迎したこと

は事実である。そのため戦争の全期間を通じて、南ベトナムに於ける限り、日本軍の行動は治安の面でも、協力の面でも全く支障を来すことがなく、作戦上甚だ有利であつたと云える。

又一般日本人にとつても危険を感じしめる事がなく、戦後の反仏抗争による不穏な混乱期に於てもベトナム人による報復的な反日的暴行又は殺傷事件も起らず極めて円満無事に日本人の引揚げが完了した。これは北ベトナムに於ける戦争末期の抗日ゲリラ等による日本人の死傷に比して、特記さるべきものである。

右の如きベトナム国民の親日的傾向の中にあつて特に日本軍官・民の諸人士と親密な関係を持つたベトナム人達が、戦時中非常な個人的犠牲を払つて誠実に協力した事実は枚挙に暇がない。然もこれら対日協力者の大半は、戦後日本人に協力したと云うことによつてフランス軍から殺害・捕縛・虐待され或いはその財産を没収されるなど物心両面にわたつて大きな損失を蒙り、その多くは今日なお不遇の生活にある者が多い。

その他、戦時中日本軍によつて、直接の殺傷・暴行を蒙つた若干のベトナム人の人的被害とは別に、徴用・強制使役等を併せて対日協力のための間接的な個人的戦争被害は、相当広汎にわたり、その数は数十万に及ぶものである。

④ 強制使役人

各地の日本軍駐屯地に於ける軍用人夫、飛行場・港湾などの基地労務者、軍管理の下にある事業地の作業員など、その多く

RB'-0573



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

は日本軍所在地区の各部落から、軍の威力によつて割当てた員数を半強制的に徴用使役したもので、給料は一般の労働賃銀の十分の一にも達せぬことがあり、労働時間は一定せず、作戦の名によつて超過手当なしに長時間の激務を強制された事が多い。

これら労働による被害人員は戦争期間を通じて十数万人に上り延人員にすれば莫大な数になる。

而もそれらの作業地が、日本軍の駐屯地、又は軍事基地或いは軍需生産地なりしたため、連合軍の攻撃目標となることが多く爆撃・銃撃・火災等のために死傷した数は千名を超える。

例えば、サイゴン郊外に在つた木造船製作所では連日危険にさらされたが、一回の爆撃で数十名の死傷者を出したことがある。

④ 兵補及青年隊

戦争末期、日本軍の兵力補充が不足し、志願とは云え、或程度強制的に、ベトナム青年を兵補として採用し、主として後方の輜重勤務につけたが、3月9日のフランス軍武装解除の作戦には、これら兵補は愛国心に燃えて、勇敢にフランス軍と戦い、相当数の戦死者を出している。戦後これらの兵補出身者は、フランス軍から対日協力者の最たるものとして追求され、圧迫・虐待を受けて逆境に立ち現在に至つてもなお物心両面の痛手が回復されていない。

上記の如き純然たる軍兵として雇傭された者の他、日本軍の作戦目的に協力し、3月9日の戦闘に生死を賭して活動したベトナム青年の組織が、相当数存在したが、これらも亦兵補の場合と同様な被害者である。

例えば当時サイゴンに於て、日本軍によつて直接組織された奉仕隊のベトナム青年達は、南部デルタ地帯の戦闘で、その功績を認められ、日本軍から感謝状を受けているが、その隊員の若い戦死者の数は千名に近いと云われている。

(2) 物的被害(算定される経済的損失)

① 現地調達の強行

日本軍の南方作戦に対する、糧秣補給地としての南ベトナムの役割から戦争の全期間を通じて全土にわたつて、米を主とする各種の物資の調達が日本軍の手によつて強制的、且つ無秩序に行われた結果ベトナム各地に、地域的な食糧不足其の他の経済的混乱を生じ、一方輸送機関の激発と相俟つてベトナム民衆に非常な困窮をもたらした。

例えば軍用米の強制買上げによつて従来の地方の米作から都市の精米所に至る秩序ある体制運営が全く破壊され、交通の乱脈と共に、忽ち地域的な貯米の不均衡が現出して、米の生産量は逐年激減し、戦争動乱による労働力と労働意欲の低下と共に、その悪い結果が持続されて、今なお戦前への回復を遅らせている。

又家畜類の場合も、日本軍の容赦なき強制買付けによつて農家の耕作牛馬や種牛・馬・豚なども全く欠乏し地方の貧困を激化させ戦後極端な家畜類と卵類の不足状態が続き現在も牛・馬・豚・鶏は多数外国から輸入している実状である。

その他凡ゆる原料物資についてその生産配給の正常な経営を乱して、経済的な被害をベトナム民衆に負わしめた事は否み得ない。中でも森林の乱伐は特に著しく、国有林の3・40万町歩に及ぶ無計画、無統制な伐採が行われた他、戦争末期に至つては、サイゴン市内外の街路樹までも伐倒する始末であつた。

なお、これらの現地調達のために、日本軍で印刷した500ピアストルの高額紙幣を濫発使用したが、これを受取つた一般民衆は戦後直ちに行われたフランス当局による500ピアストル紙幣の流通無効声明によつて、大半換金出来ず、相当な損失を蒙つた。

III 輸送機関の徴発

鉄道貨車、船舶舟艇・陸運車輛等すべてが日本軍の作戦目的のために随時徴発されたのでベトナム南北にわたる物資の交流が杜絶し国内経済の大混乱を招いて、一般民衆に大きな損失と困苦をもたらした。

苦痛は河原か？

このため實際上、民間の自由な商行為は全く不可能な状態となり、闇交易による物価の高騰、物資の偏在が著しく、インフレの増大に拍車をかけ国民の困窮と被害は更に一層多大なものとなつた。

III 工場施設の接収

3月9日の作戦以後日本軍の名に於て公私一切の工場施設を無補償で押収管理したため、ベトナム人の工場経営者の被害は勿論生産の停屯、商品の不足などの経済的混乱によつて一般民衆の受けた損害もまた甚大なものがあつた。

III 個人財産の没収

同じく3月9日の作戦時に日本軍はフランス人とベトナム人とを問わず個人の所有する全ての銃砲・刀剣・凶器類から、ラジオ・眼鏡まで押収したため、一般民衆は多大の損害を蒙つた。中には個人の所持する貴金属・高級品をも無償で没収し、混乱に乗じて、関係外の各種物資を理由なく持去つた例も多く、ベトナム人の個人的損害に対しても考慮されねばならない場合が多い。

以上日本軍による被害の概要を列記したが、因より確実な数字による詳細な損失の算出は、当時の混乱せる国内事情、及びフランスの統治下にあつた行政的事実から至難の事であり個々の有形の直接被害と共に、無形の間接被害を国家的に注視する必要があるものと思われる。

(了)

RB'-0573

0291

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

7日の衆、外における提議員発言に南連

利権汚転と称して挙げられている
商社等

昭和33年7月4日 衆、外務委
岡田春夫議員

(1) 日本工営

工事はすべて日本工営がやることになっている。

(2) 日本技術協力株式会社

ICAバンドで海軍ドックの修理をやっている。独占資本の利益と結びついている。

(3) 大南公司 松下氏

利権の橋渡しの大本になっている。

(4) 三菱商事

弾薬、軍用被服の輸出を行っている。ジュネーブ協定の違反である。(懸賞には結びついている)

(注) 通産省心 ~~調査の結果~~ 調査の結果
弾薬の契約なし。昭和32年に生地を輸出したとあるが、一般生地の輸出と軍用生地の輸出を区別し難い。

ラオス、カンボディアにおける
日本軍の軍事行動

昭34/1. 5
南東アジア課

- (1) 防衛庁の資料によれば仏印3国の総兵力は約8万とあるだけで、3国個々の駐屯兵力は詳かでない。ただ、終戦時にビルマにおいて敗走した日本軍の一部がラオスに入った事実があると聞いている。
- (2) 戦時中現地に行ったものの話によれば、ラオス、カンボディアは地理的にみてヴィエトナムに比較すれば軍事基地としての重要度は少く、従つて、日本軍兵力の駐屯個所も少なかったように記憶する。日本軍駐屯地は大略下記のとおりであるが、その部隊も1個中隊程度を出なかつた由である。

RB'-0573

0292

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ラオス王国	ヴィアンチヤン
	タケック
	バクセ
カンボディア王国	ブノンベン(数ヶ大隊)
	バツタンバン
	スツンチエンヌ

(3) 全戦時を通じて日本軍と上記2王国との関係は友好的であつた。昭和20年3月9日の明号作戦の際もブノンベンにおいて戦闘があつたとは聞いていない。また、当時ラオス王都ルアンガラバンは日本軍によつて無血占領されたと新聞に報じていた。

(2) 及び(3)は戦時現地にいたものの証言)

ヴェトナムにおける戦闘状況
に関するわが方の調査

昭和34年11月

(1) 「明」号作戦による戦闘

第2次世界大戦の形勢、特に、フィリピンにおける戦況が日本に不利に傾むくや、仏印軍は、ことごとく反日的態度を露骨に示すに至つた。よつて、日本軍は、仏印軍との共同防衛に不信を感じ、武装解除の必要に迫られ、日本の最高戦争指導会議は、1945年2月に次のような要求を仏印総督に提出することを決定した。

- (1) すべてのフランス軍と武装警察を日本の指揮下におくこと。
- (2) 軍事行動に必要なすべての鉄道、海運、通信等の機関を、日本の管理の下におくこと。

これらの要求は、1945年3月9日に、軍事行動の威嚇を伴つた最後通ちよりの形

で、仏印総督に提出されたが、総督が、この要求を拒絶するに当つて、日本軍は、軍事行動によつて、要求を強行する措置をとつた。

仏印軍と武装警察は、彼らを武装解除しようとする企図に反抗したが、ヴィエトナム主要都市の仏印軍(5万、うちヴィエトナム軍3万5千)との戦闘状況は下記のとおりである。

- (イ) サイゴン 若干の撃ち合いがあつたのみで降伏した。
- (ロ) ハノイ ハノイ仏印軍兵營攻撃3月10日午後、仏印軍降伏兵營燃料倉庫等破壊
- (ハ) ユエ(南部地区) ユエ仏印軍兵營攻撃、3月10日降伏
- (ニ) ランソン(北部地区) 3月9日、兵營処理は完了したが、他の要塞による一隊は反撃しきたり、交戦6日にして、14日ようやく降伏した。

上記以外にも、北方小都市、僻遠の地の仏印軍分遣隊と山間に避退した仏印軍小部隊との間に小規模の戦闘が行われた。

(2) 「い」号作戦(対越盟作戦)による戦闘

仏印軍武装解除後、北部において、越盟軍が、山岳地帯にしゅん動し、1945年3月から4月にかけて、日本軍との間に、各地で小戦闘が行われ、ゲリラ戦を挑んできたので、同年6月、これを討伐する方針を決定、北ヴィエトナムのトエンクワン及びタイゲンの両地区を中心に作戦を展開した。この戦闘においては、ゲリラ戦の性質上良民と敵との区別が判然とせず、時として、良民を殺傷し、あるいは、作戦上、全村を焼打ちするがごとき不測の損害を与えた。

ヴェトナムにおける戦闘状況と
それに伴う損害

(1) 「明」号作戦による戦闘

第2次世界大戦の形勢、特に、フィリピンにおける戦況が日本に不利に傾むくや、仏印軍は、ことごとく反日的態度を露骨に示すに至つた。よつて、日本軍は、仏印軍に不信を感じ、武装解除の必要に迫られ、日本の最高戦争指導会議は、1945年2月に次のような要求を仏印総督に提出することを決定した。

- (イ) すべてのフランス軍と武装警察を日本の指揮下におくこと。
- (ロ) 軍事行動に必要なすべての鉄道、海運、通信等の機関を、日本の管理の下におくこと。

これらの要求は、1945年3月9日に、軍事行動の威嚇を伴つた最後通ちようの形で、仏印総督に提出されたが、総督が、こ

の要求を拒絶したので、日本軍は、軍事行動によつて、要求を強行する措置をとつた。

仏印軍と武装警察は、彼らを武装解除しようとする企図に反抗した。ヴェトナム主要都市における仏印軍(総兵力約50,000、うち、ヴェトナム兵35,000)との戦闘状況は下記のとおりである。

- (イ) サイゴン 若干の威嚇砲撃があつた後、降伏した。
- (ロ) ハノイ 仏印軍兵營を攻撃したところ3月10日午後降伏したが、その際兵營、燃料倉庫等が破壊された。
- (ハ) ユエ(南部地区) 仏印軍兵營を攻撃したところ、3月10日降伏した。
- (ニ) ランソン(北部地区) 仏印軍兵營の処理は即日完了した。しかし要塞による一隊からの反撃があり、交戦6日にして、

ノ4日ようやく降伏した。

上記以外にも、北方小都市及び僻遠の地の
仏印軍分遣隊並びに山間に避退した仏印軍小
部隊との間に各地で小規模の戦闘が行われた。
本作战は、仏印軍を対象としたものであつた
が、各現地民衆も巻添えによつて損害を受け
た。

(2) 「い」号作战（対越盟作战）による戦闘

仏印軍の武装解除後、北部山岳地帯におい
て、越盟軍がしゆん動し、ノ445年3月か
ら4月にかけて、日本軍に対し各地でゲリラ
戦、小戦闘を挑んできた。よつて同年6月、
わが軍はこれを討伐する方針を決定し、北部
ヴィエトナムのトエンクワン及びタイゲンの
両地区を中心に作战を展開した。主要な作战
としては、タイゲンから北上しバツカンに至
り、左折する部隊とトエンクワンから北上し
右折する部隊とが掃討作战を展開しつつ、ダ
イ・チーで合流したが、この過程においてゲ

リラ戦の性質上良民と敵との区別が判然とせ
ず、時として、良民を殺傷し、あるいは、作
戦上、チエンホア、ダイチー等数カ村におい
て全村を焼打ちするが如き不測の損害を与え
た。

(注) ハノイ、ハイフォンを除く地方都市においては日本軍事基地は民家より離れていたため一般民に及ぼした損害は比較的少ない。

タンホア	10	100	500
グイン	20	200	500

(南部)

ユエ	10	100	300
ツーラン	50	100	1,500
(ツーラン飛行場) を含む			
サイゴン	50	500	2,500
カブサンジャック	30	100	500

(8) 爆撃を受けた主要施設

米軍による爆撃は目標をはずれて前述のとおり一般市民に損害を与えたがそのうち主要都市において被爆した主要建物は下記のとおり。

(北部)

ハノイ、アルコール工場

ハイフォン港施設、ハイフォン精米所

数箇所損傷

ハイフォン、セメント工場 (19年末爆撃による機

ホンゲイ炭坑工場 (機破損のため運営停止)

グイン自動車修理工場

〃 自動車機械修理工場

(南部)

カナ塩田会社施設及び埠頭施設

サイゴン港施設及び倉庫

国立劇場 (現国会)

中央キリスト教会

中央市場

(4) 列車、橋梁等に対する爆撃

昭和19年中ごろより米軍の輸送路に対する爆撃は徹底をきわめ、南北縦貫鉄道の橋梁という橋梁はほとんど破壊され、また進行中の列車、自動車等に対しても銃爆撃等を行つて妨害をした。よつて20年に入つてからは昼間汽車は発車せず、夜間のみとし、橋梁の破壊されたところは軍トラックによる輸送によらねばならなかつた。戦前においてハノイ-サイゴン間は平常4/時間で到達するところ、昭和20年4月には14日間を要したことをみてもその損害の大なることが伺い知れよう。以下被爆した橋梁のうち比較的大きなものを挙げるが、他に無数の小橋梁も損害を受けていた。しかしこれらは日本軍鉄道隊によつて仮修理をしたものが多い。

(北部)

- ハノイ北方20kmの地点の鉄橋 (30m)
(日本軍が仮修理)
- フウ、ランチョン鉄橋(汽車) (50m)
(")

- カオバン (修復せず) (50m)
 - ヴィエト・チー鉄橋 (") (250m)
 - フリー鉄橋 (") (150m)
 - ニンビン鉄橋 (") (150m)
 - タンホア鉄橋 (") (100m)
 - ズイン鉄橋 (") (不詳)
 - トエンホア鉄橋 (") (")
 - パドン鉄橋 (") (")
- (南部)
- ベンハイ鉄橋 (") (150m)
 - クワンチ鉄橋 (") (不詳)
 - ユエ鉄橋 (") (200m)
 - タム・キー鉄橋 (") (不詳)
 - クワン・ガイ鉄橋 (") (")
 - ボンソン鉄橋 (") (")
 - ビンディン鉄橋 (") (")
 - ツイホア鉄橋 (") (")

RB'-0573

0298

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(5) 海上輸送に対する銃爆撃

前述のとおり陸上輸送が杜絶したので、日本軍は木造船による海上輸送を考え、軍需品、米、その他の物資を積載してこれを北上せしめたが、連日米空軍は海岸線を監視し、これら船団をねらつて銃爆撃を加え、撃沈したので終戦末期にはヴィエトナム人業務員の乗船する者がなくなつてしまつた。

極秘

昭和34、10、26
アジア局

~~第7部 ヴィエトナム賠償協定及び仏印特別円~~

~~に関する基本問題についての疑問擬答~~

~~一般問題~~

ヴィエトナムの戦争損害参考資料

RB'-0573

0299

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ヴィエトナム側提出

エード・メモアール(仮訳)

1956年9月18日
サイゴン

1956年8月30日、外務長官との会談において、小長谷大使閣下は、日本政府としては、ダム水力発電所建設のため、ヴィエトナム政府に協力する方針であり、その経費は約3千万米ドルに達する旨述べられた。すなわち、1千万米ドルのローカル・エクスペンスはヴィエトナム政府が提供し得るものとして、日本政府は、残りの2千万米ドルにつき、その一部を賠償として、他は借款として、すべて役務及び資本財によつて負担するであろう。

右の2千万米ドルのうち8百万米ドルは、日本人の役務の提供及び日本国の資本材の供給により5年間に支払われるであろう。

日本国政府は、他方、同様の借款につき、国際金融市場で現在行われている利率及び条件に

3

による商業ベースの借款をもつて、5年間にわたり1千2百万米ドルまで、日本人の役務の提供及び日本国の資本材の供給を行うことを容易ならしめる用易がある。最後に、日本政府は、来る日仏交渉においては横浜正金銀行の債務、すなわち同銀行の保有する帳簿中の借方から生じた債務の清算によつて得るインドシナ銀行の資産に対するヴィエトナム政府の権利に関して同政府の行つた留保を考慮に入れるよう最善をつくすであろう。

これらの反対提案を受領し、ヴィエトナム共和国政府は、これらがヴィエトナムの受けた損害に比して余りにも僅少なものであることを遺憾とする。1956年1月6日の外務長官と日本国大使間の会談中に提示された損害額、すなわち2億5千万米ドルは、全くシンボリックな数字たることに注意を喚起したい。

「略奪」という損害項目に加えて、そのほかに二つの損害項目がある。その一つは生産及び

RB'-0573

0300

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

貿易に対する損害であり、他は戦闘行為及びその結果による人的損害であつて、ヴェトナムのうけた損害総額は少くとも20億米ドルに達するものである。

ヴェトナム共和国政府は、日本国政府が、2億5千万米ドルのシンボリックな数字をヴェトナムの戦争賠償の総額として採用されることを主張する。

日本の占領によりヴェトナムの受けた損害及び苦痛

日本の占領によつてヴェトナムの受けた損害と苦痛を詳かにすることは明かに不可能なことである。この覚書においては、入手可能な数少ない統計に表れているところにより、損害の重要性について一つの概念を与えることだけに止めよう。

以下、次の観点について順次ふれることとする。

生産
貿易
通貨
住民

(1) 生産

(A) インドシナの統計年鑑(1943年-1946年、第280頁)に示された鉱業生産に関する統計は、不完全なものではあるが、しかし、極めて正確なものである。統計によればとくに1943年以来鉱業生産

は著しく低下したことが分る。この低下は、
 一つには、爆撃によるものであるが、他方
 では日本官憲による輸出禁止によるもので
 ある。1939年を基準として比較すれば、
 この生産低下によるわが経済の損失を評価
 することができる。

石 炭

年	生産量(メトリック・トン)	1939年に比へた損害
1939	2,615,000	
1940	2,300,000	(-) 1,150,000
1941	2,329,000	(-) 286,000
1942	1,243,000	(-) 1,372,000
1943	1,020,000	(-) 1,395,000
1944	337,000	(-) 2,078,000
1945	231,000	(-) 2,384,000
損失計		7,830,000 トン

亜 鉛

年	生産量(メトリック・トン)	1939年に比へた損失
1939	1,3360	

1940	15,340	(+)	1,980
1941	18,170	(+)	4,810
1942	16,100	(+)	2,740
1943	12,900	(-)	460
1944	3,087	(-)	10,273
1945	876	(-)	12,484
損失計			13,687 トン

錫

年	生産量(メトリック・トン)	1939年に比へた損失
1939	3,037	
1940	2,869	(-) 168
1941	2,527	(-) 510
1942	1,967	(-) 1,070
1943	1,102	(-) 1,935
1944	647	(-) 2,390
1945	160	(-) 2,877
損失計		8,950 トン



鉄 鉦 年	生産量 (メトリック・トン)	1939年に比べ た損失
1939	138.200	
1940	33.100	(-) 105.100
1941	53.300	(-) 84.900
1942	64.500	(-) 73.700
1943	82.000	(-) 56.200
1944	29.700	(-) 108.500
1945	7.900	(-) 130.300

損失計 558.700

鉦業生産の低下の結果、労働数も著しく低
下した。

鉦山雇用労働者数総計は次の如く推定され
る。

1939	55,200人
1940	49,400
1941	49,600
1942	44,300
1943	35,000

1944	25,000
1945	4,000

かくして1939年と1945年との間に
51,200の労働者家族がその生活の糧を
失つたが、これは鉦山開発部門においてだ
けである。

(B) 製造業の損失もまた甚大であつた。ここでは若干の例を挙げるに止める。(インドシナ統計年間1940年~1946年)

(例1) サイゴン、シヨロン地区の精米業の操業精米所数及び1カ月当り作業延日数は次のとおり

年	精米所数	1カ月当り 作業延日数	1943年に比べて 損失(作業延日数)
1943	24	465	
1944	16	240	$2.25 \times 1.2 = 2700$
1945	3	34	$4.31 \times 1.2 = 5172$

損失計(作業延日数) 7872

この損失は爆撃による。

(例2) マッチ製造業

年	生産量(百万箱)	1939年に比べて 損失
1939	324	
1940	277	(-) 47
1941	523	(+) 199
1942	193	(-) 131
1943	134	(-) 190

1944 91 (-) 233

1945 28 (-) 296

損失計 698百万箱

この損失は爆撃による。

(例3) セメント製造業

年	生産量(トン)	1939年に比べて 損失
1939	306,000	
1940	378,000	(-) 28,000
1941	270,000	(-) 36,000
1942	153,000	(-) 153,000
1943	149,000	(-) 157,000
1944	0	(-) 306,000
1945	5,000	(-) 301,000

損失計 981,000トン

この損失は爆撃による。

(C) 農業生産の損失を見積ることは、生産統計の欠如及び不正確さのために困難なことである。しかし、農産品の輸出統計を検討すれば、農民の収入の相当程度の損失は、これを正確に知り得ることである。

一例として、最も重要な2品目たる米及びゴムをとり上げよう。

米

年	輸出(概換算トン)	1939年に比べた損失
1939	2,210,000	
1940	2,260,000	(+) 50,000
1941	1,400,000	(-) 810,000
1942	1,450,000	(-) 760,000
1943	1,510,000	(-) 700,000
1944	740,000	(-) 1,470,000
1945	68,000	(-) 2,142,000

損失計 5,832,000トン

ゴ ム

年	輸出(トン)	1939年に比べた損失
1939	68,000	
1940	64,600	(-) 4,300
1941	50,300	(-) 18,600
1942	37,800	(-) 31,100
1943	36,100	(-) 32,800
1944	200	(-) 68,700
1945	100	(-) 68,800

損失計 224,300トン



(2) 貿易

日本の占領の結果、ヴィエトナムの外国貿易量は相当減少した。インドシナ統計年鑑 / 1943年 - 1946年から抜萃した次の数字は、これを十分に示している。(この数字はインドシナ全域に関するものであるが、インドシナ貿易の少くとも80%がヴィエトナムたることは、関係方面の認めるところである。)

外国貿易量指数

年	輸出(1925年=100)比損失	1939年	輸入(1925年=100)比損失	1939年比損失
1939	163		162	
1940	151	(-) 12	108	(-) 54
1941	106	(-) 57	78	(-) 84
1942	73	(-) 90	42	(-) 120
1943	74	(-) 89	37	(-) 125
1944	24	(-) 139	11	(-) 151
1945	3	(-) 160	3	(-) 159
	損失計	(-) 547		(-) 693

1925年には、インドシナの輸出額は、1913年の金フランで600,000,000であり、輸入額は同じく440,000,000であつた。

従つて輸出の減少による収入減は次のとおりである。

$$600,000,000 \times \frac{547}{100} = 3,282,000,000 \text{ francs - or 1913}$$

(1,073,214,000 \$ 1956 年価格)

右の額中ヴィエトナムの占める額は

$$0.80 \times 1,073,214,000 = 858,000,000 \$$$

この収入減に対して、さらに輸入量の減少に基く関税収入の削減によるものを加えねばならない。この関税収入を輸入額の15%と見積れば、インドシナの予算に及ぼした損失は次のとおりとなる。

$$440,000,000 \times \frac{693}{100} \times 0.15 = 457,380,000 \text{ francs - or 1913}$$

(約 150,000,000 \$)

この損失中ヴィエトナムの占める額は

$$0.80 \times 150,000,000 = 120,000,000 \$$$

かくて1940年、1941年、、、1945年にわたる外国貿易の減少によるヴェトナムのうけた損害の総額は次のとおりとなる。

858 + 120 = 978

(3) 通貨

日本の占領は、インドシナにおいて、危険なインフレをひきおこした。1939年～1945年のインドシナ銀行発行通貨量は次の如く見積られる。

インドシナ銀行(インドシナ統計年鑑 1943～1946年による)

年	流通量(弗)	当座勘定(弗)	計(弗)
1939	216,300,000	53,200,000	269,500,000
1940	280,400,000	122,300,000	402,700,000
1941	346,700,000	158,900,000	505,600,000
1942	494,200,000	195,800,000	690,000,000
1943	740,400,000	215,500,000	955,900,000
1944	1,052,300,000	252,100,000	1,304,400,000
1945	1,988,300,000	376,800,000	2,365,100,000

かくして6年の間にインドシナ銀行発行通貨量は800%に増加した。

この増加は、一つには、日本の占領軍に対して行われた貸付により他は日本向インドシ



ナ輸出の対価たる円ブロックによるものである。

「横浜正金銀行」が、依然インドシナ政府に1.315百万円(1.360百万ピアストルの対価)及び480.000米ドルを返済しなければならないということは、1954年10月13日、パリ経済通貨会議においてフランス代表団が、ヴィエトナム、カンボディア及びラオスの代表団に送ったノートから結果するものである。

1945年以來の円価値の下落を考慮すれば、日本はインドシナ政府に対して追加金を支払い、もつて支払遅延から来る損失を補填しなければならないであろう。

いずれにしても、1940年-1945年のインフレはピアストルの購買力を相当弱めたのである。

サイゴンにおけるインドシナ労働階級の生計費指数(1925年を100とする)は、

1939年の110から、1945年には506となつた。

ハノイにおいては、この指数は1939年の118から1945年には2866となつた。(インドシナ統計年鑑1943年-1946年参照)

(4) 住民

日本の占領と、その後の軍事上の出来事は、物的損害(工場、住宅、橋梁、道路、船舶等の破壊)のみならず、人的損害をひきおこしたのであるが、これについては不幸にして何の統計もない。

最もいたましい事実についてのみふれよう。それは1945年の飢饉であつて、ヴェトナムの北部と中部においては百万以上の人が死亡したのである。

この飢饉の原因は、連合軍の上陸を予想して日本軍が1943年、1944年及び1945年におこなつた米の徴発によるものである。

かくして収穫高は悪くはなかつたのであるが(北ヴェトナムにおいては17620000キントル―平時においては17百万キントルと見積られた需要を充するに充分であつた)、飢饉は、1944年11月からはじま

つた。

従つて飢饉は人為的にひきおこされた飢饉であつたわけである。

ヴェトナムには、人為損失についての賠償を要求する権利がある。犠牲者1人当り千ドルと計算して(全クリデイキュラスを賠償であろう。)日本の支払うべき額は

$$\$1,000 \times 1,000,000 = \$1,000,000,000$$

に達する。

結 論

結論として、日本の占領によるヴェトナムのうけた損害と苦痛は極めて甚大であり、少くとも20億米ドルと見積ることができよう。わが政府が2億5千万ドルを主張しているのは実際よりもはるかに下廻つているのである。

日・仏印間の軍事関係資料（参議院提出）目録

- (I) 1945年2月3日提出済みの資料
- (1) 在「ハノイ」南支那派遣日本陸海軍最高指揮官代表と印度支那軍最高指揮官との間の軍事協定成立の爲の基礎事項（1940.9.4署名）
 - (2) 印度支那軍司令官と在印度支那日本陸海軍代表との間に於て締結サレタル協定（1940.9.22署名）
 - (3) 日本軍仏印領内進駐ニ関スル日仏両国政府共同コミュニケ（1940.9.27発表）
 - (4) 仏領印度支那ノ共同防衛ニ関スル日本国「フランス」国間議定書（1941.7.29署名）
 - (5) 仏領印度支那共同防衛ニ関スル日本軍、「フランス」当局間現地軍事協定（1941.12.9）
- (a) 基礎事項
 - (b) 細目規定

(c) 「ドクター」仏印総督発仏印派遣日本代表宛書翰

- (II) 本日提出の資料
- (1) 最高戦争指導会議決定第16号「情勢ノ変化ニ応スル仏印処理ニ関スル件」（1945.2.1）
 - (2) 最高戦争指導会議報告第11号（参拾五部ノ内第31号）「印度支那政務処理要領」（1945.2.26）
 - (3) 最高戦争指導会議決定第17号（参拾五部ノ内第32号）「対仏印武力処理ニ関スル件」（1945.2.26）

大臣
事務局長 アジア局長
事務課長 審議官

戦争被害と賠償額との関係

既に提出した資料により、相手国が戦争
によつて蒙つた被害苦痛を如何に考えてい
るか、又はその被害苦痛の結果をどのよ
うに考えているかは明らかであろう。

我々は、これを考慮に入れ、わが国の
負担能力、相互間の均衡 ~~並びに~~ 賠償によ
つて提供するわが生産物及び設備が相
手国の経済の復興開發及び民生福祉

外務省

の増進に資する度合を勘案して賠償額
を決定したのである。

如何なる損害に対し、幾何の額を払うのか
内訳を明らかにせよ。

我々としては、基準を有しているが、これを
(従来にも要求されたことなく、不必要と考えていたが)
公表することは、既に協定を締結し終つた

ビルマ、フィリピン及びインドネシアに対して^(この際)無用の

好ましくない影響を与えることになる。従来
の如何なる賠償交渉に当つても、かかること
を公表するなど、考えられなかつたところがある。

外務省

RB'-0573

0312

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

兵站基地としてのサイゴン

- (1) 昭和16年12月、サイゴンは開戦直前、タイ、マレーの進出基地として陸軍に利用されたのみならず、海空軍によつても重要な戦略基地として利用された。従つて日本軍の兵力は急激に膨張し、当時全仏印の日本軍は約7万といわれていた。
- (2) サイゴンは地理的に東南アジア地区の中心地であり、全戦時を通じて、南方戦線への進出、移動のため終始利用された。その都度軍が物資補給のため調達する物量は甚大なるものであつた。
- (3) 戦時中日本軍が買付けた米は年間約80万トンでこれを内地、フィリピン、マレー、インドネシア等に輸送していた。また、軍使用の

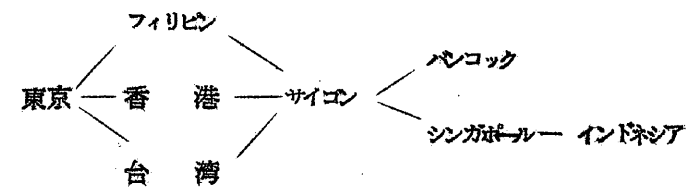
ため鶏、豚、野菜、塩乾魚等もタイ、シンガポール等へ輸送されていた。(三井物産富崎氏証言)

(4) 上述の如く、日本軍は南ヴィエトナムを物資補給地として利用していたが、軍は果してどれ程の兵員を対象として物資を輸送していたか知る必要がある。復員局発表の統計によると復員者数は下記のとおりであるが、右の数字から戦時中の各地域の兵力を推察することができよう。

国名	陸軍	海軍	計
フィリピン	97,300	36,151	133,451
タイ	106,000	3,051	109,051
ビルマ	70,350	1,372	71,722
マレ、 アンダマン ニコバル	95,581	36,473	132,054
スマトラ	59,480	4,984	64,464
ジャワ 小スダン	57,860	19,418	77,278

(5) 昭和19年末頃より終戦時に至る期間は海上交通は殆んど杜絶していた関係上、他地域との大きな物資交流は望めない実情にあった。しかも終戦近くの全般的情勢はタイ、仏印を防衛中核地区として専ら防衛強化に奔走していたので、他地区から防衛資材を仏印地区に移動せんとする動きはあつたが、同地区から他地区に移動せしむるような考えはなかつた。勿論以上は一般論であり、具体的なことは判明しない。(防衛庁、防衛研究所戦史室)

(6) サイゴンと直結されていた諸港



⑦ 終戦時においてはガダルカナル、ビルマ方面において敗れた日本軍がサイゴンに集中し、終戦時における兵力は10万といわれた。

ヴェトナムが受けた損害

序

本稿は、ヴェトナムが受けた損害について、随時在ヴェトナム日本大使館等から報告された事項及び1944～45年当時現地にあつてその事情に詳らかであると認められる各方面の人々から聴取したところを取りまとめたものである。

I 総説

1940年9月の日本軍の北部仏印進駐、さらに1941年7月の南部仏印進駐以来、1945年8月の終戦に至るまで、5年間、ヴェトナムは、わが南方総軍の戦略基地、兵站基地として、事実上、日本軍の支配下に置かれ、この間、民衆は、全土にわたつて、日本軍の戦争行為に対し、物質的及び精神的犠牲と協力を余儀なくされた。当初の進駐は当時、ヴィシー政府下のフランスと締結した協定に基づいて、実行された平和進駐であり、

RB'-0573

0315

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

戦闘行為はほとんど行われなかつたが、フランスのド・ゴール政権バリ復帰によつて、日仏間に戦争状態が生じた1944年8月ごろより、翌1945年8月の終戦に至るまでの戦争末期においては、「明」号作戦、「い」号作戦等の戦闘が行われ、直接、ベトナム民衆に物的損害と苦痛を与えた。

ベトナムにおいては、現実の戦闘行為は、さほど激しくなかつたから、戦闘行為に直接に起因する射殺、爆死、負傷また、住宅、工場、道路、橋りょう等の財物の破壊の損害は、フィリピン等の場合に比較すれば、小さいことは事実である。一方、ベトナムが広範な南方作戦に従事するわが陸海軍に対する兵站補給基地の役割を果たすための米穀を始めとする食糧品その他の軍需物資の調達、また、軍需物資、兵員等の輸送のための輸送機関の徴発、軍需工場への転換のための工場施設の徴収、作戦上の必要による宿舍用建物の徴

発、個人財産の没収等々の措置を日本軍が執つたことによつて、ベトナムは相当な物的損害と苦痛を受けた。かかる措置は、生活必需物資の不足、偏在、国内生産の低下等の国内経済の混乱を惹起し、さらに、当時、米空軍の爆撃が熾烈となつてからは、道路、橋りょう、運輸機関等の破壊による南北交通遮断、物資交流の杜絶が、国内経済の破壊に拍車をかけたため、ベトナム民衆の受けた困窮、苦痛は、少なからざるものがあつた。

さらに、この間、日本の軍事行動によつてベトナム国が受けた人的損害も、また、無視することができない。すなわち、ゲリラ戦における一般現地民の殺傷、強制使役人、青年隊等が戦争遂行に協力して、その多数が死に至らしめられた事実、また、戦争末期日本軍による米の大量徴発が一つの原因となつて、2,30万人に及ぶ飢餓による死亡者が生じた事実等がこれである。

以上のヴェトナム国の受けた損害は、終戦後、十数年を経た現在に至るまで、なお、甚大な影響を残し、戦後の同国の経済復興を妨げる大きな原因になつている。

Ⅱ ヴィエトナムにおける戦闘状況

(1) 北ヴェトナム進駐の際の戦闘

援蔣ルートを断絶するため、東京において松岡外相とアンリー駐日仏大使との間に交渉が進められ、また、現地においてもこれと並行して、軍事協定に関する交渉が進められた結果、ようやく1940年9月22日に至つて、日本軍の北部仏印平和進駐に関する協定が締結された。当時、広西省に待機していた第5師団がドンダンより進駐したが、その際、連絡不十分に起因する戦闘が行われた。しかし、この戦闘は、わずか、一兩日のものであり、かつ市街よりはなれた国境地帯のことでもあつたので、現地人に対する被害は、僅少であつた。

(2) 「明」号作戦による戦闘

第2次世界大戦の形勢、特に、フィリピンにおける戦況が日本に不利に傾むくや、仏印軍は、ことごとくに反日的態度を露骨に

示すに至つた。よつて、日本軍は、仏印軍に不信を感じ、武装解除の必要に迫られ、日本の最高戦争指導会議は、1945年2月に次のような要求を仏印総督に提出することを決定した。

(イ) すべてのフランス軍と武装警察を日本の指揮下におくこと。

(ロ) 軍事行動に必要なすべての通信運輸機関を、日本の管理の下におくこと。

これらの要求は、1945年3月9日に、軍事行動の威嚇を伴つた最後通ちようの形で、仏印総督に提出されたが、総督が、この要求を拒絶したため、日本軍は、軍事行動によつて、要求を強行する措置をとつた。

仏印軍と武装警察は、彼らを武装解除しようとする企図に反抗した。ヴィエトナム主要都市における仏印軍との戦闘状況は、下記のとおりである。

(1) サイゴン 若干の威嚇砲撃があつた後、

降伏した。

(ロ) ハノイ 仏印軍兵管を攻撃したところ3月10日午後、降伏したが、その際兵管、燃料倉庫等が破壊された。

(イ) ユエ(南越地区) 仏印軍兵管を攻撃したところ、3月10日降伏した。

(ロ) ランソン(北越地区) 仏印軍兵管の処理は即日完了した。しかし、要塞による一隊からの反撃があり、交戦6日にして、14日ようやく降伏した。

上記以外にも、北方小都市及び僻遠の地の仏印軍分遣隊並びに山間に避退した仏印軍小部隊との間に、各地で小規模の戦闘が行われた。本作戦は、仏印軍を対象としたものであつたが、各現地民衆も巻き添えによつて損害をうけた。

(8) 「い」号の作戦(対越盟作戦)による戦斗仏印軍の武装解除後、北部山岳地帯において、越盟軍がしゅん動し、1945年3

月から4月にかけて、日本軍に対し、各地でゲリラ戦、小戦闘を挑んできた。よつて同年6月、わが軍は、これを討伐する方針を決定し、北部ヴィエトナムのトエンクワン及びタイゲンの両地区を中心に作戦を展開した。主要な作戦としては、タイゲンから北上し、バクカンに至り、左折する部隊とトエンクワンから北上し右折する部隊とが掃討作戦を展開しつつ、ダイ・チーで合流したが、この過程において、ゲリラ戦の性質上、良民と敵との区別が判然とせず、時として、良民を殺傷し、あるいは、作戦上、チェンホア、ダイ・チー等、数ヶ村において、全村を焼打ちするがごとき不測の損害を与えた。

(4) 米軍による爆撃

1942年初頭より連合軍は、昆明、桂林を基地として、連日、爆撃機を北部ヴィエトナムに侵入せしめ、日本軍基地及び交

通線の破壊を試みた。これがため、北部ヴィエトナムの橋りようは、ほとんど破壊され、交通は、麻痺状態に陥り、またハイフオンの港湾施設、セメント工場、市街も大きな被害をうけた。

さらに、1944年末より45年にかけて連合軍は、艦隊機及びフィリピン基地から来襲する爆撃機をもつて、中部及び南部ヴィエトナムに対する爆撃を強化した。これにより、ヴィエトナムの大動脈たる南北縦貫鉄道は、各所の鉄橋の破壊のため、寸断された。また、サイゴン港湾施設、倉庫等も、大なる損害を被り、さらに、目標をはずれた投弾は、一部サイゴン市民を殺傷した。

その他	1,070名
軍直轄部隊 第55師	10,000名
66碇泊場司令部	200名
第2野戦船舶廠	500名
その他	1,300名
鉄道10連隊	2,500名
通信、自動車その他	2,200名
第5飛行師団	20,000名
その他航空関係	3,500名
海軍第11特別根拠地隊	3,000名
計	82,210名

(5) 終戦時における日本軍配置兵力

第38軍隷指揮下部隊

軍司令官 土橋 中将
 第38軍司令部 約 1,000名

北部防衛隊

21師団長 三國 中将
 約 15,000名
 歩兵84連隊 約 4,000名
 その他部隊 約 880名

中部防衛隊

独立混成第34旅団長 服部 少将
 約 5,000名
 その他 " 1,100名

南部防衛隊

第2師団長 馬奈木 中将
 約 11,000名

Ⅲ ヴィエトナムの人的損害

(1) 一般現地民衆

1945年3月の「明」号作戦の際、ランソン、ダンラップ、トソ、タム・キ、ドン・ダン、ハジャン、トンキンの各地において、抑留された相当数の一般人が仏印軍の眷属となつて殺傷された。

ある場合には、規則に対する一般的な違反をやめさせるために行われた制裁もあつた。たとえば、ラジオの非合法的な使用を防ぐために、サイゴンで行われた例もある。

また、前出45年6月の「イ」号作戦は、ゲリラ戦であつたため、良民と敵との区別が判然とせず、一般現地民衆の殺傷、部落焼打ち等の損害を与えた。「明」号作戦直前に約1万2千名よりなる光兵団が南支那から仏印入りしているが、同兵団がビルマ方面に転戦する途次において、ハイフォン、ランソン地区で、若干の不法行為を行つた

形跡がある。

以上が、戦時中、日本軍から、直接の殺傷等を被つたヴィエトナム人の人的損害であるが、このほかに戦争末期に、北部、トンキン・デルタ地方に（ヴィエトナム側は百万人ないし二百万人と主張しているが）2、30万の餓死者を出したことが重視される。その一つの原因は、日本軍による米の徴発にあつた。なお、このため、餓死に至らないまでも、莫大な数の浮浪者、病人が続出したことはいうまでもない。

(2) 強制使役人

飛行場（サイゴン、ビエン・ホア、ドンクオン、ツードモット、ニヤトラン、ツーラン、フェ）、港湾（サイゴン、バアゴイ、ツーラン）などの基地労務者、軍管理の下にある鉱山、工場（北部のホンゲイ炭鉱、ラオカイ燐灰石鉱、タイグエン鉄鉱等、南部のビエン・ホア、ロクニン、ダラットの

木材工場、バンゴイ珪砂鉍区等)の作業員その他、各地の日本軍駐とん地における軍用人夫、海岸、国境地方の陣地構築に使役された人夫など、その大部分は、現地行政機構を通じて、日本軍所在地区の各部落から、軍の命令によつて割り当てた員数を徴用使役したものである。彼らは、賃銀も名目的なものの支払を受けるのみで、労働時間も、一定せず、劣悪な労働条件の下で作戦の名によつて、長時間の激務を強制されたことが多い。また衛生状態の悪い作業地が多く、たとえば、ドンクオンの着陸場建設では多数のマラリア患者を出したが、キニーネの補給が十分でないまま、相当数を死に至らしめた。

これら強制労働使役者は、戦争期間を通じて十数万に上り、延人員にすれば、莫大な数字に達する。しかも、それら作業地が、軍駐とん地、軍事基地あるいは軍需生産地

であるため、連合軍の空襲目標となり、銃爆撃、火災等のため、犠牲となつた死傷者は、千名をこえる。たとえば、サイゴン郊外にあつた木造船製作所のごときは、1回の爆撃で、数十名に及ぶ死傷者を出した。

戦争末期、日本軍の兵力補充が十分でなく、ある程度、強制的に、ヴィエトナム青年を徴用し、主として、後方の輜重勤務につけたが、1945年3月9日のフランス軍武装解除の作戦には、これらの青年は、勇敢にフランス軍と戦い、相当数の戦死者を出している。

上記の者のほか、日本軍の作戦目的に協力し、3月9日の戦闘に活動したヴィエトナム青年の組織が、相当数存在したが、これらもまた、同様な被害者である。

Ⅳ ヴィエトナムの物的損害

(ⅴ) 現地調達の強行

日本軍の広範な南方作戦に対する糧秣補給地としての南ヴィエトナムの役割から、戦争の全期間を通じて、全土にわたり米、家畜その他の原料物資の調達に日本軍の手によつて行われた。対価は、現地通貨で正規に支払われた場合もあつたが、軍権力を背後にした無償徴発の事例もあつた。この現地調達の強行の結果、ヴィエトナム各地に食糧不足、その他の経済的混乱を生じ、一方、輸送機関の徴発破壊と相まつてヴィエトナム民衆に非常な困窮苦痛をもたらした。

(a) 軍用米の買上げ

戦争中、ヴィエトナムにおける軍用米の買付量は相当の量にのぼり、南方各戦線に輸送せられ且常時20～30万トンの在庫を有していた。

右軍用米の買上げによつて、従来の地

方の米作地から、都市の精米所に至る集荷体制が破壊され、交通の乱脈による集荷能力の麻痺、精米能力の低下とともに、地域的な貯米の不均衡が現出して、米の生産量は逐次激少し、戦争動乱による労働力と労働意欲の低下とともに、その悪影響を戦後に持ち越し、いまだに戦前水準への回復を遅らせている。

(b) 家畜類の徴発

日本軍の大量徴発によつて、農家の耕作牛馬や種付用牛、馬、豚等も欠乏し、地方の貧困を激化させた。ヴィエトナム農民にとつて、これら家畜は、大きな財産であると同時に、収入源でもあつただけに、これを徴発されたことによる損失は少くなかつた。これら徴発された家畜類、特に生豚等は、そのまま輸送船に満載して、当時、日本軍軍需物資集散地であつたシンガポールに頻りに直送された。

かくして、戦後においても極端な家畜類と卵類の不足状態が続き、現在も牛は種切れの結果、印度、オーストラリア等から寄贈を受けたり、かつては自給自足して、なお、余剰を輸出していた豚をI C A資金で日本から輸入したり、鶏をカンボディアから輸入したりしている実情である。

(9) その他の原料物資の徴発

米、家畜にとどまらず、野菜、鮮魚、塩蔵魚等の食糧も大量の徴発の対象になり、各地に輸送された。その他、多くの原料物資について、その生産配給の正常な経営を乱して、経済的な被害をヴィエトナム民衆に負わしめたことは、否みえない。中でも、森林の乱伐は、著しく、国有林の数万ヘクタールに及ぶ無計画、無統制な伐採が行われたほか、ゴム園のゴムの樹を伐採したり、特に戦争末期に

至つては、サイゴン市内外の街路樹まで伐採するに至つた。

(2) 輸送機関の徴発

鉄道貨車、船舶舟艇、陸運車両を始めとして、はしけ、牛車、荷車に至るまで、すべての輸送手段が、日本軍の作戦目的のために、随時、強制的に徴発された。ヴィエトナム輸送団なる軍用輸送機関が組織された地域もあつて、日本軍の使用に供され、また、鉄道には、鉄道司令部において、輸送、交通を監督せしめ、軍隊、軍需物資の輸送をもつぱらにしたため、鉄道は、現地民衆の交通及び民需物資の輸送にほとんど利用できなかつた。この結果、ヴィエトナム南北にわたる物資の交易の杜絶は勿論、地域的な運搬も困難を極めたため、国内経済の混乱を招き實際上、民間の自由な商行為は不可能な状態となり、闇交易による物価の高騰、物資の偏在が著るしく、インフ

への増大に拍車をかけ、国民の困窮と苦痛は激しいものとなつた。

(3) 宿舎用建物の徴発

終戦時において在仏印日本軍兵力は、8万2千人を数えた。日本軍は、在仏印部隊の司令部及び部隊の宿舎用のほか、仏印通過部隊等のための需要を見込んでの宿泊設備を要求し、たとえば、サイゴンでは、病院、学校等の目ぼしい大建築物は、ほとんど接收された。そのため病院の機能が著しく低下して医療が思うに委せず、また、学校用の建物を他所に求めるため教育が停止される等、種々の損害と苦痛が生じた。「明」号作戦以後、激しさを加えた米軍爆撃を考慮し、司令部等は分散して置くこととし、ヴェトナム人の住宅の借上数も相当に達した。

(4) 工場施設の接收

1945年3月9日の作戦以後、日本軍

の名において、工場施設を多くの場合無補償で接收管理し、これを軍需物資生産工場に転換した。接收の対象となつた施設は、火力発電所、精米所、タバコ工場、ビール工場、マッチ工場、ゴム工場、ゴム・プランテーション、小規模な鍛冶屋、機械、タイヤ修理工場、搾油所等であつた。このため工場経営者の被害はもちろん、生産の停止と、商品の不足等の経済的混乱によつて、一般民衆の受けた損害、苦痛もまた大きなものがあつた。また、北部では、施設の接收とともに飛行場建設のための土地収用も行われた。

(5) 個人財産の没収

同じく3月9日の「明」号作戦時に日本軍が各所において、個人の所有する貴金属、数千台に上る短波受信機、タイプライター等高級な財産を没収した例がある。

- ニ武装警察隊ハ再編成ス
- 三 仏印ニシテ我カ要求ニ応セサル場合ニ於テハ帝國ハ武力ヲ行使シテ仏印ヲ処理シ差当リ軍ノ管理下ニ置ク
- 四 安南國等ニ対スル措置ハ左ニ拠ル
 - (イ) 現地軍ニ於テ適宜安南國等ノ独立的地位ヲ向上支援シ積極的ニ我ニ協力セシムル如ク施策ス
 - (ロ) 一般情勢ヲ勘案ノ上安南國等ノ独立ヲ承認ス
- 五 帝國政府ハ武力処理ニ伴ヒ機ヲ失セス声明ヲ發表ス
- 六 「ソ」連ニ対シ所要ニ応シ帝國ノ真意特ニ其ノ非侵略性ヲ説明ス
- 七 獨ニ対シ帝國ノ仏印処理ノ真意ヲ通報シ帝國ノ施策ニ同調セシム
- 八 広州灣租借地竝ニ其ノ他ノ地域ニ於ケル仏國軍隊等ニ対シテハ仏印ニ準シ処理ス

最高戦争指導会議
決定第十六号

情勢ノ变化ニ応スル仏印処理ニ関スル件 (昭和二〇、二、一)

第一 方針

一 帝國ハ戦局ノ推移竝ニ仏印ノ動向ニ鑑ミ自存自衛上ノ絶対必要ニ基キ仏印ニ対シ機宜自主的ニ武力処理ヲ行フ武力処理発動ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

二 武力処理発動ノ時期ニ至ル迄ハ嚴ニ我カ企圖ノ秘匿ヲ図ル

第二 要領

一 武力ヲ発動スルニ先立チ至短時間内ニ外交措置ヲ完了スル如ク先ツ大使ヲシテ仏印總督ニ対シ左記趣旨ヲ期限付ニテ要求セシム

記

全般情勢特ニ米軍ノ印度支那領域ニ対スル武力行使ノ事實竝ニ其ノ趨勢ニ鑑ミ帝國ハ印度支那ノ防衛ヲ全ウスル為日仏印

三月九日
中入

最高戦争指導会議
決定第十六号

情勢ノ変化ニ応スル仏印処理ニ関スル件(昭和二〇、二一、二二)

第一 方針

一 帝国ハ戦局ノ推移竝ニ仏印ノ動向ニ鑑ミ自存自衛上ノ絶対必要ニ基キ仏印ニ対シ機宜自主的ニ武力処理ヲ行フ武力処理発動ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

二 武力処理発動ノ時期ニ至ル迄ハ敵ニ我カ企図ノ秘匿ヲ図ル

第二 要領

一 武力ヲ発動スルニ先立ち至短時間内ニ外交措置ヲ完了スル如ク先ツ大使ヲシテ仏印總督ニ対シ左記趣旨ヲ期限付ニテ要求セシム

記

全般情勢特ニ米軍ノ印度支那領域ニ対スル武力行使ノ事実竝ニ其ノ趨勢ニ鑑ミ帝国ハ印度支那ノ防衛ヲ全ウスル為日仏印

共同防衛ノ根本精神ニ基キ仏印總督カ米英ノ印度支那ニ対スル武力行使ニ対シ帝国ト協力シ飽迄印度支那ヲ防衛スヘキ旨ノ明確ナル決意ノ具体化トシテ左記ニ同意センコトヲ要求ス

(イ) 現事態ノ続ク限り仏印及武装警察隊ハ帝国軍ノ統一指揮下ニ入ラシメ部隊、兵器、資材ノ編成、配置、移動等ニ付全面的ニ其ノ指示ノ下ニ行動セシムルコト竝ニ鉄道、海運、通信等作戰上必要ナル機関ヲ我カ軍ノ管理下ニ置クヘキコト

(ロ) 仏印全機能ニ対シ帝国ノ要請ニ全面的且忠実ニ協力スヘキ旨ヲ即時指令スルコト

(ハ) ○時間内ニ前二項ヲ全面的ニ受諾スルコト
右期限経過ノ上ハ帝国軍ハ仏印總督府側ニ共同防衛ノ誠意ナキモノト認メ所要ノ手段ヲ講スヘキコト

ニ仏印カ全面的ニ我カ要求ヲ受諾セル場合ニ於テモ仏印軍隊竝

備考

廣州湾租借地ニ於ケル政務処理ニ関シテハ本要領ニ準ス

5

一九四四年八月三十日在ストックホルム岡本公使公電

仏臨時政府は二十九日ラジオにより左のとおり声明せり

仏國ハ一九四一年十二月八日以来日本ト戦争状態ニアリ、現ニ海上ニ於イテ日本ト戦争シツツアリ。而シテ連合諸國側ニ与シテ仏國領土ガ解放セラレルノミナラス、亞細亞及欧州ニ於ケル仏國ノ敵ヲ撃退スル迄全力ヲ以テ戦争ヲ繼續スベシ。

RB'-0573

0329

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三、經濟対策ハ自給自戰態勢ノ強化ヲ第一義トシ併セテ現地民生ノ維持ヲ図ルヲ主眼トス
 通貨ノ放出ハ極力之ヲ抑制ス

二之ヲ回収スルモノトス
 要ニ応シ当初号軍票ヲ併用スルコトアリ此ノ場合ハ爾後速ニ之ヲ回収スルモノトス

(イ) 發券銀行ハ我方ニ於テ之ヲ管理シ在來通貨ヲ使用ス但シ所
 要ニ應シ当初号軍票ヲ併用スルコトアリ此ノ場合ハ爾後速ニ之ヲ回収スルモノトス

(ロ) 安南國等ノ獨立承認ノ時期、方法等ニ關シテハ中央ニ於テ別ニ定ム
 (ハ) 發券銀行ハ我方ニ於テ之ヲ管理シ在來通貨ヲ使用ス但シ所要ニ應シ当初号軍票ヲ併用スルコトアリ此ノ場合ハ爾後速ニ之ヲ回収スルモノトス

(ニ) 安南國等ノ獨立の地位ノ向上支援ニ當リテハ原住民ヲシテ積極的ニ我ニ協力セシムルヲ以テ根基トシ特ニ民族意識ノ昂揚ヲ図ル
 (三) 安南國等ノ獨立承認ノ時期、方法等ニ關シテハ中央ニ於テ別ニ定ム

二、出テシメ獨立回復ノ事實ヲ闡明ス
 但シ具體的獨立施策ニ付テハ作戰ニ支障ナキ範圍ニ於テ之ヲ行フモノトス

モノトス但シ作戰上特ニ必要アル場合ニハ我方ニ於テ財産ヲ管理シ居住行動等ニ制限ヲ加フルコトアリ
 (イ) 第三國官憲及第三國人ノ取扱ハ差当リ現状ヲ變更セラルモノトス
 (ロ) 印度支那管理ニ伴ヒ安南國、「カンボジア」國及「ルアン」
 プラバン」國ニ於テハ此等諸國固有ノ統治機構ヲ尊重シ我方
 方ノ内面指導ノ下ニ適宜其ノ統治ニ任セシム
 其ノ旨明示スルヲ避ケ日本軍ニ於テ一時其ノ行政ノ管理ニ任
 スルノ建前ヲトルモノトス
 印度支那全域ニ互ル共通事項ニ付テハ差当リ我方ニ於テ之カ
 實施ニ任ス
 (イ) 安南國等ノ獨立ニ關スル指導ハ左記ニ準拠ス
 (ロ) 速ニ安南國等ヲシテ自發的ニ仏國トノ保護條約破棄等ノ

其ノ旨明示スルヲ避ケ日本軍ニ於テ一時其ノ行政ノ管理ニ任
 スルノ建前ヲトルモノトス
 印度支那全域ニ互ル共通事項ニ付テハ差当リ我方ニ於テ之カ
 實施ニ任ス
 (イ) 安南國等ノ獨立ニ關スル指導ハ左記ニ準拠ス
 (ロ) 速ニ安南國等ヲシテ自發的ニ仏國トノ保護條約破棄等ノ

参拾五部ノ内第三一号
最高戦争指導会議
報告第十一号

昭和二十年二月二十六日

印度支那政務処理要領

仏印処理ニ伴フ政務処理ハ本要領ノ定ムル所ニ拠ル

一 仏印カ全面的ニ我カ要求ヲ受諾シタル場合

(イ) 日仏印関係ハ引続キ協同防衛ノ関係ニ在ルモノトス

總督以下仏印側ノ統治機構ハ依然之ヲ存続セシメ以テ積極
的ニ我ニ協力セシムルニ努ム

(ロ) 再編成ニ当リ不要トナリタル仏印軍人及武装警察隊員ハ一
般人ト同様ニ取扱ヒ俘虏トシテ取扱フコトナシ但シ我ニ抵抗
セルモノハ仏印当局ヲシテ処断セシメ又ハ我方ニ於テ俘虏ト
シテ抑留ス

1. 協定
2. 協定

(ハ) 一般仏国人及仏国人財産等ノ取扱ハ概ネ現状通りトス
(ニ) 安南国等ノ独立運動ニ対シテハ帝国ハ之ヲ妨害セサルモノ
トス

(ホ) 通貨ハ在来通貨ヲ使用スルモノトス

ニ 仏印カ我要求ニ応セス武力ヲ行使スル場合

(イ) 日仏関係ハ戦争状態ニ非サルモノトス但シ仏印ニ関スル既
存日仏間ノ条約ニ拘束セラルルコトナシ

(ロ) 仏印總督以下首脳者ノ職務執行ヲ認めサルモ其ノ所遇ハ努
メテ穩当ニス

總督府下部機構ハ之カ活用ヲ図ル

(ハ) 仏印軍人、武装警察隊員ハ武装ヲ解除シ抵抗スルモノハ之
ヲ俘虏トシ然ラザルモノハナルヘク速ニ再編成ノ上之カ活用
ヲ図ル

(ニ) 仏国人及仏国人財産ハ之ヲ敵国人及敵産トシテ取扱ハサル

備考

広州湾租借地ニ於ケル政務処理ニ関シテハ本要領ニ準ス

挙ニ出テシメ独立回復ノ事実ヲ闡明ス
但シ具体的独立施策ニ付テハ作戦ニ支障ナキ範囲ニ於テ之
ヲ行フモノトス

(2) 安南国等ノ独立的地位ノ向上支援ニ当リテハ原住民ヲシ
テ積極的ニ我ニ協力セシムルヲ以テ根基トシ特ニ民族意識
ノ昂揚ヲ図ル

(3) 安南国等ノ独立承認ノ時期、方法等ニ関シテハ中央ニ於
テ別ニ定ム

(4) 発券銀行ハ我方ニ於テ之ヲ管理シ在来通貨ヲ使用ス但シ所
要ニ応シ当初ろ号軍票ヲ併用スルコトアリ此ノ場合ハ爾後速
ニ之ヲ回収スルモノトス

三 経済対策ハ自給自戦態勢ノ強化ヲ第一義トシ併セテ現地民生ノ
維持ヲ図ルヲ主眼トス
通貨ノ放出ハ極力之ヲ抑制ス

- (ハ) 一般仏国人及仏国人財産等ノ取扱ハ概ネ現状通りトス
- (ニ) 安南国等ノ独立運動ニ対シテハ帝國ハ之ヲ妨害セサルモノトス
- (ホ) 通貨ハ在来通貨ヲ使用スルモノトス
- ニ仏印カ我要求ニ応セス武力ヲ行使スル場合
- (イ) 日仏關係ハ戦争状態ニ非サルモノトス但シ仏印ニ關スル既存日仏間ノ条約ニ拘束セラルルコトナシ
- (ロ) 仏印總督以下首脳者ノ職務執行ヲ認メサルモ其ノ所遇ハ努メテ穩当ニス
- 總督府下部機構ハ之カ活用ヲ図ル
- (ハ) 仏印軍人、武装警察隊員ハ武装ヲ解除シ抵抗スルモノハ之ヲ俘虜トシ然ラザルモノハナルヘク速ニ再編成ノ上之カ活用ヲ図ル
- (ニ) 仏国人及仏国人財産ハ之ヲ敵国人及敵産トシテ取扱ハサル

- モノトス但シ作戦上特ニ必要アル場合ニハ我方ニ於テ財産ヲ管理シ居住行動等ニ制限ヲ加フルコトアリ
- (ホ) 第三国官憲及第三国人ノ取扱ハ差当リ現状ヲ変更セラルモノトス
 - (ハ) 印度支那管理ニ伴ヒ安南国、「カンボジア」国及「ルアンアラバン」国ニ於テハ此等諸国固有ノ統治機構ヲ尊重シ我方ノ内面指導ノ下ニ適宜其ノ統治ニ任セシム
 - 仏国直轄タリシ地域ニ於テハ軍政ヲ施行ス但外部ニ対シテハ其ノ旨明示スルヲ避ケ日本軍ニ於テ一時其ノ行政ノ管理ニ任スルノ建前ヲトルモノトス
 - 印度支那全域ニ互ル共通事項ニ付テハ差当リ我方ニ於テ之カ実施ニ任ス
 - (ロ) 安南国等ノ独立ニ關スル指導ハ左記ニ準拠ス
 - (ハ) 速ニ安南国等ヲシテ自発的ニ仏国トノ保護条約破棄等ノ

參拾五部ノ内第三二号

最高戦争指導會議

決定第十七号 昭和二十年二月二十六日

対仏印武力処理ニ関スル件

- 一、最高戦争指導會議決定第一六号情勢ノ変化ニ応スル仏印処理ニ関スル件ニ拠ル武力処理ハ三月上旬以降機宜之ヲ発動スルモノトス
- 二、同決定第一六号第二要領一ノ(ハ)ノ〇時間ハ二時間トス
- 三、仏印ガ帝國ノ要求ニ応ジタリヤ否ヤハ現地陸軍最高指揮官ニ於テ大使ト連絡ノ上之ヲ決定ス

參拾五部ノ内第三一号

最高戦争指導會議

報告第十一号

昭和二十年二月二十六日

印度支那政務處理要領

仏印處理ニ伴フ政務處理ハ本要領ノ定ムル所ニ拠ル

一、仏印カ全面的ニ我カ要求ヲ受諾シタル場合

(イ) 日仏印關係ハ引続キ協同防衛ノ關係ニ在ルモノトス

總督以下仏印側ノ統治機構ハ依然之ヲ存続セシメ以テ積極的ニ我ニ協力セシムルニ努ム

(ロ) 再編成ニ当リ不要トナリタル仏印軍人及武装警察隊員ハ一般人ト同様ニ取扱ヒ俘虏トシテ取扱フコトナシ但シ我ニ抵抗セルモノハ仏印当局ヲシテ処断セシメ又ハ我方ニ於テ俘虏トシテ抑留ス

12月3日
配布済

仏印平和進駐前後以降1945年8月15日まで
の日、仏印関係の軍事関係事項及び年表

日付	軍事関係事項
1937. 9. ~ 1940. 6.	仏印經由蒋介石政権軍需品輸送禁絶のための交渉 (東京及びパリ) 仏側の同意取付。
1940. 8.1 ~ (" 9.27)	日本軍の北部仏印進駐に関する日仏交渉(東京)
" 8.30	「松岡、アンリー協定」署名(東京) 別紙1
" 9. 4	日仏軍事協定成立のための基礎事項に関する取極 成立(ハノイ) 別紙2 日本側、、、西原少将 仏 側、、、マルタン將軍
" 9.21	(夜)日本軍先頭部隊は中央の命に反して23日 午前零時を待たずに北部国境より北部仏印進駐を 開始した。(政府は当時この事実を知らなくて細 目協定の交渉を行っていた。)この結果、仏印軍 との間に相当の激戦が行われたが、9月25日に 至り鎮静した。
" 9.24	軍事協定に関する最終取極成立(軍艦「川内」艦 上にて) 別紙3 日本側、、、西原少将 仏 側、、、マルタン將軍 (本件取極文には9月22日署名となつている。)
" 9.26	日本軍主要部隊、ハイフォンより上陸

一九四四年八月三十日在ストックホルム岡本公使公電

仏臨時政府は二十九日ラジオにより左のとおり声明せり

仏国ハ一九四一年十二月八日以来日本ト戦争状態ニアリ、現ニ
海上ニ於イテ日本ト戦争シツツアリ。而シテ連合諸国側ニ与シ
テ仏国領土ガ解放セラレルノミナラズ、亜細亞及欧州ニ於ケル
仏国ハ敵ヲ撃退スル迄全力ヲ以テ戦争ヲ継続スベシ。

RB'-0573

0335

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

- 1940. 9.27 日本軍北部仏印進駐に関する日仏協同コミュニケ
(東京及びヴィーシーにて同時に)
- 1941. 7.29 仏印共同防衛に関する日仏議定書及び交換書簡に署名
(ヴィーシー) 別紙4
日本側、、、、加藤外松大使
仏側、、、、ダルラン副総理
- " 7.29 大本營発表：日本軍は仏側の合意により9月28日
より南部仏印進駐を開始した。
- " 11. 8 芳沢大使、内山公使、栗山ハノイ着任
(特派大使府設置)
- " 1.2. 9 仏印共同防衛に関する日本軍・仏当局間の現地軍事
協定の署名(ハノイ) 別紙5
(a) 基本要綱
日本側、、、、堀内海軍大佐
仏側、、、、ドクー総督
(b) 細目規定 別紙7
日本側、、、、長陸軍少将、堀内海軍大佐
仏側、、、、ドクー総督
(c) ドクー総督発日本軍代表あて書簡 別紙6
- 1945. 2. 1 最高戦争指導会議において情勢の変化に応ずる仏印
処理に関する方針を決定 別紙8
- " 2.26 最高戦争指導会議において仏印政務処理方針採択 別紙9
- " 2.26 最高戦争指導会議において対仏印武力処理に関する
決定が行われた。

- 1945. 3. 9 前記諸決定に基づく仏印武力処理の開始
「明」号作戦
(1) サイゴン地区、、、威嚇射撃程度で仏軍は10
日に降服
(2) ハノイ地区、、、仏印軍10日午後降服
(3) ユエ地区、、、仏印軍10日に降服
(4) ランソン地区(北)、、、仏印軍14日に降服
(5) その他北部小都市、山岳地帯でも小規模戦闘
が行われた。
- " 6. 「い」号作戦開始
仏印軍武装解除後、北部で越盟軍(共産ゲリラ)
がしゅん動していたので、日本軍は、6月、北部の
トエン・クワン及びタイゲンの両地区を中心に作戦
を展開した。
- " 8.15 終 戦

昭 34 / 24

訂 正

12月3日参議院外務委員会に提出された資料のうち「仏印平和進駐前後以降1945年8月15日までの日・仏印関係の軍事関係事項及び年表」の第2頁日付欄第2段目の「 7. 29」を「1941.7.29」と訂正されたい。

「ドク」 仏印總督發仏印派遣日本代表宛書翰

拜啓陳者本官ハ閣下ニ対シ「フランス」当局及日本軍閥ニ締結セラレタル仏印共同防衛ヲ規律スル協定「テキスト」ヲ別添送付スルノ光榮ヲ有シ候

本朝本官ガ声明セル如ク本總督府ノ意図スルトコロハ如何ナル形式ニ於テモ日本陸海軍ノ作戦ヲ妨害スルガ如キコトヲ為サザルコトニ有之本官ハ閣下ノ御要求通り右証拠ヲ即刻提出センガ為本協定ノ末尾ニ署名セサルモノニ有之候

「フランス」当局ガ日本軍ニ対シ其ノ作戦遂行ノ為要求スル諸便宜ヲ供与スベキハ自明ノコトナルモ如何ナル場合ニ於テモ印度支那ニ対スル仏國ノ主権ガ尊重セラレ且一般政務ノ遂行ガ保障セラレベキハ言ヲ俟タザルトコロニ有之候然レドモ本官ハ仏國政府ト直接聯絡スルヲ得ザリシ次第ニシテ、或ハ本國政府ニ於テ既ニ日本國政府ニ対シ印度支那ニ関シ本官ノ承知シ居ラザル約束ヲ為シタルヤモ計リ難ク候

将来本官ガ本國政府ヨリ訓令ニ接シタル際ハ之ニ基キ閣下ニ対シ新ナル討議ヲ申込ムコトアルベキモノト御諒承相成候

敬 具

RB'-0573

0337

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

トス
 仏蘭西国政府ハ日本国軍ニ提供セラルベキ各種便宜供与ニ伴フ
 財政的負担ハ何等之ヲ負ハザルベキモノトス右便宜供与ハ軍事
 占領ノ性質ヲ有スルモノニ非ズシテ敵ニ作戦上ノ必要ニ限ラ
 ルモノトシ仏蘭西国軍当局ノ仲介ニ依リ且其ノ監理下ニ行ハ
 ルモノトス
 最後ニ帝國政府ハ自己ノ戦争行為ニ依リ竝ニ日本国軍隊ノ存在
 自体ガ印度支那ニ誘致スルコトアルベキ敵部隊ノ行為ニ依リ印
 度支那ノ蒙ルコトアルベキ損害ニ付賠償ノ責ニ任ズルコトヲ約
 スルモノトス
 右貴翰ニ対スル回答トシテ本大臣ハ日本国政府ハ極東ニ於ケル仏
 蘭西国ノ權利及利益特ニ印度支那ノ領土保全及印度支那連邦ノ全
 部ニ対スル仏蘭西国ノ主權ヲ尊重スルノ意向ヲ有スル旨竝ニ仏蘭
 西国政府ヨリ申越サレタル提議ハ之ヲ受諾シ且日本国ノ要望ニ満
 足ヲ与フルコトヲ目的トスル交渉ガ遲滞ナク開始セラレ遠ニ所期
 ノ目的ガ達成セララルコトヲ期待スルト共ニ仏蘭西国政府ヨリ爾
 今印度支那官憲ニ対シ右ノ為必要ナル訓令ヲ發セラレンコトヲ希

望スル旨閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候
 本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
 昭和十五年八月三十日

外務大臣 松岡洋右

仏蘭西国特命全權大使

「シヤルル、アルセーヌ、アンリー」閣下



松岡・「アンリー」協定―松岡外務大臣往翰

以書翰啓上致侯陳者昭和十五年八月三十日附責翰ヲ以テ左ノ通御
申越相成敬承致候

本使ハ仏蘭西国政府ハ極東ノ經濟的及政治的分野ニ於ケル日本
国ノ優越的利益ヲ認ムル旨閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候
依テ仏蘭西国政府ハ帝國政府ニ於テ日本国ガ極東ニ於ケル仏蘭
西国ノ權利及利益特ニ印度支那ノ領土保全竝ニ印度支那連邦ノ
全部ニ対スル仏蘭西国ノ主權ヲ尊重スルノ意向ヲ有スル旨ノ保
障ヲ仏蘭西国政府ニ与ヘラレンコトヲ期待スルモノニ有之候
經濟的分野ニ関シテハ仏蘭西国ハ印度支那及日本国間ノ交易ヲ
増進スルト共ニ印度支那ニ於テ日本国及其ノ臣民ニ対シ出来得
ル限り最モ有利ニシテ且如何ナル場合ニモ他ノ第三国ノ地位ニ
比シ優越スル地位ヲ保障スルノ方法ニ付遠ニ商議スルノ用意有
之候

日本国ニ於テ仏蘭西国ニ要求セラレタル軍事上ノ特殊ノ便宜供
与ニ付テハ仏蘭西国ハ右便宜供与ハ帝國政府ノ趣旨トスル所ハ

専ラ蒋介石將軍トノ紛争解決ヲ図ラントスルニ在ルコト從テ右
ハ臨時のニシテ該紛争解決セラレタルトキハ消滅スベキモノナ
ルコト竝ニ右ハ支那ニ境スル印度支那ノ州ニ限り適用セララル
モノナルコトヲ了承致候右条件ノ下ニ仏蘭西国政府ハ印度支那
ニ於ケル仏蘭西国軍司令官ニ対シ日本国軍司令官トノ間ニ右軍
事的問題ヲ処理スベキ旨命ズルノ用意有之候帝國政府ニ於テ提
出セラレタル要求ハ其ノ何レモ予メ除外セラルコトナカルベ
ク且仏蘭西国軍当局ニ発セラルル訓令ハ右ノ点ニ付其ノ權限ヲ
制限スルコトナカルベキモノニ有之候

前記交渉ハ左記条件ニ依リ行ハルベク候

兩國軍司令官ハ軍人ノ名譽ニ掛ケ日本国軍ノ必要トスル所ノモ
ノ及之ヲ満足セシメ得ベキ方法ヲ正確ニ知ラシムベキ情報ヲ交
換スルモノトス右日本国軍ノ必要トスル所ノモノハ印度支那ニ
境スル支那諸州ニ於ケル作戦行動ニ関スルモノニ限ラルルモノ
トス

右情報交換アリタル後日本国軍ニ対スル所要ノ軍事の便宜供与
ノ為日本国及仏蘭西国軍当局間ニ相互信頼的接觸行ハルルモノ

トヲ了承致候右条件ノ下ニ仏蘭西国政府ハ印度支那ニ於ケル仏蘭西国軍司令官ニ対シ日本国軍司令官トノ間ニ右軍事的問題ヲ処理スベキ旨命ズルノ用意有之候帝國政府ニ於テ提出セラレタル要求ハ其ノ何レモ予メ除外セラルルコトナカルベク且仏蘭西国軍当局ニ発セラルル訓令ハ右ノ点ニ付其ノ權限ヲ制限スルコトナカルベキモノニ有之候前記交渉ハ左記条件ニ依リ行ハルベク候
 兩國軍司令官ハ軍人ノ名譽ニ掛ケ日本国軍ノ必要トスル所ノモノ及之ヲ満足セシメ得ベキ方法ヲ正確ニ知ラシムベキ情報ヲ交換スルモノトス右日本国軍ノ必要トスル所ノモノハ印度支那ニ境スル支那諸州ニ於ケル作戦行動ニ関スルモノニ限ラルルモノトス
 右情報交換アリタル後日本国軍ニ対スル所要ノ軍事の便宜供与ノ為日本国及仏蘭西国軍当局間ニ相互信賴的接觸行ハルルモノトス
 仏蘭西国政府ハ日本国軍ニ提供セラルベキ各種便宜供与ニ伴フ財政的負担ハ何等之ヲ負ハザルベキモノトス右便宜供与ハ軍事占領ノ性質ヲ有スルモノニ非ズシテ敵ニ作戦上ノ必要ニ限ラルルモノトシ仏蘭西国軍当局ノ仲介ニ依リ且其ノ監理ノ下ニ行ハルルモノトス

最後ニ帝國政府ハ自己ノ戦争行為ニ依リ竝ニ日本国軍隊ノ存在自体ガ印度支那ニ誘致スルコトアルベキ敵部隊ノ行為ニ依リ印度支那ノ蒙ルコトアルベキ損害ニ付賠償ノ責ニ任ズルコトヲ約スルモノトス
 右申進旁本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候 敬具
 昭和十五年八月三十日

仏蘭西国特命全權大使「シャル・アルセーヌ・アリエール」

外務大臣 松岡洋右閣下

日本軍印領内進駐ニ関スル日仏兩國政府共同コムミュニケ

(昭和十五年九月二十七日午後五時発表)

東亞新秩序建設及支那事變解決ニ資スル目的ヲ以テスル印領印度支那ニ関スル基礎的語合ハ去ル八月東京ニ於テ松岡外務大臣ト「アンリー」在京仏國大使トノ間ニ友好的精神ヲ以テ行ハレタリ日本政府ハ東亞ニ於ケル仏國ノ權利及利益特ニ印度支那ノ領土保全並ニ同運邦ノ全部ニ對スル仏國ノ主權ヲ尊重スル意圖ヲ有スル旨ノ保障ヲ仏國政府ニ与ヘ仏國政府ハ日本政府ニ對シ印度支那ニ於テ帝國陸海軍ノ為其ノ作戰行動遂行上必要ナル特殊ノ諸便宜ヲ供与スヘキコトヲ承諾セリ

尚右軍事上ノ便宜供与ニ付具體的決定ヲ行フ為河内ニ於テ日仏軍當局間ニ語合行ハレタル処九月二十二日円滿妥結ニ到達セリ。

松岡「アンリー」協定「アンリー」在京仏國大使來翰訳

以書翰啓上致候陳者本使ハ仏蘭西國政府ハ極東ノ經濟的及政治的分野ニ於ケル日本國ノ優越的利益ヲ認ムル旨閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候

依テ仏蘭西國政府ハ帝國政府ニ於テ日本國ガ極東ニ於ケル仏蘭西國ノ權利及利益特ニ印度支那ノ領土保全並ニ印度支那連邦ノ全部ニ對スル仏蘭西國ノ主權ヲ尊重スルノ意向ヲ有スル旨ノ保障ヲ仏蘭西國政府ニ与ヘラレンコトヲ期待スルモノニ有之候

經濟的分野ニ関シテハ仏蘭西國ハ印度支那及日本國間ノ交易ヲ増進スルト共ニ印度支那ニ於テ日本國及其ノ臣民ニ對シ出來得ル限り最モ有利ニシテ且如何ナル場合ニモ他ノ第三國ノ地位ニ比シ優越スル地位ヲ保障スルノ方法ニ付速ニ商議スルノ用意有之候

日本國ニ於テ仏蘭西國ニ要求セラレタル軍事上ノ特殊ノ便宜供与ニ付テハ仏蘭西國ハ右便宜供与ハ帝國政府ノ趣旨トスル所ハ專ラ蔣介石將軍トノ紛争解決ヲ函ラントスルニ在ルコト從テ右ハ臨時的ニシテ該紛争解決セラレタルトキハ消滅スベキモノナルコト並ニ右ハ支那ニ境スル印度支那ノ州ニ限り適用セララルモノナルコト

右ノ輸送ノ実施方法ハ千九百四十年九月四日署名ノ協定基礎事
項中ニ定メアル条件ニヨリ規定セララルモノトス
日本通過部隊ノ兵力ハ必要度ニ応ジ追ツテ決定セラルベキモノ
トス
然レドモ通過部隊及ビ第二項記述ノ部隊ノ全兵力ハ千九百四十
年九月四日調印ノ協定基礎事項ニ依リ定メラレタル数ヲ超ユル
ヲ得ザルモノトス
四 日本先頭部隊ノ入国
九月二十二日二十二時ハ日本当局ニ依リ嚴守セラルベキモノナ
ルニ鑑ミ部隊搭載ノ第一船ハ右期日ニ海防ニ入港スルコトヲ得
然レドモ上陸部隊ノ上陸条件及ビ駐屯地点ヘノ移動条件ニ関ス
ル特別協定ガ成立セザル限り部隊ハ其ノ船舶ヨリ下船セズ又其
他ノ輸送船ハ港内ニ入ラザルモノトス
五 日本軍ノ東京州通過輸送
目下支那印支国境附近ニ在ル日本部隊ハ日本当局ノ要求ニ基キ
海防港乗船ノ為印度支那領土ヲ通過シテ輸送セラレ得ルモノト
ス

此ノ部隊ノ輸送ニハ詳細ナル研究ヲ必要トスルヲ以テ兩參謀部
間ニ於ケル特別協定ヲ要ス
此ノ協定ガ成立セザル限り何レノ日本軍隊モ印度支那国境ヲ超
ヘザルモノトス

(六) 一般事項

本協定ニ掲ゲアル諸規定事項ヲ除キ千九百四十年九月四日署名
ノ協定基礎事項ハ全部効力ヲ有スルコト勿論ナリ
兩參謀部ハ本協定ノ実施方法ヲ定ムル為ニ爾今常時相連絡スル
モノトス

千九百四十年九月二十二日

在「ハノイ」

西原 少 将
「マルタン」将官

(一) 日本軍若干兵力ノ駐屯
 左ノ任務ヲ有スル日本諸部隊ノ兵力ハ日仏軍事当局間ニ於ケル
 共同合意ノ後決定セラルベキモノトス

(イ) 第一項記載ノ諸飛行場ノ警備

(ロ) 右諸飛行場ノ使用(日本飛行隊ニ属スル飛行人員及整備人
 員)

(ハ) 左ノモノニ対スル補給品ノ輸送及護衛
 第一項記載ノ諸飛行基地及支那印支国境附近ノ支那領土内ニ
 於テ目下作戦中ノ日本部隊

(ニ) 海防港ノ通過輸送及比同地方ニ施設セラル病院ノ運営
 右ノ兵力ハ前記諸任務達成上必要限度ニ制限セラルモノニシ
 テ如何ナル場合ニ於テモ六千人ヲ超ヘザルモノトス

右ノ兵力ノ駐屯地区ハ日仏軍事当局者間ノ共同合意ニヨリ決定
 セラルモノトス

日仏両参謀部間ノ合意ニ依リ定メラレタル最少限度ニ限定セラ
 レタル前記兵力中ノ一部ハ諸飛行場ニ直接隣接スル部落ヲ利用
 スルコトヲ得

但シ「ハノイ」市ハ此ノ限リニ非ズ
 日本軍ノ司令部又ハ部隊ハ「ハノイ」ニ定着シ又ハ同市ヲ通過
 セザルモノトス但シ両参謀部間ノ連絡ヲ計ル為ニ必要ナル將校
 ハ此ノ限リニ非ズ

諸飛行場内ニ於ケル日本飛行部隊及其ノ警備部隊ノ施設ハ日本
 軍当局ニ於テ負担スルモノトス

海防市ハ日仏両参謀部間ノ合意ニ依リ定メララル条件ニ依リ上
 陸地点トシテ利用セラルモノトス

如何ナル場合ニ於テモ軍艦ハ「ドーソン」——「アボワン」ヲ
 連ヌル線ヨリ六海里以内ニ接近セザルモノトス

水雷艇級ヲ超ヘザル軍艦一隻ハ海防港内ニ碇泊スルコトヲ得

(三) 日本軍ノ東京州通過

日本軍司令官ガ東京州北方国境ヨリ発足シテ地上兵力ニヨリ攻
 撃作戦ヲ行ハントスル場合(該司令官ハ目下之ヲ考慮シアラス)
 若クハ海防港ヨリノ乗船ヲ必要トスベキ部隊ノ交代行動ヲ為サ
 ントスル場合ニハ仏軍司令官ノ決定セル教条ノ交通路ハ作戦ノ
 必要ニ從ヒ日本軍ニ依リ利用セラレ得ルモノトス

署名
於「ハノイ」

南支派遣日本陸海軍最高指揮官代表
西原 少 将

仏領印度支那軍最高指揮官
マルタン 将 官

印度支那軍司令官ト在印度支那日本陸海軍代表トノ
間ニ於テ締結サレタル協定

本協定ハ左ノ件ニ関ス

(一) 東京州ニ於ケル数箇ノ飛行場ノ使用

(二) 日本軍若干兵力ノ駐屯

(三) 場合ニ依ル日本軍ノ東京州通過

(四) 日本先頭部隊ノ入国

(一) 数箇ノ飛行場ノ使用

日本空軍ハ左ノ飛行場ヲ使用スルコトヲ得

「ジャラム」

「ラオカイ」或ハ「フリーランチョン」

「フイトウ」

日本空軍ハ九月四日ノ協定ニヨリ定メラレタル諸条件ニ従ヒ右

諸飛行場ノ設備ヲ行フコトヲ得

右諸飛行場ノ警備ニ任ズル兵力ハ日仏当局者間ノ合意ニヨリ決

定セララルベク右兵力ハ其任務達成上必要ナル最少限度ニ限定セ
ラルルモノトス

港シ前記諸条件ニテ同港ニ留ルコトヲ得
仏国当局ハ日本輸送船団ノ到着及上陸スベキ兵員ニツキ少クトモ
二十四時間以前ニ通告ヲ受クルモノトス
岸壁ニ横付セラルベキ船舶ノ数ハ日本当局トノ合意ノ上制限セラ
ルモノトス、使用セラルル港湾施設ノ数モ亦同様ニ制限セラ
ルベク又此等ノ施設ノ使用ガ永久的ニ亘ラザルコト勿論ナリ
日本輸送船ノ碇泊位置ハ双方合意ノ上規定セラルベシ
印度支那沿岸ニ於ケル船舶ノ補給ハ嚴密ニ制限シ且雙方ノ合意ニ
依リ限定セラレタル碇泊港湾ニ於テノミ実施セラルベシ
(七) 無線電信
野戦用無線ノ外強力ナル固定無線ノ印度支那領土ニ於ケル設置ヲ
行ハズ
船舶用無線ハ此ノ限りニ非ズ東京州海岸ト海南トノ間ノ海底電線
ノ敷設問題ハ別個ノ研究問題トス
(八) 重要注意事項
最後の協力ガ双方ニヨリ署名セラレザル限り又本協定ノ効力發生
期日ガ決定セラレザル限り日本地上、海上及空中兵力ハ印度支那

ノ領土ニモ領空ニモ進入スルヲ得ズ日本陸海軍代表ニ依リ与ヘ
ラレタル同意ニヨリ威圧的性質ヲ呈スル何等ノ行為ヲ行フヲ得
ズ
左ノ事ヲ威圧的行為ト見做ス

国境ヲ超ユル為ノ総テノ企図
印度支那領土ノ近クニ於ケル部隊ノ總テノ集合
(注) 仏印侵入ノ目的ヲ以テ現在以上ニ兵力ヲ集結セザル
ノ意ナリ

沖合ニ於ケル軍艦或ハ輸送船ノ行動
領空飛行、但特別ノ許可アル時ハ此ノ限りニ非ズ
前記諸条件ガ日本軍ニヨリ遵守サレザル場合ニハ仏軍最高司令
官ハ開始シタル交渉ヲ断チ且再ビ行動ノ自由ヲ取ルニ至ルベシ
本注意中ニ定メタル基礎諸事項ヲ最後の協定ノ署名ノ時迄嚴密
ニ附スルコトヲ要スルコトモ勿論ナリ
日本当局ガ此ノ秘密ヲ破ルコトハ仏国当局ニヨリ一ツノ威圧方
法ト見做サレ且、前記諸結果ヲ惹起スルナラン
昭和十五年九月四日

道路

ジアラムーラカ
ハイフォンー
ジャラムーラン
ジャラムーエン
ジャラムーエン

時宜ニ依リ、仏軍最高指揮官ノ特別諒解ヲ求メタル上、左ノ線ヲ利用シ得ベシ

ジアラムーディングエンーカオバンーチュエンカングーハヂヤン道

然レドモ作戦ノ要求ニ從ヒテノミ又輸送隊ノ行動ニ必要ナル期間中ノミ右ノ諸道路ヲ利用シ得ルモノトス

此ノ輸送ノ実施方法ハ日仏陸軍当局ノ合意ニヨリ規定セラル、モノトス

右経路ノ決定及ビ一或ハ数箇ノ作戦基地ニ到ル為ノ許可賦与ノ資格アルモノハ仏軍最高指揮官ノミトス

交通路ノ警戒ハ決定セラルベキ地区ニ從ヒ仏国若クハ日本国ノ兵員ニ依リテ確保セラルベシ

「ハイフォン」ヨリ選定作戦基地ニ到ル部分ノ監視ハ仏軍部隊ニ

ヨリ行ハル、ヲ原則トス

(四) 空軍兵力

「ルージュ」河北方ニ位置シアル三飛行場（即チ「フットー」「ヴィヌ、イエヌ」「ラオカイ」）ハ日本空軍之ヲ使用シ設備スルヲ得此等飛行場ノ警備ノ為、充當スル兵力ハ厳密ニ最少限度ニ減セラレ且ツ此ノ兵力ハ日仏兩軍当局間ノ双方合意ニヨリ決定セラ

ルベシ
仏国当局ハ飛行禁止地域及領空ニ於ケル飛行規則ヲ決定スルモノトス

仏軍当局ハ作戦地帯外ニ於ケル飛行機ノ行動ニツキ二十四時間前ニ通告ヲ受クルモノトス

(六) 軍艦及輸送

日本陸軍部隊ノ人員及資材ノ揚陸ハ運送船ニ依リテノミ実施セラ

ルベシ
此等ノ運送船ヲ護衛スル軍艦ハ「ドーソン」ー「アツボアヌ」ヲ

連ヌル線ヨリ六哩以内ニ接近シ得ザルベシ
然レドモ水雷艇級ヲ超エザル日本軍艦一隻ハ「ハイフォン」ニ入

(一) 基礎原則

日本軍ハ兵種ノ如何ヲ問ハズ、仏軍最高指揮官ノ特別ノ許可アル場合ノ外、「ハノ」ニ進入セザルモノトス
日本軍ノ行動ハ「ルー」河北側ノ地域ニ限定ス
作戦地帯内ニ於テハ、仏国ノ行政軍事諸機關ハ其位置ニ留リ又其ノ総テノ権限ヲ保有ス、土着民トノ關係(接觸)ヲ生ズル場合ニ於テハ必ず前記諸機關仲介ニヨリ行ハル、モノトス
日本軍地上部隊ニシテ東京地方ニ同時ニ存在スル兵力ハ戦闘員及ビ非戦闘員ヲ通シ如何ナル場合ニ於テモ現在東京地方ニ於ケル戰鬥兵力ノ三分ノ二、即チ二万五千ヲ超ユルコトナシ
日本軍ハ左ノ事ヲ約ス

一、其人員資材ノ輸送、宿營、施設ニヨリ生ズル總テノ經費ヲ負擔ス

二、日本部隊ノ存在及施設並ニ其レニ依リ起ルコトアル支那側或ハ日本側ノ總テ戰爭行為ニヨリ印度支那領土内ニ生ズル損害ヲ印度支那政府及個人ニ賠償ス

(二) 作戦基地

日本軍当局ハ右ニ述ベタル作戦地帯内ニ於テ一ツ或ハ數箇ノ作戦基地ヲ選定スルモノトス
作戦諸基地ノ位置左ノ如シ
イエヌ、バイチュイエヌ、カン
タイヌ、クイエヌ、ケブヲ連ヌル線(此等ノ住民地ヲ含ム)ヨ

リ北及ビ北東ニ亘ル地域
日本軍当局ハ次ノ条件ノ下ニ其ノ選定スル一或ハ數箇ノ作戦基地ヲ選定スル為完全ナル自由ヲ有スルモノナリ即チ仏国当局ハ基地ノ監理ヲ行ヒ個人ノ蒙ルベキ損害ヲ嚴重ニ制限シ其ノ損害ノ賠償ヲ直チニ請求スルモノトス
選定上陸地点ハ「ハイフォン」トス此港ハ作戦基地タルヲ得ズ、上陸地点ハ一地点トシ軍隊及ビ資材ノ揚陸後ハ最短期内ニ解放セラルベシ

(三) 交通線

作戦ノ為日本当局ハ左ノ線ヲ利用シ得ベシ
鐵道 ハイフォンーシアラム
シアラムーランソン

昭和十六年（一九四一年）七月二十九日「ヴィシー」ニ於テ

加藤 外 松（署名）

二、七月二十九日附「ダルラン」副総理ヨリ加藤大使宛
来翰（仏文）訳文

以書翰啓上致候陳者本日附ヲ以テ貴我兩國政府間ニ署名セラレタ
ル議定書ニ関シ本大臣ハ閣下ガ本日附ヲ以テ御送附相成且左ニ再
録セラル、書翰ニ包含セラル、提議ニ対スル「フランス」国政府
ノ同意ヲ閣下ニ確認スルノ光榮ヲ有シ候

（加藤大使宛「ダルラン」副総理宛往翰）

本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬 具

千九百四十一年七月二十九日「ヴィシー」ニ於テ

ダルラン（署名）

在「ハノイ」南支派遣日本陸海軍最高指揮官代表
ト印度支那軍最高指揮官トノ間ノ軍事協定成立ノ
為ノ基礎事項

本基礎事項ハ仏国政府ノ訓令ニ基キタルモノニシテ此ノ訓令ハ昭
和十五年九月三日日本陸軍代表ニ通告セラレタルモノナリ

（一） 総論

開始スベキ交渉ハ相互ノ友誼及ビ信頼ノ表現ノ下ニ行ハル、ベキ
モノナリ

特ニ仏国陸軍当局ガ日本軍ノ諸部隊或ハ施設ヲ保護スルコトヲ承
諾スル度毎ニ日本当局ハ約束ヲ履行セントスル仏国側ノ意志ヲ納
得スルヲ要ス

仏国政府ガ日本ニ対シ与ヘントスル特種ノ便宜供与ハ如何ナル場
合ニ於テモ軍事占領ノ性質ヲ有セス尙其ノ便宜供与ハ作戰上ノ
必要ニ厳ニ制限セラル、モノトシ且仏国陸軍官憲ノ仲介ト其ノ監
理ノ下ニ行ハル、モノナリ

上陸地点トシテ選定セル海岸地点ト作戰地帯トノ間ニ於ケル通過
ハ自由ナルモ如何ナル場合ニ於テモ出發地点ト此ノ作戰地帯トノ
間ニ於テ部隊ハ永駐セザルモノトス

軍事上ノ協力ニ関スル交換公文

一、七月二十九日付加藤大使発「ダルラン」副総理宛
往簡(仏文)訳文

以書翰啓上致候陳者本日附ヲ以テ貴我両国政府間ニ署名セラレタル
議定書ニ関シ本使ハ閣下ニ対シ左記提議ニ対スル「フランス」
国政府ノ同意ヲ本使ニ確認セラレンコトヲ要請致候

一「フランス」国政府ハ日本国ニ対シ左記措置ヲ取ルノ権限ヲ能
ク

イ、必要数ノ日本国軍隊、艦艇及航空隊ノ南部印度支那ヘノ派
遣

ロ、「シエムレアブ」、「ブノン・ベン」、「ツィラヌ」、「ニ
ヤトラン」、「ビエンホア」、「サイゴン」、「ソクトラン」
及「コンボン・トラック」ノ八箇所ノ航空基地トシテノ使用

並ニ「サイゴン」及「カムラン」湾ノ海軍基地トシテノ使用

日本軍ハ前記各地ニ於テ所要ノ施設ヲ為スベシ

ハ、前記日本国軍ハ宿營シ、演習シ及訓練スルノ権限ヲ与ヘラ
レ且行動ノ自由ヲ容認セラルベシ同様ニ右軍ハ基職務遂行ノ

為特別ノ便宜ヲ与ヘラルベシ右ハ西原「マルタン」協定ノ規
定スル諸制限ノ撤廃ヲ含ムモノトス

ニ、「フランス」国政府ハ協議決定セラルベキ様式ニ従ヒ前記
日本国軍ニ対シ必要ナル通貨ヲ提供スベシ本年ニ付テハ右通
貨ノ額ハ二三、〇〇〇、〇〇〇印度支那「ピアストル」即チ

月額約四、五〇〇、〇〇〇印度支那「ピアストル」ニ達スベ
ク右額ハ従前ノ諸協定ニ依リ規定セラル、「トンキン」駐屯

日本国軍ニ提供セラルベキ通貨ヲ含マザルモノトス

日本国政府ハ前記通貨ニ付「フランス」国政府ノ選択ニ依リ
自由円、米弗又ハ金ヲ以テ支払ヲ為スノ用意アリ

ニ「フランス」国政府ハ前記日本国軍ノ進駐ノ大綱ヲ承認シ且印
度支那トノ不慮ノ衝突ノ発生ヲ回避スル為一切ノ有効ナル措置
ヲ執ルベシ

三日本国軍ノ行動ニ関スル細目ハ現地ニ於ケル日本国軍及仏国軍
当局間ニ協議決定セラルベシ

本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候
敬 具

仏領印度支那ノ共同防衛ニ関スル日本国「フランス」
国間議定書

大日本帝國政府及「フランス」国政府ハ
現下ノ国際情勢ヲ考慮シ

其ノ結果仏領印度支那ノ安全ガ脅威セララルル場合ニ於テハ日本国
ガ東亞ニ於ケル一般的静謐及自国ノ安全ガ危険ニ曝サレタリト為
ス理由アルヲ認メ

此ノ機会ニ一方日本国ニ依リ為サレタル東亞ニ於ケル「フランス」
国ノ権利及利益特ニ仏領印度支那ノ領土保全及印度支那連邦ノ全
部ニ対スル「フランス」国ノ主権ヲ尊重スル旨ノ約束ヲ、他方「フ
ランス」国ニ依リ為サレタル日本国ニ対シ直接又ハ間接ニ對抗ス
ルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ予見スル何等
ノ協定又ハ了解ヲモ印度支那ニ関シ第三国ト締結セザル旨ノ約束
ヲ新ニシ左ノ諸規定ヲ協定セリ

- 一、兩國政府ハ仏領印度支那ノ共同防衛ノ為軍事上協力ヲ為スコ
ト
- 二、前記協力ノ為執ルベキ措置ハ特別取極ノ目的タルベシ

三、前記諸規定ハ其ノ採用ノ動機ト為リタル情勢ノ存続スル限ニ
於テノミ効力ヲ有スベシ
右証拠トシテ下名ハ各国政府ヨリ正当ノ委任ヲ受ケ本日ヨリ実施
セラルル本議定書ニ署名調印セリ
昭和十六年七月二十九日即チ千九百四十一年七月二十九日「ヴィ
ツシー」ニ於テ日本文及「フランス」文ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

加藤 外 松 (印)
ダ ル ラ ン (印)

与スベシ
第八 資材勞力ノ使用
一、仏印当局ハ日本軍ノ要求ニ依リ出来得ル限り軍用資材ノ調達及
勞力ノ募集ニ協力スベシ
二、仏印当局ハ工場、工廠、倉庫、冷蔵庫等ニ関スル日本軍ノ要求
ニ極力応ズベシ

第九 防諜

一、仏印当局ハ日本軍ノ行フ防諜戦竝ニ其ノ仏印領土内ニ於ケル安
全ヲ害スル虞アル謀略排除ニ対シテハ之ニ協力シ且助力スベシ
右ニ関スル情報ハ入手次第日、仏印両当局間ニ於テ遅滞ナク之
ヲ交換スルモノトスル
二、仏印当局ハ日本軍ノ安全ヲ害スルコトアルベキ外国人ノ挙動ニ
対シテハ其ノ国籍ヲ問ハズ所用ノ措置ヲ講ズベシ
三、仏印当局ハ仏印ノ共同防衛ヲ目的トスル作戦ノ秘密ノ重要性ヲ
認ム右秘密保持ノ為日本軍ハ仏印ニ於ケル電信及電話管理各委

員会竝ニ新聞雜誌及郵便物検閲各委員会ニ夫々連絡員一名ヲ配
置スベシ

第十 報道統制

一、仏印当局及日本軍ハ仏印共同防衛上ノ必要ニ基キ対内及対外報
道統制措置ヲ協議決定スベシ
二、日本軍ハ仏印政庁ニ通報ノ上対外放送用ノ日本機関ヲ設立シ且
之ヲ運営スベシ
三、日本軍ハ事態ノ必要ニ基キ仏印側放送機関ニ連絡員ヲ派遣スルコ
トアルベシ

第十一 其ノ他

一、日仏印両空軍ハ相互ニ其ノ航空機ノ標識ヲ通報スベシ
二、仏印当局ハ日本軍ニ地図及水路測量図ヲ提供スベシ
三、本協定ハ署名ノ日ヨリ実施セラレベシ
昭和十六年十二月九日河内仏印総督府ニ於テ

日本陸軍最高指揮官代表長 陸軍少将 (署名)
日本海軍最高指揮官代表堀内海軍大佐 (署名)
仏領印度支那総督ドク 海軍中将 (署名)

RB'-0573



- (四) 無線及放送
電 信 一 回 線
- 2 西貢「カッブ・サン・ジャック」間
無線及放送
 - 1 「フートー」無線発信局（無線電信総社）
短波送信機（一「二」キロワット） 一
短波送信機（三「三」キロワット） 二
放 送 機（三「三」キロワット） 一
- 前記発信局、前記送信機ニ該当スル発信所前記機械ノ操縦施設
及放送室ノ分割、使用ニ関シテハ
- 2 「フートー」局（無線電信）
 - 3 無線電信機（五「五」キロワット） 一
 - 3 「フロロック」局
 - 4 無線電信機（五「五」キロワット）
 - 4 河内局
- 現存ノ唯一発信機（五「五」キロワット）ノ使用ニ関シテハ
別ニ之ヲ定ム
- 5 「フートー」（無線電信総社）ノ一「二」キロワット」放

- 6 送機ノ使用ニ関シテハ特定協定ニ依リ之ヲ定ム
- 6 西貢及河内中央電氣局ハ出来得ル限り日本軍ノ要求ニ応
ズベシ之ガ為日本軍ヨリ必要ニ応ジ同所ニ連絡員ヲ派出ス
ルコトアルベシ
- 7 日本軍ハ事態ノ必要ニ基キ電波統制ニ関シ新規要求ヲ為
スコトアルベシ

第七 衛生

- 一 仏印政庁ハ日本軍傷病者ノ収容及治療ノ為一切ノ可能ナル便宜
ヲ供与スベシ
- 建築物、医療器材及藥物ハ住民ニ不可欠ナルモノヲ除キ且要求
ニ基キ之ヲ日本軍ニ貸与スルヲ得ベシ
- 差当リ西貢「カッブ・サン・ジャック」、
「ツーラン」、
「ダ
ラット」等諸地方ニ於ケル病舎用建築物ニ分配セラレタル寝台
六千箇ヲ日本軍ノ使用ニ供スベシ
- 前記六千箇以外ニ仏印当局ハ日本軍ガ野戦病院ヲ築造スル迄一
万九千箇ノ限度ニ於テ負傷者ヲ収容スル様努力スベシ
- ニ 仏印政庁ハ日本軍ノ行フ熱帯衛生ノ研究ニ対シ一切ノ便宜ヲ供

要求ニ応ズベシ
 輸送施設ヲ使用セントスルトキハ右要求ハ其都度特別ニ具体的
 ニ提出セラレ仏側ハ交通ノ安全及輸送実施ノ許ス限り之ニ応ズ
 ベシ
 一 作戰ガ「カンボヂア」鉄道ニ依ル輸送ヲ必要トスル場合ニハ右
 輸送ハ原則トシテ特別直行列車ニ依リ行ハルモノトス
 二 日本軍ノ作戰ノ結果其ノ要求スル輸送ガ遅滞シ又ハ困難ニ陥ル
 虞アルトキハ日本軍ハ充分ナル予告ノ後鉄道ノ臨時管理ヲ行フ
 ヲ得ベシ
 三 日本軍ノ鉄道使用ニ関スル一切ノ事項ハ之ヲ嚴ニ秘密ニ附スベ
 シ
 四 日本協定當該條項ニ由来スル補償金額ハ後日査定ノ上支払ハルル
 モノトス
 五 六 鐵道、道路、橋梁等ガ破壊セラレタル場合ニハ通常ノ修理機關
 ニ於テ之ヲ速ニ修復スルモノトス
 七 日本軍ハ右修復ヲ促進スル為之ニ協力スルコトアルベシ
 八 日本軍ハ作戰上ノ必要ニ基キ且仏印當局ニ通報ノ上日本軍用諸

施設内及一定作戰地域内ニ於テ地上海上又ハ河川上ノ交通ヲ制
 限又ハ禁止スルヲ得ベシ
 右ニ関シ其ノ都度日仏兩當局ハ協議ニ依リ行政上住民生活上ノ
 必要ニ応ズル為所定措置ノ除外例ヲ設グベシ

第六 通信

一 作戰上緊急必要ト認メラレ且日本軍ノ要請アリタル場合ニハ仏
 印當局ハ放送及國際有線通信ノ一部ヲ臨時停止セシムベシ
 二 防空關係ノ通信ハ他ノ一切ノ通信ニ先行ス
 三 日仏印兩軍ハ必要ニ応ジ其ノ無線電信所ニ夫々連絡員ヲ派出ス
 ルコトアルベシ
 四 仏印當局ハ左記施設ヲ日本軍ノ使用ニ供スベシ
 日本軍ハ右施設ノ使用ニ当リ仏印側ノ正当ナル必要ヲ考慮スベ
 ク仏印側公用電報ハ優先的ニ送信セララルモノトス
 (1) 有線(実回線)

ノ 西貢「ブノンペン」ー「ブルサット」間
 電信 二回線
 電話 一回線

第二 沿岸防備

- 一 「フランス」当局ハ日本ノ对手交戦国ニ属スル艦艇、船舶又ハ航空機ノ仏印沿岸ニ接近スルヲ発見シタル場合ニハ直ニ之ヲ日本軍ニ通報スルト共ニ之ガ撃攘ノ為一切ノ措置ヲ講ズベシ
 - 二 仏印沿岸ノ防備（海面ニ於ケル機雷敷設ヲ含ム）ハ日本側当局トノ合意ノ下ニ実施セラルベシ
 - 三 右防備開始ノ時期ハ日仏両当局間ニ於テ之ヲ協議決定スベシ
 - 四 日本軍ハ「カムラン」湾、「ドゥソン」及「カップ・サン・ジヤック」要塞司令部並ニ其ノ他ノ仏印沿岸砲台司令部ニ若干ノ連絡員ヲ派出スルヲ得ベシ
- 第三 艦艇ノ行動
- 一 仏国艦艇及船舶ノ一切ノ行動ハ日本海軍ト協議ノ上之ヲ行フモノトス
 - 二 「カムラン」湾ニ入港セントスルトキハ日本側当局ノ許可ヲ要ス
 - 三 日本艦艇及軍用輸送船ハ必要アル場合例外的ニ仏印水先案内人ノ搭乘ヲ免除セラルルヲ得ベシ

第四 航行機ノ行動

- 一 仏国軍飛行隊ハ其ノ全力ヲ北部仏印ニ集中スベシ
 - 二 仏国軍飛行隊ハ其ノ配置ノ変更ヲ為サントスル場合ハ予メ日本軍ト協議スベシ但シ対空防禦ノ為ノ配置変更ハ速ニ日本軍ニ通報スベキコトヲ条件トシテ事前協議ナクシテ之ヲ行フヲ得ベシ
 - 三 航空保安機関モ又其ノ運行ニ際シ日本軍ト協力スベシ
 - 四 「エール・フランス」ノ運営ハ之ヲ臨時停止ス
 - 五 日本軍ハ緊急必要トスル場合ニハ何レノ飛行場及水上機基地（飛行適地ヲ含ム）ヲモ使用スルコトヲ得ベシ但シ仏国飛行隊ハ現在使用中ニシテ不可欠ノ飛行場ハ之ヲ自由ニ使用シ得ルモノトス
 - 六 両軍ガ同一地ヲ占ムル場合ニ於テハ仏側飛行機ニ依ル滑走路使用方保障ノ為別ニ現地ニ於テ協定スルモノトス
 - 七 北部仏印ニ駐屯スル両国飛行隊ハ必要ニ応ジ相互ニ連絡將校ヲ交換スベシ
- 第五 交通及運輸
- 一 仏印当局ハ輸送実施ニ関シ能フ限り日本軍作戦上ノ必要ニ基ク

防 空
沿 岸 防 備
航 海 及 航 空
運 輸 機 関 ノ 使 用
交 通 、 通 信
衛 生
資 材 及 勞 力 ノ 使 用
防 護
報 道 統 制

昭和十六年（千九百四十一年）十二月九日河内ニ於テ

日本海軍最高指揮官代表堀内海軍大佐（署名）
仏領印度支那總督トクー海軍中將（署名）

細目協定
仏領印度支那共同防衛ニ関スル日本軍、「フランス」
当局間現地軍事協定

- 第一 防空
- 一 「フランス」当局ハ日本軍防空機関ト密接ナル連絡ヲ保持シ仏印領土ノ防空ヲ確保ス
 - 前記日本軍機関ハ「フランス」当局ニ対シ防禦手段ノ発動ヲ要求スルコトヲ得但シ右手段ハ之ヲ優先的ニ仏印側民間及軍事施設ノ防衛ニ充ツルモノトス
 - 二 防空措置ハ即時実施セラルベシ
 - 三 警報（燈火管制ヲ含ム）ニ関スル命令ハ各域ニ於テ日本側司令部及仏印側司令部ニ於テ独自ニ之ヲ行ヒ且速ニ相互ニ通報スルモノトス
 - 四 燈火管制ハ日本側ノ要求アル場合ニ之ヲ行フモノトス
 - 五 既設通信線ハ防空警戒及日本側防空司令部、仏印側防空司令部間通信ノ為之ヲ優先的ニ使用スルノ外新設線ハ必要ニ応ジ且資材ノ許ス限り之ヲ架設スルモノトス

昭和十六年十二月九日

仏印總督府ニ於テ

仏領印度支那總督ジ・ドクー（署 名）

仏印派遣日本軍代表 殿

仏領印度支那共同防衛ニ関スル日本軍、「フランス」
当局間現地軍事協定

基礎要綱

- 一、在仏印「フランス」当局ハ仏領印度支那防衛ノ為日仏兩國間
既存協定ニ從ヒ有ラユル手段ヲ以テ日本軍ト協力スベシ
- 二、仏印当局ハ日本軍ノ作戰実施期間中仏印領土全般ニ亘リ治安
ヲ確保シ以テ日本軍ノ後方ヲ安全ナラシムベシ之ガ為日本軍隊
ハ仏印当局ト協力スルコトアルベシ
- 三、仏印当局ハ仏印領土内ニ於テ日本軍ニ對シ其ノ行動、生存及
軍事諸施設ノ設備ニ関シ一切ノ便宜ヲ供与スベシ
- 四、防衛ハ原則上左ノ如ク分担セララルベシ
日本軍 南部仏印及日本軍ノ駐屯スルコトアルベキ其ノ地域
仏印軍 北部仏印兩軍隊ニシテ同一地点ニ駐屯スル場合ニハ該地点ニ於
ケル共同防衛ノ細目ハ別ニ之ヲ定ム
- 五、左記諸事項ニ関スル協力ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

ヴェトナムの提出せる生産及び貿易に関する損害の資料を基礎として、1944年9月～1945年8月の生産及び貿易の減少による損失額を試算すれば次のとおり。

	1939年を基準とする 1940年～1945 年の損失額(a)	1939年を基準とする 1944年9月～1945 年8月の損失額(b)	(b)の(a)に 対する百分率	トン当り 現在時価 (米弗)	1939年を基準と する 1940年～ 1945年の損失金 額(米弗)	1939年を基準とする 1944年9月～194 5年8月の損失金額(米弗)
生産						
石炭	7,830,000トン	2,282,000トン	29.8%	15.3 ⁽¹⁾	119,799,000	34,914,600
亜鉛	1,368.7トン	17,746トン	85.8%	261.4 ⁽²⁾	3,577,782	3,070,404
錫	8,950トン	2,715トン	30.3%	2177.6 ⁽³⁾	19,489,520	5,912,184
鉄鉱	5,587,000トン	1,230,000トン	22.0%	9.3 ⁽⁴⁾	5,195,910	1,143,900
マッチ	698,000,000箱	276,000,000箱	39.5%	-	-	-
セメント	981,000トン	303,000トン	30.9%	18.9 ⁽⁵⁾	18,540,900	5,726,700
				計	166,603,112	計 50,767,788

輸出	(穀換算トン)		
米	5,832,000	1,918,000トン	32.8%
ゴム	2,243,000トン	68,800トン	30.6%

外国貿易
 1939年を基準とする1940年～1945年の損失金額に対する同基準の1944年9月～1945年8月の損失金額の百分率
 輸出 $\frac{139 \times \frac{1}{3} + 160 \times \frac{2}{3}}{547} \times 100 = 27.9\%$ (米) $\frac{(\$)240,148,800}{(\$)858,000,000} = 267,140,800$ (1944.9～1945.8の損失)
 関税 $\frac{151 \times \frac{1}{3} + 159 \times \frac{2}{3}}{693} \times 100 = 22.5\%$ (米) $\frac{(\$)269,920,000}{(\$)1,200,000,000} = 97,800,000$ (1940～1945の損失)
 収入 (輸入額の15%)

注 (1) 1959年度ホンゲイ4～5号、6～7号炭平均ハイフォンFOB価格
 (2) (3)は1959年11月4日現在ロンドン金属定期現物相場
 (4) フィリピン・ラップ鉄鉱石(55/57%) FOB価格を近似値として採用
 (5) 経済企画庁発表1959年11月第一週週刊卸売物価

ヴィエトナム側の提出せる資料 (抜萃)

貿易

日本の占領の結果、ヴィエトナムの外国貿易量は相当減少した。インドシナ統計年鑑1943年~1946年から抜萃した次の数字は、これを充分に示している。(この数字はインドシナ全域に関するものであるが、インドシナ貿易の少くとも80%がヴィエトナムたることは、関係方面の認めるところである。)

年	外国貿易量指数		輸入 (1925年=100)	1939年比損失
	輸出 (1925年=100)	1939年比損失		
1939	163		162	
1940	151	(-) 12	108	(-) 54
1941	106	(-) 57	78	(-) 84
1942	73	(-) 90	42	(-) 120
1943	74	(-) 89	37	(-) 125
1944	24	(-) 139	11	(-) 151
1945	3	(-) 160	3	(-) 159
	損失計	(-) 547		(-) 693

1925年には、インドシナの輸出額は、1913年の金フランで600,000,000であり、輸入額は同じく440,000,000であった。

従つて輸出の減少による収入減は次のとおりである。

$$600,000,000 \times \frac{547}{100} = 3,282,000,000 \text{ francs - or 1913}$$

(1,073,214,000\$ 1956 年価格)

右の額中ヴェトナムの占める額は

$$080 \times 1.073.214.000 = 858.000.000 \text{ \$}$$

この収入減に対して、さらに輸入量の減少に基く関税収入の削減によるものを加えねばならない。この関税収入を輸入額の15%と見積れば、インドシナの予算に及ぼした損失は次のとおりとなる。

$$440.000.000 \times \frac{693}{100} \times 0.15 = 457.380.000 \quad \text{francs - or 1913}$$

(約 150.000.000 \\$)

この損失中ヴェトナムの占める額は

$$080 \times 150.000.000 = 120.000.000 \text{ \$}$$

かくて1940年、1941年・・・1945年にわたる外国貿易の減少によるヴェトナムのうけた損害の総額は次のとおりとなる。

$$858 + 120 = 978$$

(単位百万円)

RB'-0573

0359

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

◎ヴェトナムの採出せる生産および貿易に関する損害の資料を基礎として
 1944年9月～1945年8月の生産および貿易の減少による損失額を
 試算すると次のとおり。

1. 生産の減少による損失額

	1939年を基準とする 1940～1945年の損失額 (A)	1943年を基準とする 1944年9月～1945年 8月の損失額 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$ (%)	ト当り現在時価 (米ドル)	1939年を基準とする 1940～1945年の 損失金額 (米ドル)	1943年を基準とする 1944年9月～1945年 8月の損失金額(米ドル)
生産 石炭	2,830,000 トン	754,000 トン	9.6%	15.3(1)	119,799,000	11,536,200
亜鉛	13,687 トン	11,287 トン	82.5%	261.4(2)	3,577,782	2,950,422
錫	8,950 トン	780 トン	8.7%	2,177.6(3)	19,489,520	1,698,528
鉄鉱	558,700 トン	66,833 トン	12.0%	9.3(4)	5,195,910	621,547
マッチ	698,000,000 箱	84,900,000 箱	12.2%	—	—	—
セメント	981,000 トン	145,600 トン	14.8%	18.9(5)	18,540,900	2,751,840
合計					166,603,112	19,558,537

(注) (1) 1959年度ホンゲイ 4～5号、6～7号炭平均ハイフォンFOB価格

(2)(3) 1959年11月4日現在ロンドン金属定期現物相場

(4) フィリピン、ラップ鉄鉱石(55～57%)FOB価格を近似値として採用

(5) 経済企画庁発表1959年11月第1週卸売物価

2. 貿易の減少による損失額

輸出 米(穀換算トン)	5,832,000トン	1,217,800トン	20.9%
ゴム	224,300トン	35,967トン	16.0%

全外国貿易 1939年を基準とする
1940年~1945年
の損失金額に対する1943
年を基準とする1944年
9月~1945年8月の損
失金額の百分率

輸出 $\frac{50 \times \frac{1}{3} + 71 \times \frac{2}{3}}{547} \times 100 = 11.7\% = \frac{(\text{円}) 100,382,000}{(\text{円}) 858,000,000} + (\text{円}) 105,786,000$
 (1944年9月~1945年8月の損失)

関税収入 $\frac{26 \times \frac{1}{3} + 34 \times \frac{2}{3}}{693} \times 100 = 4.5\% = \frac{(\text{円}) 5,400,000}{(\text{円}) 120,000,000} + (\text{円}) 978,000,000$
 (輸入額の15%)
 (1940年~1945年の損失)

ヴェトナムの提出せる生産及び貿易に関する損害の資料を基礎として、1944年9月～1945年8月の生産及び貿易の減少による損失額を試算すれば次のとおり。

	1939年を基準とする 1940年～1945 年の損失額(a)	1939年を基準とする 1944年9月～1945 年8月の損失額(b)	(b)の(a)に対 する百分率	トン当り 現在時価 (米弗)	1939年を基準と する 1940年～ 1945年の損失金 額(米弗)	1939年を基準とする 1944年9月～194 5年8月の損失金額(米弗)
生産						
石炭	7,830,000トン	2,282,000トン	29.8%	15.3 ⁽¹⁾	119,799,000	34,914,600
亜鉛	13,687トン	11,746トン	85.8%	261.4 ⁽²⁾	3,577,782	3,070,404
錫	8,950トン	2,715トン	30.3%	2177.6 ⁽³⁾	19,489,520	5,912,184
鉄鉱	558,700トン	123,000トン	22.0%	9.3 ⁽⁴⁾	5,195,910	1,143,900
マッチ	698,000,000箱	276,000,000箱	39.5%	-	-	-
セメント	981,000トン	303,000トン	30.9%	18.9 ⁽⁵⁾	18,540,900	5,726,700
					計166,603,112	計50,767,788
輸出						
米	(粃換算トン) 5,832,000	1,918,000トン	32.8%			
ゴム	2,243,000トン	688,000トン	30.6%			

外国貿易

1939年を基準とする1940年～1945年(輸出)の損失金額に対する同基準の1944年9月～1945年8月の損失金額の百分率	$\frac{139 \times \frac{1}{3} + 160 \times \frac{2}{3}}{547} \times 100 = 27.9\%$	$= \frac{(\$)240,148,800}{(\$)858,000,000} = 267,140,800$	$(1944.9 \sim 1945.8 \text{ の損失})$
関税収入(輸入額の15%)	$\frac{151 \times \frac{1}{3} + 159 \times \frac{2}{3}}{693} \times 100 = 22.5\%$	$= \frac{(\$)269,920,000}{(\$)1,200,000,000} = 978,000,000$	$(1940 \sim 1945 \text{ の損失})$

注 (1) 1959年度ホンゲイ4～5号、6～7号炭平均ハイフォンFOB価格
 (2)、(3)は1959年11月4日現在ロンドン金属定期現物相場
 (4) フィリピン・ラップ鉄鉱石(55/57%)FOB価格を近似値として採用
 (5) 経済企画庁発表1959年11月第一週週間卸売物価

資料として外務委員会に配布済み

②

ヴェトナム側の提出せる資料 (抜萃)

貿易

日本の占領の結果、ヴェトナムの外国貿易量は相当減少した。インドシナ統計年鑑1943年～1946年から抜萃した次の数字は、これを十分に示している。(この数字はインドシナ全域に関するものであるが、インドシナ貿易の少くとも80%がヴェトナムたることは、関係方面の認めるところである。)

外国貿易量指数

年	輸出(1925年=100)	1939年比損失	輸入(1925年=100)	1939年比損失
1939	163		162	
1940	151	(-) 12	108	(-) 54
1941	106	(-) 57	78	(-) 84
1942	73	(-) 90	42	(-) 120
1943	74	(-) 89	37	(-) 125
1944	24	(-) 139	11	(-) 151
1945	3	(-) 160	3	(-) 159
	損失計	(-) 547		(-) 693

1925年には、インドシナの輸出額は、1913年の金フランで600,000,000であり、輸入額は同じく440,000,000であった。

従つて輸出の減少による収入減は次のとおりである。

$$600,000,000 \times \frac{547}{100} = 3,282,000,000 \text{ francs - or 1913}$$

(1,073,214,000 \$ 1956 年価格)

RB'-0573

0363

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

②

右の額中ヴェトナムの占める額は

$$0.80 \times 1,073,214,000 = 858,571,200 \text{ \$}$$

この収入減に対して、さらに輸入量の減少に基く関税収入の削減によるものを加えねばならない。この関税収入を輸入額の15%と見積れば、インドシナの予算に及ぼした損失は次のとおりとなる。

$$440,000,000 \times \frac{693}{100} \times 0.15 = 457,380,000 \text{ francs - or 1913}$$

(約 150,000,000 \\$)

この損失中ヴェトナムの占める額は

$$0.80 \times 150,000,000 = 120,000,000 \text{ \$}$$

かくて1940年、1941年・・・1945年にわたる外国貿易の減少によるヴェトナムのうけた損害の総額は次のとおりとなる。

$$858 + 120 = 978$$

(単位百万弗)

餓死者数 2、30万の根拠

昭和 34 / 1.2 /
南 東 ア ジ ア 課

(1) 昭和 34 年 / 10 月 6 日 付 在 ヴ ィ エ ト ナ ム 久
保 田 大 使 発 報 告

同報告は当時からの残留者で軍属及び軍関係の仕事に従事した者の談話、メモ的資料等を整理したものであると前書きして、「戦争末期において、特に北部トンキンデルタ地方に2、30万を下らない餓死者が出たことは推定に難からず、、、、南北を問わず、この時期にいたると失業、浮浪者(乞食)、病人が続出し、死体が途上いたるところに見受けられたようである。」と述べている。

昭和二〇

河内 九月七日 着
本省 九月七日 着

発 西村事務所長

宛 重光外務大臣

餓死者

、、、、、、、、、一方当方面ハ昨年来米飢饉ニテ本春ノ如キハ
百万ノ餓死者ヲ生セル有様ニテ今年モ目下ノ洪水ニ依ル十月前ノ
損害甚大ナルモノアリテ昨年以上ノ米不足ヲ来スヘク観測セラレ
其ノ上革命騒動ニ依ル農村ノ被害漸増ノ形勢ニアリ之ニ加フルニ
支那軍十五箇師進駐シ来ラントシ既ニ日本軍ニ対シ糧秣ノ補給ヲ
要求シ居レルヲ以テ米不足ハ更ニ深刻化シ其ノ結果ハ相当ノ浮浪
人ノ出現必至ニシテ在留民ノ不安此ノ点ヨリ見ルモ測リ知ル可カ
ラス

(2) 昭和31年9月20日付在ヴェトナム小
長谷大使発報告

同大使とブウ・ヴァンマウ外務長官との会
談において「当時自分もハノイに在勤して承
知しているが、100万などという数字は巷
間の臆測に基く誇張された数字である。精々
多くて10万位と思われると反駁したるに、
外務長官は俄然色をなして自分も当時ハノイ
に居住していたが餓死者の数は10万などの
比にあらず、、、」と述べている。

(3) 元澄田機関仏印機関秘書、元軍渉外部陸軍
委員湯浅倫充^{トモミチ}氏の昭和27年3月3日付報
告書

トンキン
「東京地方において春の収穫前、颱風、洪
水等の大災害あり、南部より食糧の輸送が杜

絶し餓えたる農、貧民は四方に移動する有様で
餓死者50万に及んだ悲惨事があつた。、、、」

RB'-0573

0366

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(4) 大南公司社長松下光広並びに三井物産参事
富崎万右衛門(昭34/0.9)

ヴェトナム側の主張する100万という
龐大な数は信じられないが、当事の事情(ハ
ノイの街中において毎日相当数の餓死者が路
上に倒れていた)からして2、30万はいた
のではないかと述べていた。

(5) 10月20日土橋元中將に前記(4)を質した
ところ、同氏は「2、30万の餓死者とは大
変な数である。ハノイの街に仮りに1日20
名の餓死者を出したとしても半年で3,600
名である。人口稀薄な農村においては食糧は
何んとかなるものである。農村において左程
の餓死者を出したとは思われないから自分と
してはせいぜい6、7万くらいというなら認
めてもよい」と述べた。

RB'-0573

0367

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

防務修所戦史

防務修所

① 自昭19.8 至終戦 所在佛印部隊在留期間一覽圖

佛印に在任していた期間	第二十一師団	第二師団	第三十七師団	第三十二師団	第五十五師団	独立混成第三四旅団	独立混成第七七旅団	海軍第一特別根拠地隊	軍直諸部隊
昭十九年 8月									
昭十九年 9月									
昭十九年 10月									
昭十九年 11月									
昭十九年 12月									
昭二十年 1月									
昭二十年 2月									
昭二十年 3月									
昭二十年 4月									
昭二十年 5月									
昭二十年 6月									
昭二十年 7月									
昭二十年 8月									

從前より永く北印佛印の警備に當つた

昭20.2月より逐次ビルマより転進し
南印佛印の警備に當つた

支那より北印佛印に轉進し終戦時に支那に戻つた

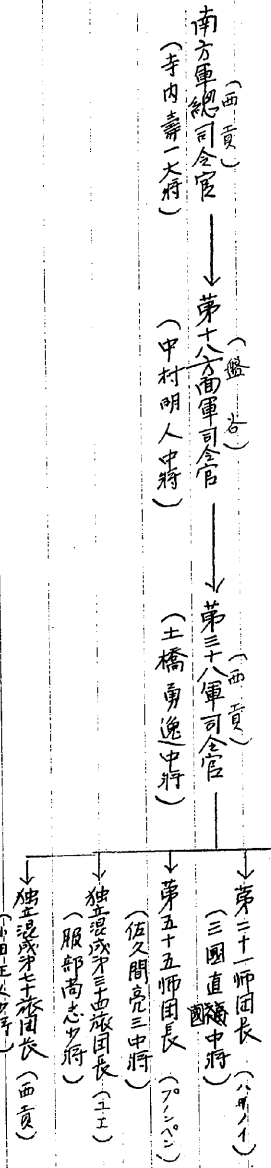
南支から北印佛印に入り終戦直前に馬朱方面に転進中であつた

ビルマより終戦直前佛印に転進し命せられ逐次佛印に到着してあつた

永く佛印の警備に當つた

各種大小雑多の部隊が佛印内に勤務してゐた

② (終戦時に於ける指揮系統)



③ (南方軍總司令部マニラより西貢に移動の時期)

昭和十九年十一月中旬